

岩崎 純一 著

『岩崎純一全集』 序巻「序説、総記（序）」

岩崎純一総合アーカイブ・『岩崎純一全集』・岩崎純一学術研究所・岩崎式十進分類法に関する序説、学問及び図書の分類、個人の知的作業の図書館情報学・資料組織論に基づく体系化・組織化の追究

編纂、監修

岩崎純一学術研究所『岩崎純一全集』編纂局

巻頭言

本巻は、『岩崎純一全集』の序巻を成し、「岩崎純一総合アーカイブ」、『岩崎純一全集』及び岩崎純一学術研究所を俯瞰的に解説し、かつ岩崎式十進分類法による岩崎個人および共同編纂者、協力者の知的作業と学問の体系化の手法を述べると共に、人間の知的作業と学問一般の体系化の試み、ひいてはインフォマティクス(informatics)全般の未来像をも述べるものである。

目次

巻頭言

第一編 「岩崎純一総合アーカイブ」(IJCA)、

『岩崎純一全集』(IJCW)、

「岩崎純一学術研究所」(IJAI) 及び

「岩崎式十進分類法」(IJDC)

の定義と目的

第一部 岩崎純一（著作者、総合編纂者、総合監修者、所長）

第二部 他の編纂者、監修者、所員（協力者、参加者）

第三部 「岩崎純一総合アーカイブ」(IJCA) 及び

『岩崎純一全集』(IJCW) の定義

第一章 「岩崎純一総合アーカイブ」(IJCA) の定義

第二章 『岩崎純一全集』(IJCW) の定義

第四部 「岩崎純一学術研究所」(IJAI) の定義

第五部 「岩崎式十進分類法」(IJDC) の定義

第六部 IJCA、IJCW 編纂の目的

第一章 実務上の目的

第二章 最大の哲学的人間学的目的

第二編 岩崎式十進分類法 (IJDC) 及び IJCA コード

第一部 IJDC 基本区分表

第二部 区分名称の由来と思想

第一章 総論

第二章 名称系統（主系・副系）、系列、アーカイブシステム、

およびこれらとグラフ理論・「木構造」や群論・集合

論・圏論との連動

第三章 昨今の大学に見られる学部・学科や大学院の再編名

第四章 科学研究費助成事業（科研費。文部科学省および独

立行政法人日本学術振興会）の公募・審査区分

第五章 図書分類法の区分名などの図書館情報学用語

第六章 街区・在所に関する用語

第七章 宇宙の大規模構造（泡構造）の階層構造名

第八章 数学・物理学の座標空間名

第八章 地層、山系、水系用語

第九章 生物分類学（ここではリンネ式階級分類）における

階級・タクソン名、その他の生物学・生態学用語

第十章 型式と性状の区分名

第十一章 一般的な文学作品の見出し区分名

	日本の法令の本則の基本形式	第三部 解説
第十二章	脚本、オペラ、演劇、歌舞伎、交響楽などの演目	第五編 第二次区分
	区分名	第一部 分類の思想
第十三章	学校法人の教職員・事務局や学生・生徒・学級の組織区分名	第二部 区分内分類
		第三部 解説
第十四章	私塾・居宅・家屋（古民家など）に関する用語	第四部 JDC 第一次、第二次区分の詳細分類表
第三部 JCA コードの構成		第五部 JDC 第一次、第二次区分と知的財産（知財）関連法規との対応表
第四部 JCA の構造の模式図		第六編 第三次区分
第五部 JDC と図書分類（書架分類、書誌分類）		第一部 分類の思想
第六部 二〇一七年一月一日方式からの主な変更内容		第二部 区分内分類
第一章 コードの構成		第三部 解説
第二章 アーカイブの略称		第四部 JDC 第三次区分と既存の図書分類法の比較表
第三章 アーカイブ番号		第七編 第四次区分
第四章 著作物の種類		第一部 分類の思想
第五章 著作物の主要内容分類、副次的内容分類		第二部 区分内分類
第六章 形態タイプ		第三部 解説
第七章 著作者の分類		第四部 JDC 第三次、第四次区分の特徴の比較表
第八章 法律・条約の規定内で許可するその他の著作権情報		第五部 JDC 側から見た JDC における変更点
第三編 第〇（零）次区分、アーカイブ開始記号としてのゼロ		第八編 第五次区分
第一部 分類の思想と解説		第一部 分類の思想
第四編 第一次区分		第二部 区分内分類
第一部 分類の思想		第三部 解説
第二部 区分内分類		

第九編	第六次、第七次、第八次、第九次、第十次区分
第一部	分類の思想
第二部	区分内分類
第三部	解説
引用・参考文献	

第一編 「岩崎純一総合アーカイブ」(IJCA)・

『岩崎純一全集』(IJCW)・

「岩崎純一学術研究所」(IJAI) 及び

「岩崎式十進分類法」(IJDC)

の定義と目的

二〇一五年四月二十四日 起筆

二〇一七年一月十二日 公開

二〇一八年一月二十一日 更新

二〇一八年三月二十六日 更新

二〇一八年十一月四日 更新

二〇一九年三月二十三日 更新

二〇一九年十二月二十一日 更新

二〇二〇年五月十日 最終更新

第一部 岩崎純一（著作者、総合編纂者、総合監修者、所長）

岩崎純一は、「岩崎純一総合アーカイブ」(IJCA)に含まれる多くの製作物の製作者または著作物の著作者であり、『岩崎純一全集』(IJCW)に含まれるほぼ全ての製作物の製作者または著作物の著作者であり、これらの総合編纂者、総合監修者であり、「岩崎式十進分類法」(IJDC)の考案者であり、これらの編集、編纂、監修、管理、公開等及びこれらに関連または付随するあらゆる活動を行う個人で

ある。

IJAI・IJCA・IJCW・IJDCとは、学際的・超域的な思考と活動形態を有する全学術網羅型の自然人（ここでは、岩崎純一本人）の全著作物・学術活動等を、日本の国内法を遵守しつつ、総合的に把握し、補佐し、整理し、アーカイブ化するための知的作業プロジェクトである。

IJCA及びIJCWの総合編纂者、総合監修者、IJAIの所長、IJDCの考案者としての岩崎の活動の詳細は、第二巻に記す。

第二部 他の編纂者、監修者、所員（協力者、参加者）

IJCA及びIJCWの編纂、監修、IJAIの運営には、協力者、参加者の中から岩崎が指名した者が編纂者、監修者、所員として協力、参加する。

活動の詳細は、第二巻及び第三巻に記す。

第三部 「岩崎純一総合アーカイブ」(IJCA) 及び

『岩崎純一全集』(IJCW) の定義

第一章 「岩崎純一総合アーカイブ」(IJCA) の定義

岩崎純一の製作物及び著作物、岩崎純一が利用した他の製作者及び著作者による製作物及び著作物、岩崎純一が私蔵する貴重な製作

物及び著作物、他の製作者及び著作者から岩崎純一に提供された製作物及び著作物を資料として枚挙したセルフアーカイブを、「岩崎純一総合アーカイブ」(Iwasaki Junichi Comprehensive Archive、略：IJCA)（以下、随時「アーカイブ」と称する）。

このうち、後述の通り、【2系】資料は『岩崎純一全集』(Iwasaki Junichi Complete Works、略：IJCW)を構成し、各系の【1群】資料と、【1群】資料の附属資料（【0群】～【9群】に含まれる一部の資料）は、「岩崎純一学術図書館（学術文庫）」(Iwasaki Junichi Academic Library、略：IJAL)を構成する。

また、岩崎および他の IJAI メンバーが芸術活動を行う際は、「岩崎純一芸術団」(Iwasaki Junichi Art Group、略：IJAG)を称するが、その活動と作品の内容は、やはり IJCA・IJCW の一部である。IJCA の資料コードは、墨付き括弧（【 】）で表す。

また、IJCA 資料のうち、電子的形態で（デジタル・アーカイブとして）集積・保存してある資料は、主にインターネット上において学術機関リポジトリとして公開しており、これを「岩崎純一学術研究所リポジトリ」(Iwasaki Junichi Academic Institute Repository、略：IJAIR)と称する。

第二章 『岩崎純一全集』(IJCW) の定義

IJCA のうち、岩崎純一の著作物及びその引用著作物を合わせて『岩崎純一全集』(Iwasaki Junichi Complete Works、略：IJCW)

（以下、随時『全集』と称する）。

狭義には、このうち特に、岩崎純一の「言語の著作物」及び「言語の著作物」に引用した自らの著作物（「美術の著作物」、「図形の著作物」等）を慣例でこのように称するが、アーカイブ上の『全集』とは、岩崎純一の著作物を枚挙したもの（目録及びリポジトリ）を指す。また本集には、本集に収めていない他の著作物の解説をも収めている。

この IJCW 自体もまた、個人全集として、NDC 等の図書分類のいずれかの区分に分類されることになるのであろう。

なお、本巻及び IJCW 全体において、「岩崎純一の著作物」とは、「(A) 岩崎の独自の著作物」のみを指す場合と、「(A) 岩崎の独自の著作物部分と、(B) 岩崎が引用・利用した他の著作者の著作物部分との総称」とを指す場合があり、通常は前者を指す。但し、(B) は、(A) と同様に、利用者（第三者）が引用・利用できるものであること、及び、岩崎の著作物では (A) が主たる部分、(B) が従たる部分となっており、著作権法上の引用の原則が徹底されていることから、単に「岩崎の著作物」とある場合でも、(A) と (B) の総称を指すことがある。不明な場合は随時問い合わせよ。

第四部 「岩崎純一学術研究所」(IJAI) の定義

IJCA、IJCW 及び次の IJDC の作成、編集、管理その他の一切の業務は、「岩崎純一学術研究所」(Iwasaki Junichi Academic Institute、

略：IJAI）（以下、随時「研究所」）及びその所長たる岩崎純一と所員が執り行う。

第五部 「岩崎式十進分類法」(JIDC) の定義

IJCA、IJCW 及び IJAI は、岩崎式十進分類法 (Iwasaki Junichi Decimal Classification、略：JIDC) に従って分類、構築、設置を行う。

JIDC は、既存の数々の学問・図書分類法を参考にしつつ、岩崎純一の学術活動を網羅・枚挙することを目的として考案された十進学術分類法である。

JIDC として分類法を改変すること（分類の内訳の編集や階層の入れ替え等、あらゆる変更のいずれかを行い、かつ引き続き JIDC 及びその著作者を名乗ること）は、岩崎純一のみがこれを行う権利を有するものであり、他の何人もこれを行ってはならない。但し、JIDC を著作権法の規定の範囲内で利用すること（JIDC を研究すること、JIDC を自身の著作物の整理のために私的に借用すること、JIDC を借用したことを明示して新たな分類法を発表すること等）は、他の何人もこれらを行って差し支えない。また、高度の情報科学を身に付けた特定の共同編纂者は、岩崎からの要請により、JIDC の分類法の微調整やその一部の管理を担うことができる。

JIDC の各区分は、岩崎純一学術研究所ウェブサイト (<https://iwasakijunichi.net/>) の各ディレクトリ階層に一致する。

第六部 IJCA、IJCW 編纂の目的

第一章 実務上の目的

このセルフアーカイブは、在野の研究者である岩崎純一の学術・芸術活動による知的財産・著作物等の第三者による有意義な二次的利用の促進と不正利用の防止の双方を主な目的として、それらのメタデータ（電磁的記録や紙媒体の概要、書誌情報、保存形式、著作権情報など）を掲載、枚挙し（目録）、可能な限りそれらの本体データをも主にサーバー上で提供する（リポジトリ）試みである。

またその上で、内容についてオープンアクセス（無料公開）としうるものについてはその全文・全部をサーバー上に IJAI のウェブサイトのコンテンツとして公開しており、このサイトは事実上のリポジトリの役割を果たしている。

その目的として、第一には、活動を目録及びリポジトリとして網羅的・羅列的に把握し、理路整然と整理・編纂することで、閲覧者・利用者の便に供することを目的とする。

昨今は日本でも、欧米諸国と共に、公的機関や大学、研究機関等において、その学術的成果物を電磁的に保存・公開する「機関リポジトリ」の構築が盛んである。公開されているものは、商品化されたもの（有料の書籍、雑誌、学会誌など、一部の知的財産権・著作権が出版社や学会などにあるもの）は当然少ないが、公文書、大学

法人関連文書、会議録、大学の紀要や報告書、博士論文、修士論文、研究ノート、講演記録、地域資料、古文書など、著者や編者自らが多くの権利を有し自由に無料公開できるもの（むしろ無料公開されるべきもの）がほとんどである。特に、学位規則の改訂により、二〇一三年四月一日以降に授与された博士の学位に係る論文（すなわち博士論文）は、印刷公表に代えてインターネットでの公表が義務化されたほか、公金・税金が投入された研究で得られた災害関連情報や医療情報なども随時公表され始めている。

この「機関リポジトリ」の手法を、従来の学問分類や商業的流通ルートを迂回しながら極めて学際的・分野横断的な活動を展開する個人（自然人）の一人である岩崎純一に適用すること、そして、そこからインフォマティクス (informatics) 全般の未来像をも語る（ことが、当目録とリポジトリの構築の第一の目的である）。

一方で、著作者が自由に適用できるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスなどに限らず、日本国の著作権法やベルヌ条約・TRIPS協定自体に違反する岩崎の著作物の利用が後を絶たず、随時注意・警告を行い、法的手段を行使してはいるものの、違法利用された全ての著作物、権利、損失を回収することは不可能と言える。本来、著作権の発生には権利の主張の明示を必要としないが、今後とも著作権や著作者人格権を主張したりこれらを考察したりする際の明示された根拠とすることを第二の目的として、本目録・リポジトリを作成する。

第二章 最大の哲学的人間学的目的

JICA、JICW 編纂の最大の目的は、岩崎純一のあらゆる活動について保存・継承すべく既に尽力下さり、またその研究に既に取り組んで下さっている方々、学術研究や実験の対象となる岩崎の共感覚等の知覚様態や脳神経系・精神のはたらきについての著述や情報を岩崎の著作物から得ようと努力・腐心されている方々、今後これらの活動に取り組まれるであろう現在の学生や子供たちが、岩崎純一の死後におけるその著作物等の保存・継承・研究活動において、岩崎自身の生前におけるその編纂の方針や意向の伝達の不足不備のために多大な困難と心労を抱えることにならないよう、可能な限りこれらを示しておくことである。このことは、私にとっては必然の作業であると感じる。

私岩崎が現在、公事・私事に限らず、他のあらゆる職務において抱え、私の多大な困難と心労の種となっている実務を取り上げてみれば、その多くが、これを平然と残して死去したか、またはこれを放置して生活する高齢者、とりわけ、社会的上位者や、高度経済成長期に職務を怠った後期高齢者が、生前に自ら終えるか、終えられないならばその継承者にその処理方法を懇切丁寧に教授してから死去または引退すべきであった実務である。この実務に費やす多大な月日と時間のために、断念せざるを得なかった日本の文化的事業がどれほどあるか分かったものではない。

人の死はいつ訪れるか分からないが、そうであるからこそ、自身

の死について思慮と責任が浅く、その実務的处理かつ内面的準備を怠る無責任な人間に対しては、いくら先人といえども敬意と感謝の情が湧く余地はない。流行のエンディングノートを付けたり、自分の墓を準備したりすることのみが現代人の生前最期の事業ではないはずである。

一介の国民個人の手が届かない国家的文化事業は別にして、手が届くばかりか自身の手で生み出した著作物に関して、スマートフォンさえあれば簡単に手に入る民法や著作権法を元に整理することなどは、芸術家や文化人や大学教員の己の人生における義務の範囲内であると私は考える。

このように考える一介の三十歳代の男が、自らの著作物について生前に行くべきことは、前述の通り、既に運命的に（ニーチェ哲学における運命愛として運命的に）決まっていることであると感じ、また、その運命に喜びをも感ずるのである。

第二編 岩崎式十進分類法 (JDC) 及び JCAコード

二〇一五年四月二十四日 起筆

二〇一七年一月九日 公開

二〇一七年一月十二日 更新

二〇一七年十月十六日 更新

二〇一八年一月二十一日 更新

二〇一八年三月二十六日 更新

二〇一八年十二月十六日 更新

二〇一九年二月十六日 更新

二〇一九年六月三日 最終更新

著作権者への問い合わせが必要

第一部 JIDC 基本区分表

系列	系統		資料の管理体制	岩崎と女性局の共同管理下	岩崎の全面管理下	岩崎式十進分類法 (JIDC) ※ 第一～五次区分は【0】～【9】の十分類。第六次以降の分類数は自由。
	学系(学術研究所系)	主系、基幹系、無機系、固定系				
系列	大学系	女性主系、基幹系、無機系、固定系	副系、有機系、生命系、生体系、流動系	岩崎と女性局の共同管理下	岩崎の全面管理下	アーカイブ (JICA) 基本名称 (第三次区分までは常置。第四次区分以下は臨時設置。第六次区分以下の分類数は、基本は十分類だが、自由。)
	保管庫					
	系(書庫)					
	系、倉庫					
	系(天文)					
	系、宇宙系)					
	系、地球系)					
	系、火山系)					
	系、(土壌)					
	系、(山)					
系列	系、(水)	女性副系、有機系、生命系、生体系、流動系	副系、有機系、生命系、生体系、流動系	岩崎と女性局の共同管理下	岩崎の全面管理下	『岩崎純一全集』(JICW)としての名称(第五次区分までは常置。第六次区分以下も頻繁に設けられるが、分類数は極めて自由。)
	系、(生物)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
系列	系、(生)	女性主系、図書系、女性副系、脚本系、部班制	主系、部班制	岩崎と女性局の共同管理下	岩崎の全面管理下	『岩崎純一全集』(JIAI)のスタッフ編制としての名称(主系は部班制、その各区分は部班という。副系は学園制、その各区分は、第一～三次は学園、第四～十次は学級という。第0・一次区分は常置。それ以下は臨時設置。)
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
系列	系、(生)	女性主系、図書系、女性副系、脚本系、部班制	主系、部班制	岩崎と女性局の共同管理下	岩崎の全面管理下	ウエブサイトのディレクトリ階層の URL (iwasakijunichi.net ※)
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					
	系、(生)					

第○次	区分 (総称)	第一次 区分	(知財・著作者・著者分類)	第二次 区分	(製作物・著作物分類)
アーカイブ(主座)	大系	女性 大系	女性 系、女性	群	女性 群
	大学系	既存女 性大学	女性系、 女性域、 女性圏	群、環、 際	女性群、 女性環、 女性際
	保管庫、 書庫、倉	女性保 管庫、女 性書庫、 女性倉	女性庫	群、境	女性群、 女性境
	天、宇	女性 天、女 性宇	女性 系、 圈	群	女性 群
	球、大	女性 球、女 性大	女性 層、 堆	群	女性 碎、 屑、丘
	大山、 山脈	女性 大山、 女性山脈	女性 脈	山	女性 山
	大、洋、 大海	女性 大、女 性洋、 大海	女性 洋	海	女性 海
	大帝	女性 大帝	女性 帝	界、相	女性 界、 女性相
岩崎純一学術研究所	所(研究所、 学術研究 所)	女性局(総 称)	女性局《女 性堂、女性 舎》	部(本部は 室)《廊、殿》	女性部(本 部は女性 室)《女性 廊、女性殿》
岩崎純一学術研 究(女子)学園	学園(研究学園、 学術研究学園)	女性園(総称)、 女性堂(総称)、 女子学園、女子 学院、女子学舎、 女子学校	女性園、女性堂、 女性舎、女子園、 女子堂、女子校	院、廊(本部は 府)	女性院、女子院 (本部は女性 府、女子府)
岩崎純一 大神宮	大神宮、大 社、神社	女性堂(総 称)、女子 学院、女子 学舎	女性堂、女 性舎	院、廊(本 部は府)	女性院、女 子院(本部 は女性府、 女子府)
岩崎純一 寺	寺、院、 寺院、精 舎	女性寺、 女性院、 女性寺	女性堂、 女性舎	境、院、 廊(本部 は府)	女性境、 女性院、 女子院 (本部は 女性府、 女子府)
岩崎純一 大聖堂	大聖堂、聖 域	女性聖堂、 女性聖域、 女子聖堂、 女子聖域	聖女堂、聖 女舎	院	聖女院
※、資料	(ル) はメ	ト イン	※、*	※、●、*	
	リ) 置。	レク トに			
	配				

第六次 区分 (題目、 大見出 し分類)	第五次 区分 (年代 分類)	第四次 区分 (学 問・図書 分類一)	第三次 区分 (学 問・図書 分類二)
座 女性座	要目 (女性) 女性目	綱目 (女性) 女性綱	類目 (女性) 女性類
象 女性象	科 女性科	分、区 女性分、 女性区	領、野、 門、
地 女性地	帯 女性帯	街、分、 区、	野、領
座、女 性、女 性象	線、女 性帯	波 女性波	東、女 性、女 性団
礫 女性	石 女性	岩 女性	塊 女性
根 女性	木 女性	林 女性	森 女性
口 女性	江、 女性	湾 女性	灘 女性
属 女性	科 女性	区 女性	門 女性
部 女性部	上 (同 女性編)	上 (同 女性巻)	女性東
量 女性量	下、目 (以 次)	幕 (通し 番号)	合
性柱 女性族 《女 性柱》	性楼 女性役 《女 性楼》	邸 女性係 《女 性邸》	班、館、 棟
女子級 女性級、 女性級	女子組 女性組、 女性組	女子会 女性会、 女性会	団
女級 (聖) 巫	女組 (聖) 巫	女会 (聖) 巫	団
女子級 女性級、 女性級	女子組 女性組、 女性組	女子会 女性会、 女性会	団
女子級 聖女級、 聖	女子組 聖女組、 聖	子会 女性会、 女	団
る。 階層とな 内の目次 では資料 し、『全集』 踏襲。但 た構造を 整然とし は右記の だが、基本 以下、自由	以下、自由 だが、基本 は右記の 整然とし た構造を 整然とし は右記の だが、基本 以下、自由	※／●／●／ ●／●／●／ ●／●／●／	※／●／●／ ●／●／●／

第十次 区分						第九次 区分						第八次 区分						第七次 区分					
(型式、 性状分 類二)						(型式、 性状分 類一)						(小見 出し分 類)						(中見 出し分 類)					
式女性						型女性						軸女性						標女性					
女性式、 女性状、 女性質、 女性態						女性型、 女性性、 女性体						型(か) た、形、 性、体						女性度					
女性式、 女性状、 女性質、 女性態						女性型、 女性性、 女性体						型(か) た、形、 性、体						種、番					
女性粒						女性星						軸、度						女性限、 女性標、					
女性粘						女性泥						女性砂						女性灰、 女性土					
女性花						女性葉						女性節						女性枝					
女性源						女性溪						川、床						女性河					
女性態						女性体						女性種						女性列					
女性号						女性項						女性節						女性章					
女性聲、 女性細						女性言						女性話						女性段					
女性手 《齋》						女性身 《房》 《女性》						女性家 《女性》 《屋》						女性員 《女性》 《宅》					
女性徒、 女性子、 女生徒、 女子生						女性生、 女子生						女性補、 女子補						女性梓、 女子梓					
(聖)女、 巫女、 徒、 巫女、 子						(聖)女、 巫女、 生						(聖)女、 巫女、 補						(聖)女、 巫女、 梓					
女性徒、 女性子、 女生徒、 女子生						女性生、 女子生						女性補、 女子補						女性梓、 女子梓					
聖女徒、 聖女子、 聖女生、 子生徒						聖女生、 聖女子、 生						聖女補、 聖女子、 補						聖女梓、 聖女子、 梓					

第二部 区分名称の由来と思想

第一章 総論

IJDCは、IJCAの根幹を担うIJCW、すなわち学術的な文章・図書資料の分類の利便性を優先するため、図書分類として機能するよう構築されている。

但し、構想段階より、図書分類以外にも、次のような種々の学術分類をも参考にしている。これらを総合的に吟味し、IJCAの管理において有用と考えられる部分のみを採用し、独自の十進分類法としたものが、IJDCである。

ここでは、区分方法・概念ではなく区分名称の由来と思想を中心に述べ、各区分の分類思想については各区分の解説に譲る。

● IJDCに取り入れた主な学術上の分類法

- ▼ 昨今の大学に見られる学部・学科や大学院の再編名
- ▼ 科学研究費助成事業（科研費。文部科学省および独立行政法人日本学術振興会）の公募・審査区分
- ◇ 「系・分野・分科・細目表」（平成二十九年度以前）および「審査区分表（大区分、中区分、小区分）」（平成三十年度以降）の両方
- ▼ 図書分類法の区分名などの図書館情報学用語
- ◇ とりわけ、十進分類法である日本十進分類法（ZDC）、

国際十進分類法（UDC）、デューイ十進分類法（DDC）。次点として、展開分類法（EC）、国立国会図書館分類表（NDLC）の分類名

▼ 街区・在所に関する用語

▼ 宇宙の大規模構造（泡構造）の階層構造名

▼ 数学・物理学の座標空間名

▼ 地層、山系、水系用語

▼ 生物分類学（ここではリンネ式階級分類）における階級・タクソン名、その他の生物学・生態学用語

▼ 型式と性状の区分名

▼ 一般的な文学作品の見出し区分名

▼ 日本の法令の本則の基本形式

▼ 脚本、オペラ、演劇、歌舞伎、交響楽などの演目区分名

▼ 学校法人の教職員・事務局や学生・生徒・学級の組織区分名

◇ とりわけ、女子学園、女子学院（大学、高等学校、中学校）の組織区分名

▼ 居室・家屋（古民家など）に関する用語

このほか、IJDCの構築にあたり、引用・参考文献に挙げた全ての文献やウェブサイトを参考としている。

以下に、IJDCの構築にあたって行った勘案、吟味の仔細を述べる。

第二章 名称系統（主系・副系）、系列、アーカイブシステム、 およびこれらとグラフ理論・「木構造」や群論・集合 論・圏論との連動

● IJDCには、第〇次区分から第十次区分までの十一区分が設置されている。通常は、各区分は「第〇次区分」ではなく、表中の個別の区分名称（漢字一文字・数文字）で呼び表される。

● 理論上は IJDC には、IJCA、JJCW、IJAI、システムのそれぞれに十の十乗（百億）通りの区分（資料分類や内部組織）が存在することになるが、ほとんどの区分は常置されておらず（常置は数十の部班のみ）、資料の編纂・管理作業時に臨時設置される。但し当然、第〇次・第一次区分は常置され、その他の上位・中位区分（第三次～第五次区分）も頻繁に設置される。また、下位区分となるほど、分類方法の自由度も増す傾向にある。

● 区分名称は、基本的には音読みするが、同音異義語が存在するため、留意すべきである。音読みが重なる場合は、訓読みすることと音の重複を避けることが多い。（例：「系」、「景」、「型」などの音がいずれも「けい」であるため、「型」を「かた」と読むなど。）

● あるいは、「体」については、「帯」などとの音の重複を避けるため、「たい」ではなく「てい」と読むなどの工夫も行っている。このように、ともかく一聴して分かる読みとするのが原則であ

る。

● 但し、「束」、「身」、「手」などは「たば」、「み」、「て」と訓読みすることがある一方、「灘」、「泥」は「なだ」、「でい」の音読みのみが用いられるなど、区分名、特に語義により差が大きい。なお、「梓（わく）」は、IJDC 唯一の国字・訓である。

● 「部」の名称は、第二次区分の IJAI 名称と第六次区分の JJCW 名称の双方で用いられている。区分も意味概念も異なるので、留意されたい。

● 本来、IJDC が適用される資料アーカイブである IJCA の本体の数は、唯一つであると言うことができ、JJCW も女性編纂別添資料アーカイブも IJCA の内部構造（要素）にすぎないと言うことが可能である。（この場合、第〇次区分主系としての IJCA を「主座」と呼ぶことがある。第六次区分の「座」とは異なる。）

● しかしながら、これら独立性の強い内部構造には、IJCA の他の部分とは別に独自の区分名称が与えられている。

● JJCW は、完全に固有の区分名称を持つ。女性と岩崎が共同管理する女性資料アーカイブは、各区分名称の先頭に「女性」の二字を付した名称を持つ。

● IJAI の組織区分名も、IJCA、JJCW とは別に固有の名称を持つ。

● IJCA、JJCW、IJAI のそれぞれに二つの名称系統、主系（基幹系）および副系がある。従って、IJCA、JJCW、IJAI のそれぞれに、主系、副系、女性主系、女性副系の四つの命名系統が存在

在する。

主系と副系の内容は、完全に同一のもの（アーカイブと資料）であつて、資料分類の思想上（後述）において呼称が異なるのみである。

主系および副系の名称は、後述するシステムの冗長化における主系、副系から採られたものである。

後方に区分ごとの解説を掲載しているが、これらは主系名称によつて解説している。

副系は、さらに様々な系列とその名称を有する。これらの系列には、前掲の様々な分類法における名称が取り入れられているが、JDCの各系列は既存の分類法に一致せず、複数の分類法から区分名称が取り入れられている。

深い階層のアーカイブまたは資料を表現する際は、系統・系列を横断しないことが望ましいものの、どのアーカイブまたは資料をいずれの系統・系列名で表現しても差し支えない。

主系と副系の複系統を設けた目的は、次の通りである。

JCAにおいては、多くの資料が主系名称で呼ばれるが、有機体（生命体、生体）に関わる資料（例えば、人物や動植物を撮影した映像、写真、あるいは有機体自体など）には、副系名称が好んで充てられる傾向にある。JCA副系には、後述の通り、生物分類学に基づく名称などが取り入れられており、主系（基幹系）を無機系（または、固定系）とも呼ぶのに対し、副系を有機系（または、生命系、生体系、流動系）とも呼ぶ。

JCA副系は、現実系と比喩系に分かれる。

現実系は、資料のデータ保存、物的保管の作業において実用的であり、頻繁に主系と併用されるものである。大学系は文書・画像データ保存（後述の【1群】・【2群】・【6群】・【9群】）、保管庫系は物的保管（後述の【3群】・【5群】）に有用である。

比喩系は、JCAを宇宙や地球、山海の構造に喩えたもので、いかなる資料に用いても差し支えない。表中では、実際の宇宙・自然界における構造の規模が大きな順に掲載した。なお、JDCでは、一般に有機体・生命体のシステムを意味する生態系のみならず、その舞台である地層系、山系、水系をも含む非有機体の自然物への比喩（比喩系）全体を「有機系」と称する。また無論、有機系は、有機（化合）物を含む資料にのみ付す名称系列ではない。命名の詳細は後述する。

JCWにおいても、同じく多くの資料が主系で呼ばれるが、文章・図書資料のうち、実話録、体験談や、当該文章のみで完結しない芸術の草稿の文章（演劇、交響楽などの総合芸術の脚本、台詞など）には、副系が好んで充てられる傾向にある。JCW副系には、後述の通り、演劇、交響楽用語が取り入れられており、主系を図書系とも呼ぶのに対し、副系を脚本系とも呼ぶ。

JAIにおいても、同じく多くの場合は主系で呼ばれるが、JAIないしJCAの活動の場の全体を一つの学園、学校、教育機関と見る女性スタッフおよび一般女性は、副系を好んで用いる傾向にある。JAI副系には、後述の通り、女子学園、女子学院の組織

区分名が取り入れられており、主系を部班制（各区分は部班）とも呼ぶのに対し、副系を学園制（各区分は、第一次～第三次区分は学団、第四次～第十次区分は学級）とも呼ぶ。但し、主系の部班制の採用自体も、第二巻で述べる通り、元は女性スタッフの発案を契機とするものであった。

IJAI 副系は、学園（大学、高校）制、神道制、仏教制、ミツシヨン制に分かれる。これらは、「制」の代わりに「系」ともいう。現在に至るまで、日本の宗教系学校は圧倒的に女子校に多いが、IJAI 副系についても、女性が好んで用いており、ほとんどIJAI 女性副系と同義と言っても過言ではない。

ウェブサイトおよび資料管理システムにおいては、主系と副系は、それぞれメイン（サイト、システム）、サブ（サイト、システム）ともいい、稼動機（稼働中のウェブサイト担当機）とコードスタンバイ（ないしウォームスタンバイ）の関係にある。主系と副系の相互の階層構造は当然完全に一致しており、サイトとシステムどうしの階層構造も完全に一致している。

すなわち、これらは全て同一のものであり、副系はバックアップシステムであり、主系の冗長化である。（ここでの主系、副系の用語の使用法こそが本来の使用法であるが、前述の通り、IJCA、IJCW、IJAI の主系、副系の語としても借用した。）

これらの各システムは、前述の IJCA、IJCW、IJAI のような四系統ごとの個別名称は持たないが、メインサイトで公開中の資料には、メインシステム資料のうち、前述の無機系かつ図書系の

資料が多いことから、一般閲覧者がメインサイトで目にするのは主に IJCA、IJCW、IJAI の主系名称である。サブサイトは、概念上はメインサイトのミラーサイトを指すが、現在はシステムのバックアップは当然行っている一方、ミラーサイトはサーバー上に設置していないため、あくまでも理論上の名称である。

一方、女性サイトおよびシステム（メイン、サブ両方）は、女性局サイトとして公開中のページを除き、第二巻以降に述べる女性施設の端末のみで利用できるものであり、非公開資料を限定的に提供するサイトおよびシステムを指す。

「系」の語は、全ての IJDC 用語の基幹を成す語であり、系統（主系・副系）、系列（学系・現実系・比喻系など）、第〇次区分（大系・既存大学系など）、第一次区分（系）の四概念について用いられる。

第〇次区分の名称には、他の区分名称と異なり、表中の通り様々な漢字熟語が充てられている。第一次区分の名称の頭に「大」を付したものが多く、とりわけ比喻系と IJAI 名称は独特な名称を有する。

IJDC をグラフ理論、とりわけデータ構造としての「木構造」（厳密には、連結で閉路のない有向の根付き木構造、すなわち、有向非巡回グラフ）として見る場合（「山系」の項に詳述）、各資料ないし資料群を「ノード（節点・頂点）」、資料（群）間関係を「エッジ（枝・辺）」と見ることができる。この場合、各ノードは、区分名称 X を伴って、「Xノード」（「綱」ならば「綱ノード」、

「列」ならば「列ノード」など」という。

但し、この木構造・ノード方式は、同じく樹木構造への比喻を取り入れた「山系」と親和性が高いため、通常は「山系」用語で「山ノード」、「森ノード」、「林ノード」などと呼ばれる。「山系」の解説を見よ。

● JDC（乃至その物的実体や電磁的データとしての JCA）を集合論において観察する場合、まずは単に、各著作物・データ（の集合）を元や集合とする素朴集合論として運用することが可能である。

一方、公理的集合論（ZF ないし ZFC 公理系）として理解する場合、世のあらゆる物やデータまたは JDC（JCA）の第〇次区分を「普遍集合（宇宙、Universe、 $\cup$ ）」と定義できるが、JDC の区分の相互関係が包含関係にあると見るか帰属関係にあると見るかによって、記法が異なってくる。

例えば、JCW、第一集、X 巻などは、元と見るとき、「 $X \cap$ 【2系1群】 $\subseteq$ 【2系（JCW）】 $\subseteq$ 【JCA】」が成り立つが、X は下位の区分（編、章、節など）の集合でもあるから、「 $X \cap$ 【2系1群】 $\cup$ 【2系（JCW）】 $\subseteq$ 【JCA】」とも表すことができる。公理的集合論において、「 $X \cup Y \cap Z \subseteq X \cap Z$ 」は成り立つ一方、「 $X \cap Y \cap Z \subseteq X \cap Z$ 」は必ずしも成り立たないことから、全製作物・著作物を第〇次区分そのものであると定めている JDC の区分関係は、通常は包含関係によって記述・運用することが望ましいと考えられる。

また、その場合、区分 X とそれが包含する十個の集合（ $X+1$ 区分を構成する集合族）とは対称関係にあるため、多くの著作物が横断的・超域的な性質を有し、ある区分（分類）への著作物の恒久的帰属を追求するわけではない JCA の実状に、よく合致する。

例外として、各著作物を元、各区分を帰属先とする反対称関係による理解（この場合の記法は、前述の通り、「 $X \cap$ 【A】」などとなる）は、当該著作物が概ね JDC における最末端の要素と認められる場合には、有効である。すなわち、それ以下の内部構造・分類を持たないと見て差し支えないほどの（分野や内容が）狭小な著作物についてのみ、有効である。

なお、JDC においては、定義上当然ながら、集合族としての区分 X はそれが包含する十個の集合族 $X+1$ の和に一致する。

JDC は、群論における「群」・「環」概念、ZFC 公理系以外の集合論における「類（クラス）」・「級」概念、圏論における「射」・「写像」概念などをもって理解することも可能であり、元より、グラフ理論（前述）、群論、集合論、圏論を折衷した構造を有すると言える。

「群」、「環」、「系」、「族」、「類」、「圏」などの語は JDC の区分名称でもあるが、群論、集合論、圏論用語としてのそれらとは意味概念が異なる。JDC では、類似の著作物の集まりを集合論における「集合」とする観念的理解と共に、著作物を三次元時空に配置する視覚的・触覚的理解を重視しており、後者については、

宇宙の大規模構造（泡構造）の階層構造名や数学・物理学の座標空間名の章で解説する。

第三章 昨今の大学に見られる学部・学科や大学院の再編名

● JDCの第一次・第三次区分の「系」、「域」、「圏」、「群」、「環」、「際」、「類」は、JCA全体の上位・大分類領域（資料組織）を形成する最重要概念である。これらは、図書分類としてではなく学術分類として見るとき、「学系」、「学域」、「学圏」、「学群」、「学環」、「学際」、「学類」と称することがある。これらの語は、主系学系や副系大学系のみならず、保管庫系や天系にも適宜取り入れている。

また、JDCの第一次・第二次区分の「堂」、「舎」、「院」、「府」は、JAIの幹部陣営（人的組織）を成す最重要概念である。これらは、事務局組織としてではなく学術組織として見るとき、「学堂」、「学舎」、「学院」、「学府」と称することがある。（「園」、「局」、「部」などについては、別途後述した。）

昨今の大学における「学系」、「学域」、「学圏」、「学群」、「学環」、「学際」、「学類」、「学堂」、「学舎」、「学院」、「学府」の語と、JDCにおける「（学）系」、「（学）域」、「（学）圏」、「（学）群」、「（学）環」、「（学）際」、「（学）類」、「（学）堂」、「（学）舎」、「（学）院」、「（学）府」の語とは、これ以降に展開する解説の通り、相互に

意味が大きく異なる。元より、大学によっても、これらの組織上の意味や階層の上下関係は大きく異なる。

なお、「際」は、大学においては、ほぼ「学際」の熟語として用いられ、学問分野を表す語としては、東京大学を除き、あまり用いられない。

また、「学群」は筑波大学が、「学環」は東京大学が、それぞれ当時の学長または自校が日本で初めて生み出した造語であると主張しているが（前者は後の筑波大学学長の福田信之の著『筑波大学のビジョン』に基づく主張、後者は後述の情報学環の主張）、語の使用法の獨創性は別として、学術の横断を意味する国語単語としては、それぞれ同大が初出であるかどうかは怪しい。ここでは、この問題には大きく触れないものとする。

● まず、大学の学部・学科領域において採用数が比較的多い制度名称である「学系」、「学域」、「学群」、「学類」を取り上げる。

これらは、筑波大学、福島大学、金沢大学、宮城大学、大阪府立大学、高知工科大学、北九州市立大学、桜美林大学、日本工業大学など、主に地方の大規模大学に見られ、従来の「学部」（学校教育法第八十五条が、大学における学部の設置を「常例」としている）や「学科」、あるいは教職員組織に代わる概念として注目されている。これらの組織は、学校教育法第八十五条において「当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合において」設置できると定められている「学部以外の教育研究上の基本となる組織」である。また、これらの組織名称と

なっている語は、国語単語としては古くからある語であっても、大学での教育研究組織の改組・再編に用いられるようになったのは最近であり、その意味では造語と言えなくもない。

なお、JDC 名称は基本的に、「系」や「域」など一字であるが、これは、実際の大学の組織名称において、「系」には「学系」のほか「論系」や単なる「系」が、「域」には「学域」のほか「領域」が見られるなど、末尾が一定している一方で、必ずしも頭に「学」を伴うとは限らず、この現状に対応するためでもある。

筑波大学は、建学当初より学群、学類（以上、大学院生を除く学生）の所属組織、教育組織、学系（教員・大学院生所属組織、研究組織）制度を採用している。（「学系」は二〇一二年に廃止され、新たな教員組織「系」へ移行。）

一方で、小規模大学や単科大学、専修学校では、これらの語は現在でもほとんど採用されていない。確かに語義の上でも、「学問の集合」を思わせる「学群」などの語をこれらの学校で用いることは、そもそも創立理念、校風や規模などの実情に照らして不釣り合い、不適切であるし、かえって「学問の過度な寄せ集め」と映りかねないであろう。

また、JDC に存在する語で、古くから多用され、かつ昨今の大学の組織再編でも多用されている語に、「院」がある。当然、日本において「院」の名を持つ代表的な学術組織は、「大学院」である。「院生」と言えば、一般には「大学院生」のことを指してきた。

しかし現在、「院」は、「大学院」のほか、「研究院」、「学院」、「学術院」など、様々な大学内部組織の名称として使用されている。

なお、JDC 名称の「院」は基本的にこの一字であるが、前述の「系」などと同じく、これら昨今の大学における多種多様の「院」制度の名称に対応するためである。

さらに、昨今大学において学部・学科や大学院（研究科）、教員組織名に代わる語として採用が見られる新語には、「学環」、「学環」、「学際」、「学堂」、「学舎」、「学府」などがある。

「学際」は、“interdisciplinary”の訳語として、「国際」を模して一九七〇年頃に造られた語である。その後、「学際的」という派生語も生じた。

前述の通り、「際」は、ほぼ「学」を伴うこれらの熟語としてのみ登場する。一方、JDC の「際」は、「学際」としてもよいが、基本的にはこの一字のみの名称であるが。その他の JDC 名称が基本的に一字である理由は、これまでの解説と同様である。

さて、新たな概念として多用される「院」（「大学院」を除く「研究院」、「学院」、「学術院」など）の語と、「学環」、「学環」その他の新語は、一九九〇年代から現在に至るまで行われ続けているいわゆる「大学院重点化（部局化）」や、一九九九年五月における改正学校教育法の公布と大いに関係がある。

「大学院重点化」とは、あくまでも学部組織の基礎を置き、大学院を学部に加えられる教育研究組織と位置付けていた従来の

大学の体制を、大学院を中心とする体制に再編すること全般をいう。

具体的には、学部学生定員の削減と大学院学生定員への振り替え、これまで学部への所属が通例であった教員の大学院への配置換え、国に対する大学の研究指向の積極的提示などにより、予算（当時の積算校費、二〇〇〇年度からは教育研究基盤校費）の増加を目指す形で行われた。

但し、大学院重点化は、従来の研究科そのものの改組やその名称の変更を伴うとは限らず、単なる定員の変更や人員の配置転換にすぎないもの（厳密には「重点化」と言えないもの）も多かった。「末は博士か大臣か」と言われた時代が終わり、大学院生の質の低下、博士号を持つ者の急増を招いたのも、実質的な「重点化」を伴わない定員調整・人的再編によるものである。

一方、一九九五年の学校教育法の改正によって、国立学校設置法（現在は、国立大学法人法の施行に伴い廃止）第三条の四で、大学院に研究部（教員の研究組織）と教育部（大学院生の教育組織）を設置できることが定められ、実際に多くの大学でこれらの設置が進んだ。

これら研究部・教育部の名称は、そのまま「研究部」・「教育部」とする以外にも、様々な名称が認められた。法律上の研究部・教育部と、各大学の組織の特称との対応は、概ね次の通りである。

▼ 順に、研究部・教育部にほぼ該当

- ◇ 東京大学の学環・学府
- ◇ 京都大学の学堂・学舎（附属施設に学林。学堂の下位に学廊）
- ◇ 九州大学、横浜国立大学、千葉大学、東京農工大学などの研究院・学府
- ◇ 北海道大学などの研究院・学院
- ◇ 北里大学などの研究所・学府

旧研究科の分離、再編、拡充などにより研究部と教育部を設置したほとんどの大学院は、それらの組織名をそのまま「研究部」、「教育部」としており、あえて新語を採用した例のほうが極めて少ない。但し、新語を採用した場合は、研究部を「研究院」、教育部を「学府」や「学院」と称している大学院が多い。九州大学では、全研究科を「研究院」と「学府」に改組している。一方、北海道大学では「研究院」と「学院」への分離、北里大学では「研究所」と「学府」への分離が見られるなど、法律上は同じ組織であっても、大学により名称は様々である。

● 今度は逆に、同じ「院」の名称を持つ「研究院」や「学院」の側からその実状を見てみると、従来の大学院や学部の上位組織である場合から、むしろ従来の大学院の一部分にすぎない場合まで、やはり大学によって多種多様である。九州大学、千葉大学、東京工業大学、東京農工大学、横浜国立大学、東京理科大学、早稲田大学などが、それぞれ独自の「研究院」や「学院」組織を有する。

前述の通り、これら「研究院」や「学院」は、改正学校教育法および国立学校設置法に基づいて設置された、研究部と教育部のいずれかである場合が多い。しかし、法律上はともかく、実際の運営面では、両組織の組織概念や上下関係は大きく異なる。当然、私立大学においては、法律上の扱いは国公立大とは異なり、基本的にはその大学固有の組織形態である。

まず、従来は大学院組織とほぼ同義であった「研究科」が、現在は大大学院のみならず、学内の類似分野の研究所や学部を統括・指揮する「院」（「研究院」や「学院」）として発展的に改組されているケースを見ている。この場合、「研究院」や「学院」は、実質的には「大学院」の上位組織であるか、または独立組織である。

千葉大学の場合、「大学院（研究院・学府）・学部」と表記すべきところを、「研究院・学部」と表記していることから分かるように、従来の「大学院」ないし「研究科」そのものの名称を「研究院」の語で代用しており、また実際に、教育部である「学府」を「研究院」の下位・内部組織のように扱っている。

あるいは、東京工業大学では、大学院と学部の統一体である「学院」を置き、その下に独自の「類」、「系」を置いている。

早稲田大学は、類似分野の研究所、大学院（研究科）、学部を統括する上位概念である「学院」を置いている。同大の「研究院」は、その「学院」の更に上位の概念で、「学院」の枠を越えた研究組織であるとしている。

但し、大学案内やパンフレット、ウェブサイトの一部では、未だに研究所・大学院部分を「学院」とし、学部は学院とは別に掲載するなど、実態と形式とがやや解離している。しかしこれは、意図的なものではなく、上層部の性急な重点化改革（同大は「重点領域研究の創出・実施」としている）に伴う職員の実務上の遅延によるものと考えられる。

実際はすでに、学院組織が研究所、大学院、学部の三者全てに対して大きな権限を有するようになっており、学部も完全に学院に取り込まれている。これら学院を横断的に取りまとめる組織が研究院である。この他、文学学院・文化構想学部を中心として（「論」系）を置いていることも、早大の特徴である。

これらの一方で、全ての「研究科」を「研究院」と「学府」とに分離再編した九州大学では、表記上も、従来の「研究科」の延長線上の組織のことを指して「研究院・学府（・学部）」と併記している。このような場合、新たな研究院は、旧研究科の上位というよりも、その一部（教育機能を切り離れた残り部分）であり、旧研究科よりも専門的で、研究に特化した組織である。

北海道大学でも、多くの大学院組織（各研究科）を「研究院」と「学院」の二院に再編している。北大の「学院」は、東工大の「学院」のような大学院と学部の統一体ではなく、大学院の教育組織部分を指し、制度上は九州大の「学府」と同じく、前述の教育部そのものである。

次に、今度は「学府」の語の側からその実状を見ると、この語

は、多くの大学が、研究部（「研究院」など）と対になる教育部の名称として採用しているが、厳密には、「学府」が持つ意味概念は、「研究院」と同じく、大学によって異なっている。

中でも、古風な「学堂」、「学廊」、「学舎」、「学林」の語は、京都大学が独自に採用しており、その独自性は一目瞭然であるが、東大の「学府」も、他大学の「研究院」と対になる「学府」とは概念が異なる。

東京大学は、意外にも、「学圈」、「学環」、「学際」、「学府」の語や、「超域」、「新領域」、「先端」などの斬新な語を率先して採用・駆使している大学である。但し、その使用法が極めて独特であるからか、他大学の追随はあまり見られず、これらの語は、「学府」など一部を除き、先の「学系」、「学群」、「学類」、「学域」ほどには普及・浸透していない。

（「学環」の語が東大の造語であるとする東大ないし情報学環の主張に疑問点があることは、前述の通りで、ここでは東大の造語としては扱わない。）

前述の法改正に伴い、東大が先陣を切って新設した東京大学大学院情報学環・学際情報学府（前者は教員所属組織、研究組織であり、後者は大学院生所属組織、教育組織。旧社会情報研究所のうち、教育部を除く組織を統合）では、「学環」の下に「学圈」を、「学圈」の下に「学域」を置き、「学際」と「学府」の語を大学院生組織にのみ充てているが、これは日本の大学で東大唯一の組織構造であり、他大学の追随は皆無である。

「超域」、「新領域」、「先端」などの語の使用法も、東大固有のものである。「超域」の語については、名古屋大学や大阪大学、立教大学、帝京大学が取り入れるなど、数校の追随が見られるが、文字通り追隨の域を出ず、東大が先導する超域文化科学の模倣である印象が強くなってしまう。

また、筑波大学その他の「学系」、「学域」、「学群」、「学類」制大学では、主に大学院生を教員組織側に所属させて、「教員・大学院生所属（研究科）組織」と「大学院生以外の学生の所属（旧学部）組織」とを置き、その上で大学院を研究部と教育部とに分ける、二重かつ横型の構造を採ることが多いのに対し（なお、筑波大の大学院は研究科のままである）、東大の学環・学府では、大学院生は学府として独立させ、学部学生所属組織・教育組織側（教養学部その他の学部側）に近い立場に置いている。その上で、これらとはまた別の体系を成す教員組織である学環が当該大学院を司る、多重かつ縦型（縦割り）の官僚組織的なヒエラルキー構造となっているのも特徴である。

これは、教育部（「学府」など）を学部よりも研究部（「研究院」）に近い（と対を成す）組織として扱っている九州大や北大とは異なる態度である。私大では、早稲田大の研究院や学術院がやや東大の学環に近い権限を有する。

「学環・学府」は、公式には「対を成す」ものと定義されているものの、法改正後に最初に設置された実験的な研究部・教育部であること、いかなる旧研究科にも由来しない完全に新設の組織で

あることもあり、元々一体であった他大学の旧研究科の研究部・教育部のように一体的性質を持つ組織として設計されていない面もあるだろう。

この構造（旧態依然とした上意下達体制と名称の新奇さの共存）は、東大の他の研究組織・大学院・学部に見られる傾向でもある。

但し、情報学環・学際情報学府の場合、情報学環教育部（旧社会情報研究所教育部）をも併設しており、他の東大の大学院組織と比較しても、その独特さが窺える。学校教育法上の「教育部」は「学府」のほうであって、情報学環教育部はその「教育部」ではなく、いわば東大が運営する専門学校であると言える。この点は、上意下達体制を脱し、開かれた東大を目指すとする姿勢が窺える。

情報学環自身が学環案内やウェブサイトで、他の東大の学部・大学院組織を「タテ糸」、学環を「ヨコ糸」と表現していること自体が、学環が持つ強烈な個性への自負と同時に、東大の組織変革の困難さを物語っている。

さて本来、「研究院」や「学府」その他の、「研究科」以外の学内の新研究・教育組織の設置は、一九九九年の法改正に依る必要はなく、「当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織」として、いつでも可能であったものである（改正前学校教育法第六十六条、現第百条）。法令上の「教育研究」とは、一体的に行われる教育および研究

をいい、教育または研究の意ではないが、実態としては、このような教育組織と研究組織の分離志向は、一九七〇年代から既に始まっており、教育と研究を同一組織で行うことを常例としてきた法令の思想と、大学の実状との間で、齟齬が拡大している。

また、大学院（研究科）を研究部と教育部とに分離した場合、そのほとんどの大学において、研究部を教育部の上位組織と位置付けて、前者に教員、後者に大学院生を所属させる方式を採っている。

現在は、研究組織（「研究院」、「学院」、「学術院」などの名称が多い）と教育組織（「学府」、「学院」などの名称が多い）はセットである必要もなく（既存の教育研究組織の分離組織である必要もなく）、また、それぞれ法律上の研究部と教育部である必要もなく、独自の「研究院」や「学府」その他の教育・研究組織のうちの一方のみを置いてもかまわない。実際のところ、研究院単独での設置は多く見られる。この場合、大学組織というよりは、企業の研究組織に近い。

あるいは、旧大学院（研究科）ごとの独自性（縦割りの性格）が強かった大学においては、旧研究科を分離・改組した研究部・教育部と、手つかずの旧研究科とが混在しているのが現状である。北海道大学のように、「研究科」制、「研究部」・「教育部」制、「研究院」・「学院」制を混用している大学もあり、この場合は、「研究院」・「学院」のそれぞれが必ずしも法律上の「研究部」・「教育部」に対応するわけでもない。

元より、全国の大学院が「研究科」を置いてきたこと、それにより大学院がほぼ「研究科」と同義とされてきたことも、あくまでも慣例（改正前学校教育法第六十六条、現第百条の「常例」）であって、法律上の義務ではない。

それに元来、「学府」とは、俗に東大あるいは大学そのものを「最高学府」と形容することからも分かるように、「学校」の意味である。「学堂」や「学舎」、「学林」も、単に「学校」、「塾」、「学び舎」の意味である。これら既存の国語の転用が、実質的な組織再編を伴っていくのか、あるいは、やはり単なる転用に終わるのか、今後とも問われ続けることになるのである。

従って、昨今の大学院の組織再編ブームは、大学院重点化の必要性や法改正の影響それら自体に加え、一方では日本の大学の学際化の必要性、一方では研究と教育の分離・拡充の必要性から、起きるべくして起きていることであると言える。少子化もその必要性に拍車をかけており、各大学は生き残りをかけて組織再編を行っている。

特に情報学、環境学、生命科学や政策分野において、旧大学院の重点化や旧研究科の研究部・教育部への分離再編のみならず、「独立研究科」（学部・学科に基礎を置かない研究科）や専門職大学院、大学院大学（独立大学院大学）の新設が行われていることが、そのことを物語っている。次にその例を示す。

▼ 独立研究科の例

- ◇ 東京工業大学大学院総合理工学研究科
- ◇ 東京大学大学院新領域創成科学研究科
- ◇ 京都大学大学院情報学研究科
- ◇ 立命館大学大学院先端総合学術研究科
- ▼ 専門職大学院の例
- ◇ 法科大学院
- ◇ 教職大学院
- ◇ 経営大学院
- ◇ 公共政策専門職大学院
- ◇ 公衆衛生専門職大学院
- ◇ 知的財産専門職大学院

▼ 大学院大学（独立大学院大学）の例

- ◇ 国際大学 (IUJ)
- ◇ 総合研究大学院大学 (SOKENDAI)
- ◇ 政策研究大学院大学 (GRIPS)
- ◇ 北陸先端科学技術大学院大学 (JAIST)
- ◇ 奈良先端科学技術大学院大学 (NAIST)
- ◇ 産業技術大学院大学 (AITT)
- ◇ 情報科学芸術大学院大学 (IAMAS)

● 無論、大学院重点化・部局化による組織再編と一九九九年の法改正による大学院の組織再編とは、質もやや異なり、開始時期も異なるものではある。学部組織に与える影響も、異なっている。

(JUDC)との関連で見ると、ここでは区分方法・概念ではなく区分名称の由来と思想を中心に述べているのであるから、後者の法改正による組織再編・組織名変更のほうが目下の関心事である。)

しかしながら、「学系」、「学域」、「学群」、「学類」制(学部が多い制度)や研究部・教育部の二部制(大学院の制度で、「研究院」・「学府」制など)を採用していない多くの大学では、大学院は重点化・部局化されていないことが多く、学部・学科の延長線上にあることから、今なお教員も大学院生も学部組織や研究科組織に含まれ、その職階名や所属名を有する。(〇〇学部教授、〇〇研究科教授など。)

前述の九州大学における全研究科の改組が、二〇〇〇年四月の同大学院の重点化の完了と共に行われたことを見ても分かるように、大学院の重点化とその組織の再編とは、一体的・連続的に行う必要がある。また、予算や大学院の定員、教員の配置転換をめぐる文科省との折衝の結果次第で、大学によって重点化や改組・再編の有無が分かれた。

従って、東大や京大、早大のように、独自の名称を冠し独自の概念を有する新たな教育研究組織を、十分な予算をもって大学院内外に設置できる大学は、決して多くはない。

独自の名称の採用そのものが、一つのステータスとなり得るのであり、受験生や国民にも分かりやすいメッセージとなるのであるが、それは限られた大学にのみ可能である。

重点化や改組と言っても、国立大学を中心に、教員の所属を学

部から大学院に鞍替えしただけの大学もあり、実質的に日本の大学院の重点化や大学全体の学際化が進んでいるかどうかは、実に疑わしい面があるのである。

なお、大学院重点化や大学院再編の動きのほかに、「研究大学強化促進事業」と銘打たれた文科省の大学支援事業がある。

文科省は、「世界水準の優れた研究活動を行う大学群を増強し、我が国全体の研究力の強化を図るため、大学等による、研究マネジメント人材群の確保や集中的な研究環境改革等の研究力強化の取組を支援」としており、十九の大学(「研究大学」)および三の大学共同利用機関法人を支援対象として選定し、二〇一三年より支援を開始しており、十年間支援するとしている。これに伴い、二〇一四年には「大学研究力強化ネットワーク」が設置され、「スーパースターグローバル大学」も指定された。

但し、この「研究大学」に選定されるためには、既に大学院重点化を終えているか、それに準ずる形で大学院に重点を置いている大学でなければならず、実際に「研究大学」に選定された大学は、ほとんどが大学院重点化を完了した大学で、一部または全部の研究科を研究部と教育部に改組した東大、京大、九州大、北大なども含まれる。

文科省によるこのような「研究大学」概念の増強は、「職業大学」概念と対になるものであり、二〇一九年四月からは、従来の「専門職大学院」に加えて「専門職大学」および「専門職短期大学」が設置される。

因みに、先のスーパーグローバル大学は、研究大学と異なり、表向きは文科省の中でも高等教育局所管の事業であるが、実際はいずれも、第二次安倍内閣、下村文科大臣下で、一体的に、大学の理系・科学技術部門の国際競争力の増強を企図して進められてきた事業である。

とりわけ、国立大学については、スーパーグローバル大学への指定は、それ以前の二〇一三年から進められてきた「国立大学改革プラン」と連動したものである。すなわち、研究大学の強化促進とは、理系学部重点化・増設と文系学部の廃止・転換を、概ね意味する。

国立大学改革プランは、当初「文系学部廃止騒動」といった見出しで、これが逆にデマであるかのように（文系学部廃止を推奨する国の事業は存在しないかのように）報道された。だが実際には、「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」（二〇一五年六月八日、文部科学大臣下村博文）において、文学部などの人文科学系学部・大学院、法学部や経済学部などの社会科学系学部・大学院、ならびに、教育学部などの教員養成系学部・大学院については、組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めるべきことが明記されている。

同様の方針を経営部が有する大学は、率先して組織の見直しと再編を行ったが、この動きは、現在に至るまで学生からの反発を生んでいる。「諸学の基礎は哲学にあり」を建学の精神の根本に

据えてきた東洋大学でさえ、スーパーグローバル大学指定以降、元総務大臣の竹中平蔵氏をグローバル・イノベーション学科教授に迎え、文系学部・学科の統廃合を加速させており、立て看板やビラ配布などで竹中教授を批判した学生らが、大学側から退学を要求される事態に発展した。

このように、「研究大学」事業も、「スーパーグローバル大学」事業も、実態は「文系学問から科学技術系学問への置き換え事業」であると言える。これらの国と大学の動きが、本当に日本の大学および教育研究界、ひいては国民の職業・労働や知的生活を良くするものであるのか、甚だ疑わしいと言わざるを得ない様相を呈しているものであり、今後とも厳しく注視する必要があるだろう。

いずれにせよ、昨今の日本の大学におけるこれらの新語や新概念の登場の事象は、日本の教育界全体で（最高学府たる大学および大学院においてさえ）学問・職業分類や教職員・学生組織の何らかの抜本的再編の必要が生じていることを示す一例であろう。

以上、最初は、従来の学部・学科の再編に多用される語である「学系」、「学域」、「学群」、「学類」を見てきたが、これらの語が学際的志向を持つ大学によって好んで採用されていることは明らかであるから、同様の志向（というよりは宿命）を持つJUDCの考案にあたり、当然これらの語を参照し、「系」、「域」、「群」、「類」として取り入れた。但し、「学系」、「学域」、「学群」、「学類」と呼ぶことも多い。

次に、従来の大学院（研究科）の再編に多用される語として、

まず「院」（「研究院」、「学院」、「学術院」など）を追い、この語についてもIJDCに取り入れた。但し、IJCA名称としてではなく、IJAI名称として採用した。「学院」と呼ぶこともある。

さらに、「学圏」、「学環」、「学際」、「学堂」、「学舎」、「学府」について解説したが、これらの語も、意味概念を変えてIJDCに取り入れることとなった。やはり、通常は「圏」、「環」、「際」、「堂」、「舎」、「府」であるが、各大学と同じく、「学圏」、「学環」、「学際」、「学堂」、「学舎」、「学府」とも呼ぶ。「堂」、「舎」、「府」については、「院」と同様、IJCA名称としてではなく、IJAI名称として採用した。また、IJDCにおけるこれら相互の独自の階層関係、および、「系」、「域」、「群」、「類」や「院」との独自の階層関係に留意すべきである。

IJDC名称が基本的に一字で成り立っているのは、前述の通り、「系」には「学系」のほか「論系」や単なる「系」、「域」には「学域」のほか「領域」があり、「院」には「大学院」をはじめ「研究院」、「学院」、「学術院」といった様々な名称があるなど、必ずしも「学」のみを伴うとは限らない現状に対応するためでもある。

ここまで、IJDCの考案にあたり参考にした、昨今の大学・大学院をめぐる組織再編の動向、および、それらとIJDCとの関連について解説した。今後とも、実際の動向を注視し、IJDCのあり方を考えていきたい。

なお、ここまで解説してきたIJDC名称は、とりわけ女性スタッフが好んで用いているものでもある。

「学」系、「(学)域」、「(学)群」、「(学)類」については、女性スタッフは、これらを採用する女子大学（和洋女子大学、駒沢女子大学など）の学術概念（女性による人文学、人間学、家政学分野）に引き寄せて解釈しているため、岩崎所長の解釈とはややずれることがある。

なおかつ、IJDCの「(学)院」は、大学の内部組織の「大学院」や「研究院」、「学院」、「学術院」にも由来するものの、むしろ後述の通り、(女子)大学・高等学校・中学校名に用いられる「(女子)学院」に大いに由来しており、女性スタッフが好んで使用する傾向にある。

さらに、IJDCの「(学)堂」、「(学)舎」、「(学)府」は、大学の「学堂」、「学舎」、「学府」にも由来するものの、やはり後述の通り、IJAIを一つの女子大学・女子高校・女子中学校の仮想統合体「岩崎純一学術研究学園」とする見方に大いに由来しており、女性スタッフが好んで使用する語である。「堂」・「舎」を「府」の上位に置いた理由も、後述の通り、女性らがIJAI全体や各局を「聖堂」や「精舎」などと呼ぶことを好んでいることによる。

第四章

科学研究費助成事業（科研費。文部科学省および独立
行政法人日本学術振興会）の公募・審査区分

第三次・第四次区分の「野」、「分」は、「(学術)分野」を意味

しつつ、先の「系」および後述の「科」、「目」と合わせて、科学研究費助成事業（科研費）の審査区分をも想定したものである。とりわけ、平成三十年度の改訂以前の区分および名称を参照しており、「系」を最上位に置く点、「（分）野」を「（分）科」の上位に置く点が共通している。

これらの区分名称は、大学系と保管庫系の双方に取り入れている。

しかし、これらの IJCA 区分の名称と概念のうち、直接的に科研費の区分を参照・応用したものは「野」と「分」のみで、「系」は前述の「学系」や後述の生物分類や宇宙の大規模構造、「科」は「学科」名称や生物分類、「目」は図書分類や生物分類を優先的に採用したものである。但し、IJDC においては「科」が大学における学科概念よりも下位概念を表すなど、原義とは異なる部分がある。「科」と「目」は、通用される「科目」の語を連想させるが、IJDC においては、やはりこの「科目」よりは下位概念を表し、『全集』ではほぼ年代分類を表す。

第五章

図書分類法の区分名などの図書館情報学用語

● IJDC における「類」は、先の「学類」を念頭に置きつつも、後述の通り、その配下の「綱」、「目」と共に、基本的には日本十進分類法（NDC）の「類」、「綱」、「目」の語や概念を借用した

ものである。IJDC の「類」は、いわば、「学類」から上位の分類と、図書分類の「類」から下位の分類の結節点・共有点となっている。

IJDC と既存の図書分類法における「類」、「綱」、「目」の概念の違いの詳細は、後述の各区分の解説に示した。「類」、「綱」、「目」は、それぞれ「類目」、「綱目」、「要目」とも呼ばれる。

また、第一次～第三次区分の「系」、「群」、「類」との関係の意味する上で、とりわけ前述の筑波大学が展開・採用する学術分類・組織構成、中でも図書館情報大学の系譜を引く同大学情報学群知識情報・図書館学類が展開・採用する学術分類・組織構成を大いに参考にした。

但し、IJDC では、その区分名称には、前述の通り、大学・大学院の組織名を応用しているが、区分方法・概念においては、大学・大学院における学術分類よりも、むしろ各区分の解説の通り、大学図書館を含む国内外の図書館や、図書分類法、図書館情報学における図書・学術分類を参考に行っている。筑波大の情報学群知識情報・図書館学類は、両面の結節点であると理解できるため、参考にした。

第六章

街区・在所に関する用語

● 第一次区分副系は、「域」、「圏」、「帝」（後述）に加え、「庫」

の名称を有し、この「庫」に始まる系列を「保管庫系」と称している。この系列は、前述の通り、物的保管に適合したものである。

また、「保管庫系」は「書庫系」ともいう。アーカイブとは、元来は公文書保管所をいうが、「書庫」と訳されることがほとんどであり、その意を汲んだものである。さらには、「倉庫系」ともいうが、これも物的保管を強く意味するものである。

第二次区分副系は、「環」、「際」、「界」（後述）、「相」（後述）に加え、「境」の名称を有し、これも保管庫系のほか、JIAIの仏教制が採用している名称である。これは、他の語との熟語である「環境」、「境界（きょうかい、きようがい、けいかい）」の語義を表すと共に、六識（眼、耳、鼻、舌、身、意）による知覚対象を指す仏教語の「境」をも意味するもので、人間知覚と密接に結びついた製作物・著作物の即物的分類であることを暗示するものである。

保管庫系の第三次区分以下は、大学系や生態系用語をふんだんに取り入れており、また、「街区」、「地帯」、「地番」、「番地」などの語を分離配置している。これらの概念は、行政区画としての市街地・住宅街ではなく、デパートが独自に各階に設定している街区や番地に近いものであり、仮想の保管庫・書庫・倉庫の区画を意味するものである。

● 第九・十次区分は、大学系そのものである。

第三次区分は、保管庫系においては「野」と「門」が通用されるが、独立性、固有性の強い資料を指し示す場合、「領分」を強

調して、「領」と呼ばれることもある。但し、「野」、「門」の意味と大差はない。

● 第四次区分は、保管庫系においては「分」と「区」が通用されるが、「街」と呼ぶ場合がある。この場合、資料が先のような仮想上の「街区」を形成しているとの含意がある。

第七章

宇宙の大規模構造（泡構造）の階層構造名 数学・物理学の座標空間名

● JIDCの区分名称には、宇宙の大規模構造に関わる用語および数学・物理学の座標空間名称が採用されている。主にJICAの天系および第六次・第八次区分の両系に集中的に採用され、直接的には「波」、「線」、「座」、「標」、「軸」、「象」、「限」、「度」、「星」、「粒」がJIDCにおける宇宙・天文由来の用語に当たるが、これ以外の系列や区分に散らばる「系」、「群」、「団」、「圏」、「束」も当然該当し、宇宙・天文用語に掛けたものである。

「波」、「線」、「粒」の三語については、「波」と「粒」の語は、「波動」と「粒子」の語と、電磁波（光）が持つそれらの両義性に由来するものでもある。しかし、むしろまずは、放射の本体である電磁波・重力波や粒子線の「波」と「線」とを第四・五次区分に置き、微小構造である粒子の「粒」を第十区分に置いたものである。このため、「波」と「粒」とは連続配置となっていない。

主系を成す「座」、「標」、「軸」は、当然「座標軸」や「星座」、「地軸」、「自転軸、公転軸」などの語を連想させる意図があると共に、主系が主に扱う無機的資料は、その性質上、座標空間において点状ないし線状に配置・分布させることが望ましく、これにふさわしい区分名称としたものである。

副系を成す「象」、「限」、「度」は、当然「象限」や「角度」の語を連想させる意図があると共に、副系が主に扱う有機的資料は、その性質上、座標空間において面状ないし立体状に配置・分布させることが望ましく、これにふさわしい区分名称としたものである。

IJDCの「系」は、前述の通り、「学系」名称や植物分類の「系」名称にも由来するが、「太陽系」や「銀河系」などの宇宙構造の「系」をも想定する。すなわち、IJCAの各資料を惑星や恒星と見、IJCAを「太陽系」や「銀河系」に喩えたものである。

植物分類の「系」は「綱」、「目」よりも下位に置かれる一方、IJDCの「系」は、アーカイブ IJCAの最上位分類であり、「太陽系」、「銀河系」を思わせる学術の「大系」であることを含意する。

「超銀河団」、「銀河団」、「銀河群」といえば、宇宙の大規模構造の記述において、銀河フィラメント（グレートウォール、超銀河団コンプレックス）を構成する階層名称であり、通常は「（超）銀河団」の小規模のものを「銀河群」と称する。また、その下部構造は、規模の大きな順に、「銀河」、「星団」、「星系（恒星系、

連星系、惑星系）」、「星」と続くが、「銀河系」とは我々の住む天の川銀河のみをいう。

さらには、IJDCの「主系」、「副系」なる語は、前述の通り、システム冗長化に関する語でもあるが、ヘルツシュプルング・ラッセル・ダイアグラムにおける「主系列星」概念をも念頭に置いている。IJCAおよびIJCWの主系（無機系、図書系）資料をこのダイアグラムの主系列に該当する恒星に喩えるものである。

一方、「圏」については、宇宙構造の記述で用いる場合には、ほぼ地球科学・惑星科学における球状層、すなわち、比較的小規模の構造を指す。「大気圏」、「水圏」、「岩石圏（岩圏）」、「生物圏」や、その細分類である「成層圏」、「熱圏」などが、これに当たる。また、「生物圏」とは、前述の「生態系」の総体を表す、地球科学側からの呼称であると言える。

このように、宇宙の（大規模）構造の記述では、「系」、「群」、「団」、「圏」、「星」の階層順位は学説や言語上の都合により不統一であるが、いずれにせよIJDCは、これらの用語を参考とした。IJDCにおいては、「群」は資料の第二次区分、「団」はIAIスタッフの第三次区分、「圏」は「系」と同じく資料の第一次区分の名称である。

「束」、「度」は、光の心理物理量である「光束」、「光度」および「光の集束（集束レンズなど）」からも採られている。「束」は、区分の解説に述べた通り、「巻」の通し番号規則により、用いられることは少ないが、学術の束（たば）を面的通過量である光束

に喩えたものである。

以上を換言すれば、宇宙空間・座標空間としての IJCA 資料の「大系」、「大群」の中に、銀河フィラメントや大クエーサー群、ないし銀河団や銀河群としての資料集団である「類」、「綱」、「目」（第三次く第五次区分）が存在し、それらの下位に、座標点や座標領域として位置付けられる資料そのものである「座」、「標」、「軸」、「象」、「限」、「度」（第六次く第八次区分）が存在し、それらによって位置が確定される「星」と、宇宙空間、暗黒物質（ダークマター）や星自体の微細構造としての「粒」が存在する階層設計となっている。

第八章 地層、山系、水系用語

● IJDC の区分名称には、地層、山系、水系に関する用語も取り入れられているが、これらはそのまま IJDC の「地層系」、「山系」、「水系」の各系列を構成している。前述の宇宙・天文学用語や後述の生物分類用語が、それぞれ「天系」と「生態系」の系列のみならず、他系列に波及し転用されているのとは対照的に、「地層系」、「山系」、「水系」では由来元の分類用語（元より、「山系」、「水系」なる語自体が存在する）と IJDC の系列とがほぼ一致している。

● IJDC の「地層系」は、堆積岩、とりわけ碎屑岩・火山碎屑岩

の構成物質の粒子の大小に基づいて、これを大きな順に並べて構成される系列である。

まず第一・二次区分では、「堆積（岩）」、「碎屑（岩）」の語を分離して配置した。「層」、「陸」、「丘」も使用することができ、「層」は当然「地層」を表し、「陸」と「丘」は、地層系の中でも山系に近い比喩を行いたい資料に対して使用される。

第三次区分以下は、専ら先の岩石の粒子の大小による階層構造を成す。元となる語は、一般語である「岩石」や「土」はもちろん、（火山）碎屑物・碎屑岩に多用される「岩塊」、「礫」、「礫岩」、「灰」、「砂」、「砂岩」、「沈泥（シルト）」、「泥岩」、「粘土」、「粘土岩」などである。

なお、それぞれの地質時代区分（「累代」、「代」、「紀」、「世」、「期」）に該当する地質の層序区分は、「累界」、「界」、「系」、「統」、「階」と表されるが、これは IJDC の「系」、「統」、「界」や後述の生物分類などとも異なり、採用していない。従って、IJDC の地層系名称は、事実上、地層分類というよりも、地層を構成する成分に着眼した土壌分類であると言える。そのため、「土壌系」ともいう。

● 逆に、それら成分が構成するものとしての地層・地球を強調する場合に、「地層系」や「地球系」と呼ぶ。火山噴火による岩石の碎屑や地層の堆積を強調する場合は、「火山系」とも呼ぶ。

● IJDC の「山系」は、山の連なりである山脈（通常はこれを「山系」と呼び、小規模の山系を山地と呼ぶ場合が多い）から、樹木・

木本の末端に至るまで、先の地層系の上にそびえる樹木の規模や構造に基づいて、これを大きな順に並べて構成される系列である。第一・二次区分には、そのまま「山脈」の語が分離して充てられている。

第三・四次区分には、樹木の集合である「森」と「林」（森林）の語が充てられ、第五次以下には、一本の樹木・木本の細部構造の語が充てられている。

なお、「山系」は、IJDCの系列の中でもとりわけ、数学や言語学、データ構造における「木構造」用語として転用できるように設計している。元より、IJCAのどの資料（ファイル）ないし資料群（フォルダ）も階層構造を成しており、これは、資料ないし資料群をノードないしノード群と見なす限りにおいて、そのまま木構造（正確には、連結で閉路のない有向の根付き木構造、すなわち、有向非巡回グラフ）と見なすことができ、そのため、IJDCのどの系列も木構造用語として転用してよい。しかし、その中でも、IJCAの階層構造が持つ木構造・有向非巡回グラフの性質そのものを強調する場合に、「天系」や「水系」よりは、同じく樹木の構造を模した「山系」が使用されるのである。

但し、IJDCの山系用語と、通常の木構造用語である「森（forest）」、「木（tree）」、「部分木（subtree）」、「ノード・節点・頂点（node）」、「根（root）」、「葉（leaf）」、「ヒッジ・枝・辺（edge）」などとは、語に違いがあるほか、同語でも異義であることがほとんどである。IJDCの山系の各区分名称は、通常の木構造用語の

ノードに該当すると見ることが出来る。従って、通常は「子ノード」を持たない末端ノードを「葉ノード」というのに対し、IJDCでは、「林ノード」から「花ノード」までの子資料を持たないかなる資料群も末端ノードの名称となり得る。この場合、子資料のない資料群とは、つまりは或る一つの末端資料そのものであるから、これらのいわば「林資料群」や「花資料群」を、木構造に照らして「林ノード」や「花ノード」と呼ぶことができるのである。

また、木構造においては、資料を点描（プロット）と見、それらを線描でつなぐイメージであることから、木構造として用いる場合の山系は、先の天系用語のうち、「象」、「限」、「度」よりも「座」、「標」、「軸」と親和性が高いことになる。

IJDCの「水系」は、海洋や河川など（通常は河川の体系を「水系」と呼ぶ）、先の地層系の上に展開する水の領域や流路の構造に基づいて、これを河川の流れとは逆に大きな順に並べて構成される系列である。いわば、各資料が大海に向かって流れ下らんとするその瞬間の架空の壮観を描いたものである。

第一・二次区分には、そのまま「海洋」の語が分離して充てられている。「洋」が大規模な「海」を指すことから、「洋」を上位に置いた。

第三次区分以下は、陸に近い海の領域から河川に入り、源泉に向かって遡上する形で、名称を配置した。「口」、「河」、「川」、「床」は、「河口」、「河川」、「河床」の語の分離である。「江」と「口」

は、同音の「いう」ではなく、専ら「え」と「くち（ぐち）」とに読み分ける。

当然、IJCAには子資料を持たない資料区分は多く、河川の源泉を意味する「源」に該当する資料は少ない。その場合は当然、「湾」から「溪」のいずれかの区分が末端区分となるのであって、これは山系と全く同じであり、先の木構造に照らせば、これら「湾」から「溪」の資料や資料群が、通常用語の「葉ノード」に該当するのである。

第九章

生物分類学（ここではリンネ式階級分類）における階級・タクソン名、その他の生物学・生態学用語

第一次く第三次区分名称の「系」、「群」、「類」などが最近の生物学で見られる「学系」、「学群」、「学類」などの概念を参照したものであることは、先に述べた。また、「類」、「綱」、「目」が図書分類を参照したものであることも、後述の区分ごとの解説の通りである。

但し、「綱」、「目」については、生物分類学（ここではリンネ式階級分類）における同名の階級・タクソン分類をも念頭に置いていることも、区分ごとの解説の通りである。

だが、主系の十進分類名称では、学問・図書分類を主眼とし、生物分類を二義的にしか参照していないのに対し、副系の十進分

類名称では、学問・図書分類よりも生物分類をより積極的に、全面的に参照した。生物分類名称は、生物系（生態系）列にのみ用いられているわけではなく、むしろIJDCの中で最も多系統・多系列に散在する分類名称となっている。

また、生物分類用語が多用される系列である「生態系」は、いわば、天系から水系までの宇宙・自然を舞台に展開する生命の姿を表現した系列であり、その一部は大学系や保管庫系に転用されている。

このことは、IJCA資料が、岩崎の文章資料を中軸とするものの、多種多様の製作物や著作物を含み、中にはまさに生物学的・生態学的資料と言える重要資料（人間身体や動植物の写真・映像など）も多くあることに由来する。無機的物体として扱うわけにいかない、生命・身体・有機体を生き写しにしたこれらの資料へのオマージュやそれらの象徴として、かつ、これらの資料を分類する際の実用性の観点から、副系において図書分類よりも生物分類を活用したものである。

具体的には、IJDC全体のうち、「帝」、「系」、「域」、「群」、「界」、「連」、「門」、「団」、「綱」、「区」、「目」、「科」、「族」、「属」、「列」、「節」、「種」が、生物の階級分類に存在する名称である。

（生物の階級分類では、「帝」は「帝国」ともいい、「域」は「ドメイン」ともいう。「系」、「節」は植物のみ、「群」はウイルスおよび一部の細菌のみに用いられる。「連」は、動物の「族」と同階級の植物に当てられる。階級名の「系」は、生物群集とそれら

を取り巻く環境を一つの閉じた系・システムと見なす概念である「生態系」の「系」とは、意味が異なる。）

IJCA の資料分類の考案においては、漢字の字義から、IJCA の資料全般の名称、IJCW の資料（とりわけ、第三次区分以下の文章資料とその見出し）の名称、IAI の組織名称のいずれにふさわしいかを吟味し、元の階級分類の上下に関係なく適所に振り分けて配置した。生物の階級分類において頻用されるものは「界」、「門」、「綱」、「目」、「科」、「属」、「種」の七階級で、「帝」、「系」、「域」、「群」、「連」、「団」、「区」、「族」、「列」、「節」は限定的にしか使用されない階級であるが、IJDC では正式な資料・組織分類名として採用した。但し、生物分類で「列」と同階級に位置する「系」が IJDC では第一次区分であり、生物分類で「族」と同階級に位置する「連」が IJDC では第二次区分であるなど、階級の上下関係は大きく異なる。

生物分類学において、「学名」(binomial nomenclature) あることは「種名」(species name) は、「属名」と「種小名」の併記で表すことが各国国際命名規約で定められており、標準和名が指すところの動植物の種類は、この学名に近い分類階層をいう。一方、IJCA には、生物分類において学名（動植物種）が他の生物区分階層に対して有するような特権を有する資料区分はなく、いかなる区分も資料の集合または資料そのものとして活用することができる。

なお、IJDC において、生物の階級分類名を多く採用したのは

副系であるが、第二次区分の IJCA 主系「群」と IJCW 主系「集」は、生態学用語の「群集」「生物群集」、「群集生態学」など）にも由来し、これを分離して用いたものでもある。

「相」も、生物の階級分類名ではないが、生態学用語であり（生物相、「動物相」、「植物相」など）、IJDC でも採用した。

第十章 型式と性状の区分名

IJCA 資料の最下級分類である第九次・第十次区分は、型式・性状分類として、「型」、「形」、「性」、「体」、「式」、「状」、「質」、「態」の名称を持つ。

これらは当然、「型式」（「系」および「景」との区別のため、通常は「けいしき」ではなく「かたしき」と読む）、「形式」、「形状」、「形質」、「形態」、「性状」、「性質」、「体質」、「状態」の熟語を想起させるように構成したものである。

第九次区分と第十次区分を共に型式分類（無機的分類）または性状分類（有機的分類）とするか、あるいは、いずれか一方を型式分類とし、残る一方を性状分類とするかは、主系・副系の横断も含めて比較的自由であり、名称も相互に入れ替わることがある。これらの分類は、主系として考案したが、文書データ資料以外の資料保存に有用であることから、保管庫系にもそのまま転用している。

第十一章 一般的な文学作品の見出し区分名

日本の法令の本則の基本形式

● 『全集』主系（図書系）名称の「集」、「連」、「束」、「合」は、『全集』全体の直下の大分類として、学術分野ないし学術資料の集合体を表現したものである。それぞれ「集束」、「集合」、「連合」の語を分離し配置したもので、文章・図書資料には「集」と「束」、その他の資料には「連」と「合」が多用される。

「連」は、紙の枚数単位・単位重量である「連」・「連量」、連歌・連句（俳諧の連歌）の単位である「連」などの含意もある。

● 『全集』の中小分類である「巻」、「編」、「部」、「章」、「節」は、書籍や文学作品およびその見出し区分に一般に用いられる語をそのまま採用したものである。一般に「編」と「部」は、同一階層の異名として、いずれか一方のみが用いられることが多いが、JDCでは併用し、「編」を「部」の上位とした。JDCと同様の「編」と「部」の構造を持つ作品も存在する。

● また、「編」、「章」、「節」は、日本の法令の本則の基本形式をも参照しており、これに続く「項」、「号」は、専ら法令の基本形式を応用したものである。

通常、法令では、上位階層から「編」、「章」、「節」、「款」、「目」、「条」、「項」、「号」の構成となっている。一方、JDCの『全集』

分類では、まず「編」と「章」の間に「部」を配置した。また、「款」と「条」が専ら法令条文の区分にしか用いられない語であること、「目」がJCAの第五次区分に用いた語であることから、これらを除き、「節」の直下に「項」、「号」を設けた。

なお、Microsoft Wordのアウトライン・見出し機能では、リストに「章」、「節」、「項」の設定が用意されており、JDCと同じく「節」の直下を「項」としている。一般の文学作品では、「節」の直下を「目」とする例も見られる。

第十二章 脚本、オペラ、演劇、歌舞伎、交響楽などの演目区分名

● 『全集』副系名称の「幕」、「場」、「景」、「段」、「話」、「言」、「声」は、前述の通り、副系が総合芸術型の文章資料の集合体であることから、主に脚本、演劇、オペラ、交響楽用語を区分名としたものである。斯くして『全集』名称は、主系・副系共に、文章・人文学資料にふさわしい語で統一されたものである。

● 第十次区分の「細」の語は、稀に文学作品で「章」、「節」、「目」、「細」などと区分名に用いられる上、図書分類のNDCが「類（類目）」、「綱（綱目）」、「目（要目）」の下に「細目」を置いていることから、その名称をJDC独自の意味において借用したものである。資料の性質により、同一区分名称の「号」、「声」との相互

代用が可能である。

なお、一般に「細かな見出し・目次」の意で用いられる「項目」、「細目」なる語は、NDCでは「細目」のみが区分名称として用いられ、IJDCでは共に区分名称としては用いられない。但し、IJDCでは、末尾に「目」を付さない「項」、「細」は共に区分名称であり、「項」は「細」の上位分類である。一方、NDC、IJDCの双方において、「類」、「綱」、「目」は、それぞれ「類目」、「綱目」、「要目」とも呼ばれる。

第十三章

学校法人の教職員・事務局や学生・生徒・学級の組織区分名

● IJAIの主系区分(部班制)名称のうち、頻用されるものは「所」、「局」、「部」、「室」、「班」、「係」である。一般的な会社などの法人組織においては、「部」、「課」、「係」の呼称が採用されているが、IJDCでは「課」を置かず、「班」を置いている。また、「部」、「係」の意味概念も、これらの法人組織とは大きく異なる。

● 女性部門の総称が「女性局」である。「第X女性局」と言わず、単に「女性局」(稀に「女性総局」とも)と言う場合は、第〇〜第九女性局の総称であり、「所」と半ば並列的な立場にある。第二巻も参照せよ。

● 第五次〜第八次区分の「役」、「族」、「員」、「家」は、「役員」、

「家族」の語を想起させるが、取り立ててこれらの意と関連があるわけではない。

● 「族」は、前述あるいは後述(各区分の解説)の通り、生物分類用語でもあるが、ヒト・動物のみに用いられることから、IJCAの資料区分ではなく、IJAIのスタッフ区分に用いることとした。「身」、「手」は、主系に位置しながら、あまり用いられない区分である。むしろ、女性スタッフらが、副系名称と織り交ぜて用いる傾向にある。

● IJAIの副系区分(広義の学園制)名称は、事実上女性スタッフらがIJAIないしその女性局の組織区分に用いているものである。主系の部班制の各区分を「部班」と呼ぶのに対し、学園制の各区分は、第一次〜第三次区分は「学団」、第四次〜第十次区分は「学級」と呼ぶ。

● IJAI副系には、狭義の学園制、神道制、仏教制、ミッション制があるが、どの名称も類似しており、混在させて使われることもある。これは、これらの宗教学校が、宗教や内情は異質ながらも、組織名には、後述の「院」、「堂」、「舎」をはじめ、類似の名称が用いられることが多い慣例に従うものである。但し、神道制においては「巫女」、ミッション制においては「聖女・聖女子」の語が特徴的である。

● 元は、IJAIの組織編制を部班制とする構想そのものが、岩崎を所長として奉じる女性スタッフらと岩崎との共同構想であった。しかし、現在はこの部班制が、岩崎の意向で主系・無機系分

類として頻用されるようになったため、女性たちがまた新たに、岩崎を学園長と見立てた、いわば広域女子学園構想「岩崎純一学術研究学園」を発案し、これを岩崎も了承して、独自の区分名称を用いるに至ったものである。

既存の学校法人の教職員・事務局組織や学生・生徒・学級組織から直接名称が採られた IJDC 区分名称は、「園」、「院」、「堂」、「舎」、「局」、「府」、「部」、「組」、「級」、「生」、「徒」、「子」である。

このうち、学校法人の事務局組織で頻用される「局」と「部」は、IJDC の主系においても取り入れられている。

「園」、「院」は、学校法人や学校名に見られる「学園」、「学院」を模したものである。「院」については、前述の通り、大学の内部組織の「大学院」や「研究院」、「術院」、「学院」にも由来する。

これらの呼称は、男女共学校や男子校よりも女子校に圧倒的に多く用いられ（「女子学園」、「女子学院」）、IJAI の女性スタッフらは、IJAI を「研究所」ではなく、「学園」、「学院」と好んで通称している。これらの名を持つ女子校にはミッション系が多く、一部の女性スタッフはそのことを意識しているが、IJAI 本体には特にそのような宗教的含意はない。ミッション系名称から発展して、神道系、仏教系にも用いられている。

「堂」、「舎」、「府」は、昨今、名だたる大学が、大学の学際組織化の風潮を先導しようとして、前述の「学系」、「学群」、「学類」

の呼称と同じく好んで自称する「学堂」、「学舎」、「学府」の語を模したものである。この点は、「院」に同じである。前述の通り、「学堂」、「学舎」は京都大学、「学府」は東京大学や九州大学その他の大学が採用している。

しかしながら、やはり一部の女性スタッフは、これらの語を、大学の学際組織化を狙って用いられていることよりも、女子校に偏って見られることのほうを意識して、いわば「女子の学術の聖域」の呼称として用いる傾向にある。

前述の通り、京大の「学堂」・「学舎」はそれぞれ東大の「学環」・「学府」に相当するが、IJAI では、「(学)堂」・「(学)舎」が上位に置かれ、「(学)堂」と「(学)舎」の語は IJAI 全体ないし局の呼称、「(学)府」の語は本部の呼称として用いられる。女性の間では、IJAI とその各局を「聖堂」、「聖域」、「精舎」などと呼ぶ例も見られ、「堂」・「舎」が上位区分となった経緯もここにある。基本的にはミッション制名称として用いられるが、「聖」の語が元は仏教語であるように、神道制や仏教制としても用いられる。岩崎所長も、「聖堂」などの呼称を、IJAI および所長としての方針ではないことを示した上で容認している。

また、「組」、「級」、「生」、「徒」、「子」も、女性スタッフらが IJAI 女性局を女子学園と見なして好んで用いている語である。

当然、「組（クラス）」、「学級（クラス）」、「学生」、「生徒」、「女子」の語を想定したものである。これらは、学校法人・大学の組織区分でも用いられる「園」、「院」、「堂」、「舎」、「府」と違い、

専ら女子高校、女子中学校の生徒区分を模したものであり、JIAIの副系・学園制において最下級の区分名称となっている。これらは、初めてJIAIに関わることとなった、またはJIAIとの関わりが未だ浅い一般女性を、女子学園の生徒と見立て、これらの区分に最初に配置することを目的として設けられた名称である。

いずれにせよ、JIAI副系・学園制に見られる宗教系女子校、とりわけミッション系女子校用語の使用は、女性たち自身の要望と都合によって実現しているもので、JIAIおよび所長としての方針ではない。中でも、「巫女」と「聖女・聖女子」の語のJDCへの導入は、一部の女性スタッフの悲願だったものである。

JIAIの組織区分名称をめぐっては、岩崎と女性スタッフらとの間で未だ意見の一致を見ない部分があり、折衝が続けられているものの、そのほとんどは命名の由来や目的に関する見解の相違であって、理路整然とした独自の十進分類法をJDCとして共に継続する点においては完全に一致している。

また、岩崎所長のJIAI運営思想が、JDCの様式美や仏教哲学を主軸とした硬派で厳格なものに傾くきらいのあるところ、これを理解しつつ神道系・ミッション系女子学校の持つ優しい雰囲気やJIAIに導入してきた女性スタッフたち、とりわけ巫女やクリスチャン女学生の役割は、非常に重要なものとなっている。

JIAI副系の「団」、「会」、「枠」、「補」は、特に既存の女子校の組織編制を参照して名づけられたものではないが、これらも同様に学園制女性局における重要区分であって、女性局中枢部と一

般女性との仲介役を担っている。

「団」は、前述の通り、生物分類にも用いられる語である。また、「枠」は、JDC唯一の国字・訓の分類名である。

なお、この「枠」をめぐっては、前述の「連」と区分を連続させることで馬券の「枠連」の語を想起させる案など（前述の「集束」、「連合」などと同様の構造）、資料の組合せや整理順に競馬用語（馬の組合せや着順）を参考とする案が持ち上がったことがある。馬券を模した「連複」なる連続区分を設ける案も、その一つである。但し、面白い案ではありながらも、ギャンブルが持つ種々の性質がJDCの有する学術的性質に明らかにそぐわないものであることから、岩崎所長の却下するところとなった。

第十四章 私塾・居宅・家屋（古民家など）に関する用語

JIAI名称のうち、二重山括弧（≡）で括った名称は、JIAIの実務を行う事務室・執務室やJCAの編纂所としての名称である。実際の事務室・執務室・編纂所は、所長・スタッフの自宅や研究室がそれらに該当するが、これらを架空の大規模な学堂、私塾や、日本家屋、居宅、旅館、温泉施設になぞらえたものである。

これらJIAIの私塾・居宅名称は、主系にのみ記したが、どの副系名称としても使用可能である。「堂」、「舎」、「廊」は、先に解説した通り、元より副系名称に存在する語である。

「齋」は、主系や大学制として用いれば「書齋」の「齋（さい）」であるが、神道制として用いれば神事としての「齋（いつき）」、仏教制として用いれば法要の食事である「齋（とき）」となり、読みも意味も変化する。

先にも記したように、古風な「学堂」・「学舎」・「学廊」の語を採用した京都大学の例は、東大の新語の「学環」・「学圏」と並び、異例であり、第一級大学としての個性、そして威厳と自負とを示すものである。だが、古都のイメージにもふさわしい語を採用した京大の命名姿勢は、日本人である個人としての学術・図書・資料分類である IJCA・IJCW の創造を目指してきた岩崎や、IJAI に宗教系女子学校の優美な情緒を取り入れてきた女性スタッフの命名姿勢に、近いものがあるだろう。

なお、この IJAI 私塾・居宅名称が想定する架空の居宅としては、岩崎が自閉症男児・男性らと作成した「武蔵幻想邸」がある。この御殿は、十進分類法である IJDC での使用を前提して作成したものではないが、かねて、スタッフがここに居住し IJCA・IJCW の編纂作業に従事している想定で使用されてきた経緯があり、IJAI 私塾・居宅名称が示す建築物・建築要素をも全て有することから、現在では IJAI・研究所そのものの仮想バージョンとして位置付けられる。

また、IJAI 私塾・居宅名称と「武蔵幻想邸」は、岩崎の郷里、岡山県のかつての藩校である岡山学校や閑谷学校の雰囲気、学風をも想定しており、かつ、これらの講堂の構造を取り入れて設

計・構築している。

《武蔵幻想邸》岩崎純一



第三部 IJCA コードの構成

コードの基本構成は、次の通りである。コードは、墨付き括弧（）で表す。

【IJCA ○（零）・系（全集）・群（集）・類（束）・綱（巻）・目（編）・部・章・節・CCBY-NC-ND 4.0】

● IJCA の全ての要素（各製作物、著作物）は、これ以降に解説する系（全集）、群（集）、類（束）、綱（巻）、目（編）、部、章、

節の記号をつなげて、【0-2-1-6-8-5・・・】などと固有記号（絶対記号）で一意的に表される。IJCAであることが明らかな文脈では通常、冒頭の【0】は不要である。

第四部 IJCAの構造の模式図

別添資料を見よ。

第五部 IJDCと図書分類（書架分類、書誌分類）

IJDCは、元より学際的・超域的な思考と活動形態を有する全学術網羅型の個人の全著作物をアーカイブ化するための分類法であって、そのうちの「言語の著作物」の分類法部分を「図書分類法」と見なせる以上、他の個人の蔵書整理にも、またおそらくは図書館の蔵書整理にも、図書分類法として（書架分類及び書誌分類の双方として）利用可能であると考えられる。

後述の通り、IJDCはそのことを意識して、NDC等の既存の図書分類法をも応用しているが、書架分類と書誌分類の矛盾など、IJDCにも共通して生じうると考えられる既存の図書分類法の問題点についても、岩崎及びIJAIは当然研究を継続する。

IJDCは、図書分類法として機能するほか、IJCA・IJCWの全内容の管理法（ディレクトリ階層）としても機能し、これらを提供するIJAIウェブサイトのディレクトリ階層にも対応し、また、主に女

性専用施設内に設置されている図書室におけるIJCWの配架にも実際に利用されている。詳しくは、序巻から第七巻を見よ。

第六部 二〇一七年一月一日方式からの主な変更内容

第一章 コードの構成

■ 旧

【コードの例】IJCA 1-1-123-456-1-1-CC BY-NC-ND 4.0

順に、アーカイブの略称 アーカイブ番号・著作物の種類・著作物の主要内容分類・著作物の副次的内容分類・形態タイプ・作者の分類・法律・条約の規定内で許可するその他の著作権情報

■ 現行

旧方式を応用・発展させつつ、本巻で解説するIJDC方式に移行。

第二章 アーカイブの略称

■ 旧

【コード：IJCA】が岩崎純一総合アーカイブを示す。

←

■ 現行
継承。

第三章 アーカイブ番号

■ 旧

岩崎純一総合アーカイブのうち、【コード…1】が岩崎純一著作物
アーカイブ、【コード…2】が岩崎純一私蔵貴重書アーカイブを示す。

←

■ 現行

岩崎が追加収録を依頼・要請された他の製作者・著作者の著作物・
著作物をもアーカイブに追加収録し、アーカイブの分類数を増やし
つつ、本巻で解説するJIDC方式に移行。

第四章 著作物の種類

■ 旧

岩崎純一の著作物及び岩崎が著作権の全部または一部を有する著
作物を、日本の著作権法第十条第一項に例示列挙される著作物の
分類に従って【コード…1～9】に分類する。例示列挙であつて限
定列挙ではないため、著作物がこれらに限られるわけではないが、
【1】から【9】までの九つという種類数を偶然にも十進分類法の
一部として扱うことができ、日本の代表的な図書分類法である日本
十進分類法（NDC）と極めて高い整合性を持つことから、岩崎の著
作物をこれら九種類のいずれかに分類することとする。このほか、

同法第十一条及び第十二条に規定される二次的著作物、編集著作物、
データベースの著作物も、上記分類内に振り分けて掲載する。

【JICA 1-1-000～1-1-999】小説、脚本、論文、講演その他の言語の
著作物

【JICA 1-2】音楽の著作物

【JICA 1-3】舞踊又は無言劇の著作物

【JICA 1-4】絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

【JICA 1-5】建築の著作物

【JICA 1-6】地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その
他の図形の著作物

【JICA 1-7】映画の著作物

【JICA 1-8】写真の著作物

【JICA 1-9】プログラムの著作物

←

■ 現行

ほぼ継承するが、次の通り変更する。

二次的著作物、編集著作物は新規に設けた【0】に分類すること
とし、十進分類法にそえる。

また従来は、画像、写真、動画等の多くは言語の著作物の付帯著
作物として位置付け、独立性の高い音楽や美術的画像等のみを音楽
や美術の著作物として別個に分類していたが、現行の分類では、言

語の著作物（とりわけ【2系1群】）中心主義を採りつつも、言語の著作物以外の全ての著作物を、言語の著作物から独立させ、音楽、美術、図形、映画、写真等の著作物に別個に分類する。これにより、ある著作物において、本文（言語の著作物）と引用した画像等（言語の著作物以外の著作物）とを明確に区別する。

第五章 著作物の主要内容分類、副次的内容分類

■ 旧

言語の著作物を、日本十進分類法（NDC）十版の一次区分（類）、二次区分（綱）、三次区分（目）に従って【コード：000-000～999-999】に分類する。言語の著作物以外の著作物も、分類可能な場合は分類する。

また、一つの著作物につき、二つのコードを付すが、より主要内容・分野のコードを前に置く。

学術の分類は必ずしも図書の分類に合致しないが、図書分類法は、各大学により経営上の都合で恣意的になされている学術分類（例：文学部心理学工学系コースなど）よりも歴史が深く、人類の長期に渡る知的営為を反映しており、汎用性も高く、かつ時代に合わせ改訂もなされているため、在野の個人研究者の知的財産の分類法としても適していると考ええる。

【JICA 1-1-000～1-1-099】総記に関する言語の著作物

【JICA 1-1-100～1-1-199】哲学に関する言語の著作物
 【JICA 1-1-200～1-1-299】歴史に関する言語の著作物
 【JICA 1-1-300～1-1-399】社会科学に関する言語の著作物
 【JICA 1-1-400～1-1-499】自然科学に関する言語の著作物
 【JICA 1-1-500～1-1-599】技術に関する言語の著作物
 【JICA 1-1-600～1-1-699】産業に関する言語の著作物
 【JICA 1-1-700～1-1-799】芸術に関する言語の著作物
 【JICA 1-1-800～1-1-899】言語に関する言語の著作物
 【JICA 1-1-900～1-1-999】文学に関する言語の著作物

↑

■ 現行

旧方式の思想・方針をより一層深めつつ、分類法を大きく改訂し、本巻で解説するJDC方式に移行。

第六章 形態タイプ

■ 旧

著作物の種類それぞれにつき、次のように【コード…1～3…】に細分化する。本文・本体と密接に関わる画像等については、「本文・本体以外の作者の付帯著作物」として記載する。

【1】小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

【1】論文、研究報告書、学術資料（主に、専門性・難易度が

高く、学問的知見を記述した長文資料)

【2】 エッセイ、記録、小論（主に、【1】よりは専門性・難易度が低く、学問的知見よりは随筆の要素が優先される中規模の資料）

【3】 挨拶文、紹介文、広報（主に、活動の報告、事実の列挙などに該当する、比較的平易な短文資料）

【2】 音楽の著作物 ～ 【9】 プログラムの著作物

【1】 言語の著作物」の分類のほか、随時細分類を設ける。

←

■ 現行

形態タイプは著作物ごとに個別に判断し適宜記載することとし、分類法を大きく改訂して、本巻で解説するJIDC方式に移行。

第七章 著作者の分類

■ 旧

【コード…1～3】に分類する。

【1】 岩崎純一が著作者であることを示す。

【2】 他の者と岩崎純一との共作・合作であり、その著作権の全部または一部を岩崎純一が有することを示す。

【3】 他の者が著作者であるが、著作者がその著作権の全部または一部を岩崎純一に譲渡したことを示す。

←

■ 現行

【1】を岩崎の年齢順（毎十歳区切り）に細分化し、本巻で解説するJIDC方式に移行。

第八章 法律・条約の規定内で許可するその他の著作権情報

■ 旧

日本国の著作権法の規定やベルヌ条約・TRIPS協定の条文以外に、次の利用法を適用する。

【1】～【8】の著作物には、主にクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを適用する。

※ クリエイティブ・コモンズ

<https://creativecommons.org/>

※ クリエイティブ・コモンズ・ジャパン

<http://www.creativecommons.jp/>

【9】の著作物には、プログラムに適した各ライセンスを適用する。

←

■ 現行

継承。但し、十進分類法による情報ではないため、現行方式のコードには必ずしも記載する必要はない。

第三編 第〇（零）次区分、アーカイブ開始記号としてのゼロ

二〇一八年三月二十六日 起筆

二〇一八年三月三十一日 最終更新、公開

第一部 分類の思想と解説

IJDCの第〇次区分（記号【0】のみ）は、IJCA乃至IJDCそれ自体の総体（要素の集合体）であり、IJCA乃至IJDCの起点を表す記号概念であり、この最初の記号【0】に対応する部局である「第〇所」も、IJAIそのものである。

以下同様に、「第X次区分」は、これを定義するIJDC自体としての一面、IJCA・IJCWとしての一面、IJAIとしての一面を全て併せ持つのである。

【0】アーカイブ自体の開始記号としての「ゼロ」

第四編 第一次区分

二〇一八年三月二十六日 起筆
二〇一八年三月三十一日 公開
二〇一九年三月二十三日 更新
二〇一九年七月十五日 最終更新

第一部 分類の思想

IJDCの第一次区分は、作成者が岩崎純一であるか否か、及び、作成物が民法第八十五条の「物（有体物）」と著作権法第二条第一項の「著作物（無体物）」のいずれであると解されるかの二点に従って分類した、知的財産・製作者・著作者分類である。

第二部 区分内分類

- 【0系】IJCA、JCW、JAI、JDCの総合案内（無体物）
- 【1系】有体物（一）岩崎純一製作物アーカイブ
- 【2系】無体物（一）岩崎純一著作物アーカイブ（『岩崎純一全集』）
- 【3系】有体物（二）他の製作者による製作物のアーカイブ
- 【4系】無体物（二）他の著作者による著作物のアーカイブ
- 【5系】有体物（三）岩崎純一私蔵貴重製作物アーカイブ
- 【6系】無体物（三）岩崎純一私蔵貴重著作物アーカイブ

- 【7系】有体物（四）岩崎純一に提供された製作物のアーカイブ
- 【8系】無体物（四）岩崎純一に提供された著作物のアーカイブ
- 【9系】その他の有体物及び無体物のアーカイブ
- 【1～9女性系】女性局が担当する臨時アーカイブ（女性編集別添資料アーカイブ）

第三部 解説

● 第一次区分の【0系】は、【1系】から【9系】までと異なり、直下に著作物分類による第二次区分を持たない。【0系】に対応するJAIの第〇（零）局は、研究所本部（本局）であり、IJCA・JCWの編纂においては、第二局（『全集』編纂局）第一部第〇班（序説班）第〇係（第九係として【2系1群0類】「序説、総記」全十巻を編纂・管理し、これらは【0系】の文書を兼ねる。いわば、これらが【0系】の第二次区分である。

● これら十巻へのリンクは、研究所のウェブサイトの【0系】総合案内メニューとしても分かりやすく設置される。（総合案内メニューとしてのタイトルは、本巻の第四次区分を見よ。また、【0系】の位置付けについては、本巻の第三次区分や第二巻も参照せよ。）

● IJDCの第一次区分は、物権・所有権の客体となる有体物・民法上の「物（モノ）」・有形財産と、無体財産権・知的財産権の客体となる無体物・無形財産（有体物に化体した著作物等を含む）

とによる分類である。

● 「有体物」・「製作物」すなわち【1系】、【3系】、【5系】、【7系】（ $(2x-1)$ 系）、 x は4以下の自然数）を「奇数系」といい、「無体物」・「著作物（制作物）」すなわち【2系】、【4系】、【6系】、【8系】（ $(2x)$ 系）、 x は4以下の自然数）を「偶数系」という。その場合、【0系】と【9系】は除く。

● IJDCでは、「製作（物）」と「制作（物）」の語を使い分けて（書き分けて）おり、これ以降、頻繁にこれらの語を用いて解説を行う。但し、その使い分けは、概ね一般的な使い分けに依りながらも、IJDC独自のものであると言えるため、利用者におかれは注意が必要である。

とは言え、この独自の使い分けの傾向は、法概念上、とりわけ【1系】と【2系】における岩崎の作成物、およびその他の系における IJAI スタッフの作成物をめぐって顕著に現れるため、利用者は概ねこれら該当する作成物の分類の実状を観察するのみで足りる。また、最終的には、当該作成物が「製作物」であるか「制作物」であるかの判断は、民法や著作権法の規定に基づく推定に委ねるものとする。

さて、一般に「製作」の表記は、機械や道具を使用して中小型の品物・商品・消耗品・製品を作成する場合に用いられ（大型の機械・工業製品には「製造」が用いられ）、「制作」の表記は、芸術作品を作成・創作する場合に用いられる。

また、映画業界やテレビ業界では、一般的な使用法に近いが

らも、業界独特の用い方をしている。映画業界では、概ね娯楽映画（大きな興行収入・利潤が期待できる映画）の作成を「製作」、芸術映画の作成を「制作」と使い分けている。しかし、大がかりな機材を用い、かつ商業目的で作成したとしても、芸術映画と銘打たれるならば、その作成の実作業は「制作」とし、一方で、娯楽映画と銘打つ限り、映画作成の実作業ではない予算策定、資金調達、キャストのマネジメント、宣伝などをも「製作」としている。テレビ業界では、番組等の同種の作成作業に対する「製作」と「制作」の使用法が、局ごとに大きく異なる。演劇業界でも、演劇作品の「製作」（資金調達、作成、宣伝などの全て）のうちの事務作業を「制作」、芸術的実作業であるはずの衣装や大道具の作成を（事務作業よりも、観客動員数などの商業戦略上の成果に直結する視覚的要素を担う作業であることから、資金調達から宣伝までの総称と同じく）「製作」と表記するなど、独自の使い分けが見られる。

しかしながら、映画・演劇・テレビ業界の共通点は、「制作」（実作業）をあくまでも「製作」（資金調達、実作業、宣伝等の全て）の一部である点と見ている点である。これは、作品を商業戦略的観点ではなく専ら芸術的観点から作成したつもりであっても、必ずや不特定多数の観客の動員（興行収入）や視聴者の確保（視聴率）を想定しているのであり、多かれ少なかれ商業戦略的観点に陥らざるを得ないという、映画・演劇・テレビ業界の宿命に起因する習慣のようである。

一方、JDDCでは（とりわけ岩崎ほか JAI スタッフの作成物においては）、「製作」のほうが「制作」の一部にすぎないことが言える。また、意図してそのように JDDC を設計している。なぜならば、まず岩崎ほか JAI スタッフの作成物は、言語の著作物、文芸作品が多くを占めるためである。そして何より、その作成物の全ては、まずは単に作成のみを目的および価値として（いわば全てが、我々の知的満足として、芸術作品として、個人的・共益的目的として）作成するのであり、これが「製作」物（品物・商品）として売られ、世に出回るか否かは、作成段階では（刊行・商品化したいとの提案・依頼を受けるまでは）我々のほとんど与り知らぬところだからである。実際に現在でも、利用・刊行・商品化の依頼を受けてから作成する場合よりも、作成後に利用・刊行・商品化の依頼を受ける場合の方が多い。

すなわち、JICA の（とりわけ岩崎ほか JAI スタッフの）作成物は、まずはほぼ全てが著作権法上の著作物（残る一部は非著作物や編集物など）であるから、JDDC においては、「制作物」は基本的に「著作物」と呼称され、偶数系に分類される（一部は最初から【9系】に分類される）。そして、それらの中から事後的に（作成後や発表・上演後に）、それぞれ奇数系に移動される作成物が生じるのみである。

「無体物」・「制作物（著作物）」を重視しながら、これらよりも各々の「有体物」・「製作物」を先に置いたのは、民法における「物」、「有体物」の定義や著作権法における「製作物」、「制作物」の使

い分け（後述）に鑑み、JDDC においても、あくまでも便宜上、「有体物」・「製作物」を現代の人間の作為的生産活動の代表的結果（作成物の代表的なるもの）と見なしたからに過ぎない。JDDC の主眼は、あくまでも偶数系、とりわけ【2系】にある。

この事情は、作成前から「製作物（営利を主たる目的として作成する商品）」であるか「制作物（作成者すなわち監督やキャスト、実作業者の知的・芸術的満足を主たる目的として、赤字を覚悟または前提して作成する芸術作品）」であるかを或る程度選択し、あるいは、作成段階のどの部分が「製作」または「制作」であるかを或る程度予定してから作成を開始する映画や演劇、テレビ番組などは、決定的に異なる。（しばしば見られる製作・配給会社と監督・キャストの間のトラブルのほとんどは、言うまでもなく、この「製作」意識と「制作」意識の差によるものである。）

しかし、更に留意すべき点は、JDDC では娯楽映画・演劇のみならず、芸術映画・演劇の多くも（たとえ著作物であろうと）「製作物」に分類するのである。テレビ番組に関しては、全てを「製作物」とする。

一方で、とりわけ岩崎や JAI スタッフの言語の著作物については、たとえ作成後に刊行されようとも、「製作物」とはせず、依然として「著作物（制作物）」の分類に置いたままとする。

無論、一般的にも言語の作成物のほとんどは、刊行・商品化されたのちも無体物（有体物への化体）かつ著作物とされる。しかし JDDC では、当初から興行収入や視聴率を目的として作成され

た映画・演劇・テレビ番組のセリフなどは（法律上の著作物であつても）、最初から有体物・製作物に分類することが多い。

「有体物」とは、人間以外であつて空間の一部を占める有形的存在を言い、民法における「物」を指し、権利の客体（対象）となるものである。

JICAにおいても、「有体物」とは、後述の例外を除いては同義のものを指す。このうち人為的に作成されたもの（作成物）は、「製作物」と表記する。

現行法では、独立の価値を有し排他的支配の可能なもの一般を「有体物」とする管理可能性説を採用するものである。無形的存在であっても、電気エネルギー、熱エネルギー、水などを用いて作成した物は、ここに含まれる。JICAにおいても、管理可能性説を採用するものである。

「無体物」とは、人間以外であつて空間の一部を占めない無形的存在を言い、民法における「物」すなわち「有体物」でないものを指し、権利の客体（対象）となるものである。

JICAにおいても、「無体物」とは、後述の例外を除いては同義のものを指す。このうち人為的に作成されたもの（作成物）は、一般的な語意に照らして狭義における「制作物」と表記しうるが、これはほとんどすなわち「著作物」であり、通常は「著作物」と表記する。

有形的存在であっても、「有体物」に化体した無形的存在（いわゆる著作物）は、ここに含まれる。

以上のことから、作成された物（作成物や制作物と称する）及び物に化体している無形的存在のうち、純粹芸術でなく応用的・実用的な性質又は量産可能な性質を有するもの（実用品、日用品、製品）や、思想又は感情が創作的に表現されていないもの（單純な製作物、事実の列挙や報告の書類）、すなわち「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」（著作権法第十条第二項）等は「有体物」に、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範圍に属するもの」（同法第二条第一項第一号）、すなわち「著作物」は「無体物」に分類される。JICAにおいても、同様の分類法を採用するものである。

JICAにおいては、「有体物」と「無体物」の総称、または、後述の「製作物」と「著作物」の総称を「作成物」や「制作物」、これらを作成・制作した者を「作成者」や「制作者」と称する。「有体物」の財産的側面は「有体（有形）財産」、「無体物」の財産的側面は「無体（無形）財産」と称され、前者は動産や不動産、後者は知的財産（産業財産、著作物等）を含むものである。

JICAにおいても、同様の見解を採用するものであり、従つて、岩崎純一以外の、特に見解を示していない製作者及び著作者についても、その有体物には物権（所有権等）、無体物には知的財産権（産業財産権、著作権等）が発生している場合があり、または発生しているものと見なす。

「有体物」の作成者を「製作者」、「有体物」の所有権の保持者を「所有者」と称する。

● IJCAにおいては、作成物（知的創作物）について著作権以外の登録・免許制の各知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権等）を有する者が少ないため、事実上、「無体物」の作成者を「知的創作物の創作者」と称さず「著作者」と称し、「無体財産」の権利を「知的財産権」と称さず「著作権」と称することが多い。

● 作成者が著作権を主張する一方、我が国の知財に関する判例上、著作権が生じず著作権法によって保護されない（と今後も見なされる）作成物か、前述の他の知財関連の法律によって他の権利（特許権等）を保護されうる作成物（衣服・服飾品・着物・装飾品・家具・食器・文具等及びそのデザイン等）は、IJCAにおいても当然著作物ではない知財（無体物）とするが、著作物でない知財（無体物）は、IJCAにおいては製作物に分類する。

● 製作物の著作物に対する鑑別の根拠は、判例に従う。すなわち、「量産可能で、工業上の利用可能性があり、純粹美術と認められないもの」は、著作物ではなく製作物とし、「純粹美術と同視できる場合」にのみ、著作物とする。

● 【1系】には、岩崎純一の作成物のうち、著作権法の保護対象とならないものが含まれる。例として、既存のパーツを組み合わせた自作パソコン、それらを組み合わせたシステムとネットワーク、ほとんどの工具・家具・衣服等が挙げられる。

● 【2系】を特に『岩崎純一全集』（Iwasaki Junichi Complete Works、略：IJCW）と称することは前述の通りである。狭義に

は、このうち特に、第二次区分に定める「言語の著作物」及び「言語の著作物」に引用した自らの著作物（「美術の著作物」、「図形の著作物」等）を慣例でこのように称するが、アーカイブ上の『全集』とは、岩崎純一の著作物を枚挙したもの（目録及びリポジトリ）を指す。

● 【3系】～【8系】には、岩崎純一が製作者・著作者でも所有者・著作権者でもない有体物及び無体物が分類される。

● 【3系】には、【1系】等を利用（借用・転用）した有体物が含まれる。ここには、岩崎が民法とその関連法令の規定の範囲内で、製作者に断ることなく利用した、または製作者に要請し提供を受けて利用した、自作パソコン用のパーツ、ほとんどの工具・家具・衣服等が含まれる。事実を列挙した編集物や芸術公演の宣伝チラシ等についても、著作物と認めるに足る創作性を有しない場合、ここに含まれる。製作者自らの意思によって岩崎に提供された製作物は、【7系】に含まれる。

● 【4系】には、【2系】等を利用（引用）した無体物が含まれる。ここには、岩崎が著作権法とその関連法令の規定の範囲内で、著作者に断ることなく利用した、または著作者に要請し提供を受けて利用した、文献、画像、写真、芸術作品等が含まれる。著作者自らの意思によって岩崎に提供された著作物は、【8系】に含まれる。

● 【5系】には、偉人の製作者による実用的な貴重製品、典礼の品等が含まれる。岩崎自身が購入・入手したもののばかりでなく、

文化事業団体、図書館、大学教授、社家、巫女、神道・仏教関係者、歌人等から岩崎個人に寄贈・委譲されたものも含まれる。

●【6系】には、偉人の著作者による絶版の古書、貴重書、典籍等が含まれる。岩崎自身が購入・入手したものでばかりでなく、文化事業団体、図書館、大学教授、社家、巫女、神道・仏教関係者、歌人等から岩崎個人に寄贈・委譲されたものも含まれる。

但し、これらの私蔵古書や貴重書には、私蔵書籍のうち、歴史的価値が高く、復刻や量産の可能性が低いもののみを含め、量産された単行本や文庫・新書は含めない。

●【3系】または【4系】に分類されるべきもので、その貴重さが重視されるべき場合は、【5系】または【6系】にも重複して分類することがある。

●【7系】には、製作者または所有者自らの意思によって岩崎純一に提供された有体物のうち、岩崎が【1系】等にその一部や参考資料や道具として利用（借用・転用）したもののか、今後利用する可能性が高いか、または、岩崎が所持・保存・保管を依頼されたものの、依然として所有者が岩崎ではないものが含まれる。利用可能性がほとんどまたは全くないものは、JICAへの収録を保留する。

●製作者または所有者から岩崎純一に提供された有体物のうち、その提供者が、一身上の都合（これを自身で所持することに伴う個人的事情による苦痛を回避する目的等）により、この有体物について自身の有する権利のうち他の者に譲渡・移管可能な権利の

全部（物権・所有権等）を強い意思を持って放棄し、これを岩崎純一に譲渡・移管したものについては、【7系】に分類せず、【1系】に分類する。

●【8系】には、著作者または著作権者またはプライバシー権保持者自らの意思によって岩崎純一に提供された無体物のうち、岩崎が【2系】等にその一部や参考資料や道具として利用（引用）したものか、今後利用する可能性が高いか、岩崎やJICA・JICW（岩崎の著書や岩崎の著作物を収録した学術誌等を含む）を研究した結果として作成された成果物（岩崎やJICA・JICWに関する研究論文等）か、または、岩崎が所持・保存・保管を依頼されたものの、依然として著作権者が岩崎ではないものが含まれる。利用可能性がほとんどまたは全くないものは、JICAへの収録を保留する。

●著作者または著作権者またはプライバシー権保持者から岩崎純一に提供された無体物のうち、その提供者が、一身上の都合（これを自身で所持することに伴う個人的事情による苦痛を回避する目的等）により、この無体物について自身の有する権利のうち他の者に譲渡・移管可能な権利の全部（著作権、著作隣接権等）を強い意思を持って放棄し、これを岩崎純一に譲渡・移管したもののについては、【8系】に分類せず、【2系】に分類する。

譲渡・移管できない譲渡・移管が困難であると解される権利（著作者人格権、登録・免許制の知的財産権等）については、判例に従い解決する。

また、著作権法第六一条第二項において、譲渡の目的として特掲されていないときに留保されたものと推定することが規定されている同法第二十七条又は第二十八条に規定される権利が、双方とも岩崎純一に譲渡されていない場合、その著作物は【2系】に分類せず、【8系】に分類する。すなわち、【2系】には、著作者または著作権者またはプライバシー権保持者から、同法第二十七条及び第二十八条に規定する権利の全部を含む著作権の全部が岩崎純一に対して譲渡された著作物のみを分類する。

【9系】には、岩崎純一が製作し【1系】または【2系】に利用したが、所有権または著作権を主張できないと解されうる有体物及び無体物を分類する。これには、極めて単純な画像（一色ベタ塗りの画像、単純な幾何学模様の画像）や、アプリケーションソフトのスクリーンショットなどが含まれる。

【女性系】には、既に【1系】から【9系】までのいずれかに含まれるものの、第二巻から第六巻に定める通りの、女性に固有の諸事情に基づき、女性編纂者（特定女性スタッフ）が管理する有体物及び無体物が含まれる。

ここに含まれる製作物・著作物の多くは、第六巻に定める女性編纂別添資料（略…女性資料）として編纂され取りまとめられるもので、総合編纂者たる岩崎純一への管理権限の全面的な移行が、将来に検討されているが、現在は留保されているものである。

これらの製作物・著作物（女性編纂別添資料）から成るアーカイブ【女性系】を女性編纂別添資料アーカイブ（略…女性資料ア

ーカイブ）と称する。

これらの製作物・著作物のうち、岩崎のみによる著作物でない（岩崎の製作物か、女性の製作物・著作物か、女性と岩崎との共同の製作物・著作物かのいずれかである）ものは、【2系】JICW（『全集』）以外の各系に含まれる。

但し、これらのうち、女性編纂者らが他の女性の著作者から管理を依頼された著作物、または、女性編纂者ら自身の著作物であって、これら著作者の女性本人がJICWへの収録を強く要望し、その著作権の全部（著作権法第六一条第二項において、譲渡の目的として特掲されていないときに留保されたものと推定することが規定されている同法第二十七条又は第二十八条に規定される権利を含む）が第六巻に定める通り本人から岩崎に直接譲渡された著作物については、JICWにおける女性編纂別添資料へと移動させるものとし、さらには、その本体資料（本編）へ移動させることもある。女性の製作物については、所有権等に関する協議の結果により分類する。

また一方、女性編纂者の編纂資料のうち、岩崎の製作物・著作物のみから成るものも女性編纂別添資料と称するが、これらのうち著作物の編纂資料については、基本的に編纂上の著作権の全部が岩崎に譲渡されるため、【2系】JICWに収録する。岩崎の製作物については、所有権等に関する協議の結果により分類する。

女性編纂別添資料のうち、女性と岩崎との共同の製作物・著作物は、女性のみによる製作物・著作物と同様に扱う。これらのう

ち著作物については、当該著作物に関わる全ての女性によって著作権の全部を岩崎に譲渡する旨の意思が書面または電磁的記録により示されない限り、JOCW に収録しない。女性と岩崎との共同の製作物については、所有権等に関する協議の結果により分類する。

女性局は、第一局から第九局と並列的に設置され、これら九つの各局の配下にある九つの各女性部を統括する。すなわち、アーカイブとしては、各【女性系】は九つの各【女性群】の総称である。また、女性群（【女性部】）と女性類（【女性班】）の関係、女性類（【女性班】）と女性綱（【女性係】）の関係も同様である。

女性局が管理するこれら【女性系】以下のアーカイブ（女性編纂別添資料アーカイブ）は、JICA 内のアーカイブでありつつ、総合編纂者たる岩崎に対して大きな独立性を保つものである。

女性局及び【女性系】の特称の仕方については、第二巻を見よ。

第五編 第二次区分

二〇一八年三月二十六日 起筆
二〇一八年三月三十一日 公開
二〇一八年十一月十九日 更新
二〇一九年二月二十八日 更新
二〇一九年三月二十四日 最終更新

第一部 分類の思想

IJDCの第二次区分は、著作権法第十条の著作物の例示及び第十一条、第十二条、第十二条の二に従って分類した、製作物・著作物分類である。

各系の【1群】資料と、【1群】資料の附属資料（【0群】～【9群】に含まれる一部の資料）は、「岩崎純一学術図書館（学術文庫）」（Iwasaki Junichi Academic Library、略：IJAL）を構成する。ほとんどの資料は書籍化されていない文書（広義の図書）であり、電子データで無料提供しており、従ってIJALは、ほぼオープンアクセスの電子図書館として機能する。

但し、有料の書籍・刊行物（電子書籍を含む）については、既にIJALに収めているものの、一般利用者は書店または岩崎から有料で入手する必要がある。なお、無料資料の集合部分を「岩崎純一学術図書館」、有料資料を合わせた全体を「岩崎純一学術文庫」と呼び分

け、「図書館」を「文庫」の下位分類とする場合もあるが、逆の場合もあるほか、英語表記はいずれもIJALであり、通常は有料・無料資料の全体を「図書館」または「文庫」と称する。

第二部 区分内分類

第一次区分の有体物（【1系】、【3系】、【5系】、【7系】）及び【9系】は、次の通り分類する。

- 【0群】【1群】～【9群】の例示列举に該当しないその他の製作物
- 【1群】 著作物でない言語の製作物
- 【2群】 著作物でない音声の製作物
- 【3群】 著作物でない身体動作上の製作物
- 【4群】 著作物でない美術の製作物
- 【5群】 著作物でない建造物の製作物
- 【6群】 著作物でない図形の製作物
- 【7群】 著作物でない映像の製作物
- 【8群】 著作物でない写真の製作物
- 【9群】 著作物でないプログラムの製作物
- 【1～9女性群】 女性部が担当する臨時アーカイブ（女性編纂別添資料アーカイブ）

第一次区分の無体物（【2系】、【4系】、【6系】、【8系】）は、

次の通り分類する。

- 【0群】二次的著作物、編集著作物、データベースの著作物、【1群】
 　　↳ 【9群】の例示列挙に該当しないその他の著作物
- 【1群】小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 【2群】音楽の著作物
- 【3群】舞踊又は無言劇の著作物
- 【4群】絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 【5群】建築の著作物
- 【6群】地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図
 　　形の著作物
- 【7群】映画の著作物
- 【8群】写真の著作物
- 【9群】プログラムの著作物
- 【女性群】女性部が担当する臨時アーカイブ（女性編纂別添資料アー
 　　カイブ）

右の無体物（著作物）分類のうち、【2系】『全集』については、
 次の通り特称される。

『全集』（Complete Works）とは、日本語においても英語において
 も、著作権法上の「言語の著作物」に適用される俗称であるが、JICA
 においては、「言語の著作物」及び「言語の著作物」に引用した自らの
 著作物（「美術の著作物」、「図形の著作物」等）を中心に、岩崎純

一の著作物の全部の集合体を指す。

- 【0群】『岩崎純一全集』第〇集（別集）（二次的著作物、編集著作物、
 　　データベースの著作物、【1群】↳ 【9群】の例示列挙に該
 　　当しないその他の著作物）
- 【1群】『岩崎純一全集』第一集、序巻〜第九十九巻（論説、論文、
 　　評論、講義、講演、小説、脚本その他の言語の著作物）
- 【2群】『岩崎純一全集』第二集（音楽の著作物）
- 【3群】『岩崎純一全集』第三集（舞踊又は無言劇の著作物）
- 【4群】『岩崎純一全集』第四集（絵画、版画、彫刻その他の美術の
 　　著作物）
- 【5群】『岩崎純一全集』第五集（建築の著作物）
- 【6群】『岩崎純一全集』第六集（地図又は学術的な性質を有する図
 　　面、図表、模型その他の図形の著作物）
- 【7群】『岩崎純一全集』第七集（映画の著作物）
- 【8群】『岩崎純一全集』第八集（写真の著作物）
- 【9群】『岩崎純一全集』第九集（プログラムの著作物）
- 【1〜9女性群】女性部が担当する臨時アーカイブ（女性編纂別添
 　　資料アーカイブ）

第三部 解説

● 第二次区分の基本主系名称「群」に対応する『全集』主系名称

を「集」という。このほか、表の通り、副系名称が存在する。

著作権法第十条の例示は、本来、第一次区分の無体物のうちの著作物（有体物に化体した場合）のそれであるが、JICAにおいては、著作物でない有体物（製作物）の分類にも、便宜上、この例示の分類法を借用したものである。

著作権法第十条が例示列挙であって限定列挙でないのと同様、この第二次区分も例示列挙であって、【1群】～【9群】の例示列挙に該当しないものは全て【0群】に分類しうるものとする。但し、【0群】の肥大化を防ぐため、可能な限り【1群】～【9群】のうち当該作成物に最もよく近似するものに分類する。

【9系】（その他の有体物または無体物）に含まれる作成物を全て「著作物でない製作物」としているのは、著作物は全て【2系】、【4系】、【6系】、【8系】のいずれかに分類され、【9系】には一つも含まれないことを想定し、事実そのように分類しているためである。従って、「有体物」と「製作物」をほぼ同義と定義する限り、【9系】に含まれる作成物のほとんどは有体物であると言えるが、著作物でない（製作物である・人為的に製作したと言え、かつ、有体物に化体する）無体物（例えば、展示室における他の著作者らの著作物の配置・配列それ自体等）も【9系】に含めるため、【9系】を「その他の有体物または無体物のアーカイブ」とした。

言語の著作物については、岩崎のそれは小説、脚本が極めて少ない一方、論説文、大学等での講義・講演、和歌・詩歌作品が多

いため、著作権法の例示表記からはやや変更した。

講義・講演を録音した音声は、【1群】に含める。

楽曲を伴う歌詞は、【1群】に含める。

【2群】には、言語活動によらない音声（音楽等）を分類する。

音声データであっても、言語活動によるものは【1群】に分類する。

コンピューター・グラフィックスのうち、幾何学的性質よりも美術的性質を有するものは、【4群】に含める。

コンピューター・グラフィックスのうち、フォントデザインやロゴマークなど、美術的性質よりも幾何学的性質を有するものは、【6群】に含める。

書籍・刊行物の表紙やチラシ・ポスター・絵画画像をスキャンまたは撮影しただけのデータは、スキャンまたは撮影をした者の写真の著作物とは見なさず、依然としてその表紙や絵画等の原著作者の著作物として扱い、アーカイブ上も原著物の形態に従って分類する。

例えば、建築家（A）が手がけた建築物の写真をカメラマン（B）が撮影し、デザイナー（C）がその写真を背景にして書籍の表紙を制作し、出版社（D）が（C）から著作権の一部の譲渡を受けてこの書籍を出版し、その購入者・書店主（E）が、この書籍の紹介・書評・転売等のため表紙をスキャンしてデータ化し、岩崎に対し当該データをサイトにアップロードしてほしい旨の依頼及びデータ提供を行った場合、岩崎はJICAにおいて、当該デー

タを（C）の二次的著作物として扱う。ここにおいて「二次的著作物」であるとは、（D）の著作権の取得や（E）のスクリーン行為・データ提供が二次的著作物であるのではなく（これを（C）の著作物と見なすのではなく）、（D）や（E）の行為には創作性が認められず、（C）による（A）や（B）の著作物の二次的な編集行為が創作的であるから、（C）の二次的著作物であると見なすとの意である。

● 【女性群】については、【女性系】の解説を見よ。

但し、『岩崎純一全集』（JCW）の各【女性群】は、本巻及び第六巻に述べる通り、著作権の全部が岩崎に譲渡された著作物から成り立っていることから、その著作物の全部が岩崎の管理下であり、これを担当する女性部の設置の機会は極めて限られている。

第四部 IJDC 第一次、第二次区分の詳細分類表

IJDC における 作成物の 大分類	IJDC の群	【0 群】左記の例示列 挙に該当しないもの	【1 群】言語	【2 群】音声、音楽	【3 群】身体動作、舞 踊、無言劇	【4 群】美術
	製作物：主に有体物と、著作物でない無体物（【1 系】、【3 系】、【5 系】、【7 系】）及び【9 系】。純粋芸術でなく応用的・実用的な性質又は量産可能な性質を有するもの（実用品、日用品、製品）や、思想又は感情が創作的に表現されていないもの（単純な製作物、事実の列挙や報告の書類）。※ 電気エネルギー、熱エネルギー、水などを用いて作成した物は、ここに含める。（管理可能性説）	創作性なき二次的・編集物やデータベース、アイデアの表現（名簿、住所録、電話帳、品物・商品リスト、駅や電車内の掲示スペースの都合で複数のデザインがあるにすぎない路線図、独創性なき地図・白地図や日本史・世界史年表）	「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」（著作権法第十条第二項）、単純な挨拶文や頭語・時候の挨拶・結びの挨拶・結語等の定型文、格言・ことわざ、国・自治体・公人・公務員の公式発表・声明・通達・議事録	笑い声、泣き声、文法・文脈のない声、衝撃音、短い音、混成曲・メドレー	創作性なき動作や既存の歴史的所作・作法（歩行、着座、正座、茶道等の礼儀作法、武道・弓道等の技・技術）、スポーツのルールや動き・運動自体、手品（これらの創作的な解説書は、著作物の定義を満たすため著作物へ。）	衣服・服飾品・着物・装飾品・家具・食器・文具等及びそのデザイン等、量産可能で、工業上の利用可能性があり、純粋美術と認められないもの。（判例上の「応用美術」。実用を目的としたもの。）ほとんどの工具・家具・衣服等。自作パソコン用のパーツ。著作物と認めるに足る創作性を有しない事実を列挙した編集物や芸術公演の宣伝チラシ等。偉人の製作者による実用的な貴重製品、典礼の品等。トレース、コピー、模写。棋譜、カードゲームの手順、料理のレシピ。純粋美術と同視できる場合にのみ、著作物へ。
	著作物：主に無体物（【2 系】、【4 系】、【6 系】、【8 系】）。「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法第一条第一項第一号）。	二次的著作物、編集著作物、データベースの著作物	小説、脚本、論文、講演	音楽（編曲作品は便宜上、二次的・編集著作物とせず、こゝへ。）	舞踊、無言劇	絵画、版画、彫刻その他の美術（判例上の「純粋美術」。鑑賞を目的としたもの。）偉人の著作者による絶版の古書、貴重書、典籍等で、歴史的価値が高く、復刻や量産の可能性が低いもの。量産された単行本や文庫・新書は含めない。

【5群】建造物、建築	既存のパーツを組み合わせた自作パソコン、それらを組み合わせたシステムとネットワーク、ほとんどのビル・マンション・住宅・庭その他の工作物（建築士によるもの）、中・大型の工業製品、重機	建築（建築家・庭師等が手がけた創作的な建築・庭園をここへ。中・大規模な美術もここへ。）
【6群】図形	極めて単純な画像（二色ベタ塗りの画像、単純な幾何学模様の画像）や、国旗・国章、市町村旗・市町村章、紋章・家紋、独創性なき地図・白地図、ディスプレイ全体やアプリケーションソフトのスクリーンショットなど	地図、学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形
【7群】映像、映画	既存の映像、映画を撮影した映像、映画	映画（映像、動画等、呼称を問わず創作的映画全般。）
【8群】写真	既存の書籍・刊行物の表紙やチラシ・ポスター・絵画画像・写真を撮影した写真やスキャン	写真
【9群】プログラム	単純なプログラム・演算処理・数理・数式	プログラム

第五部 IJDC 第一次、第二次区分と知的財産（知財）関連法規との対応表

『岩崎純一全集』序巻「序説、総記（序）」

項目	財産種別	
	知的財産でない財産（動産、不動産）	知的財産（知的財産基本法第二条）、財産的価値のある情報、無体物（無体財産）でありながら（その創造が相当に難しく、一方でその複製が相当に容易であるがために）あたかも有体物（有体財産）として所有しているかのようにその複製等の行為を専有できる財産
知的財産（知財）の大分類	不動産…自然物全般、土地、山林、河川、岩石、植物の自生品種等	発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。） 知的創作（創造）物、技術的創造物（産業上の創作・文化的な創作・生物資源における創作）
権利の客体（知財等の種類）	有体物としての「物」（知財でない）	産業財産 特許 実用新案 意匠 著作物 回路配置 育成（植物の新品種）
経産省の二大分類	知財でない	知的創造物についての権利等（創作意欲の促進が目的） 営業上の標識についての権利等（使用者の信用維持が目的）
知財権（旧知的所有権、青は知財四権、旧工業所有権）	知財権でない物権、所有権	産業財産権 特許権 実用新案権 意匠権 著作権 回路配置利用権 育成者権 商標権 商号権 同右 同右
所管	法務省民事局	文化庁 商務情報政策局 農林水産省食料産業局 法務省民事局 経済産業省 農林水産省食料産業局
規定法令	民法（第八十条で「物」を定義）	特許法 実用新案法 意匠法 著作権法 半導体集積回路の回路配置に関する法律 種苗法 商標法 商法 不正競争防止法 特定農林水産物の名称の保護に関する法律
IJDC の扱い	有体物	無体物だが有体物として分類
IJDC の分類先	製作物（人工物でない採集物等である旨を明記）	製作物（美術、建造物、図形、プログラム） 著作物 製作物（例示列挙に該当しないもの、図形、プログラムの、美術） 製作物（美術、図形） 製作物（言語） 製作物（言語、美術、図形） 製作物（言語、美術、図形） 製作物（言語、音声、図形、映像、写真、プログラム）

第六編 第三次区分

二〇一八年三月二十六日 起筆

二〇一八年三月三十一日 公開

二〇一八年十一月十九日 更新

二〇一九年三月二十三日 最終更新

第一部 分類の思想

LDLCの第三次及び第四次区分は、様々な学問の分類法及び図書分類法を参考にして編み出された、岩崎純一の学術活動に最も適した独自の学問・図書分類法である。とりわけ、言語・図書資料（【1群】）の集合体である「図書館」(JAL)ではなく、岩崎の著作物資料の集合体である【2系】『全集』(JCW)に最適化された分類であり、岩崎純一の全ての学術活動を分野別に分類したものであると言える。岩崎純一以外の製作者の製作物、著作者の著作物の第三次、第四次区分も、この分類法に従って分類される。

両区分は、最近の図書分類法のみならず、ジャック・ブリュネの「フレンチ・システム」、フランシス・ベーコンやウィリアム・ハリスの学問分類、オーギュスト・コントの社会発展論など、人間の文明、学問、図書に関するあらゆる哲学、価値規範、体系を参照して構築したものである。

両区分の思想の詳細は、第四次区分の解説に記した。

第二部 区分内分類

第二次区分のうち、【2系】『全集』の【1群】第一集以外は、次の通り分類する。

【0類】有体物または『岩崎純一全集』第一集第〇束、序巻、第九巻「序説、総記」全十巻または第一集以外の無体物に利用したもの

【1類】『岩崎純一全集』第一集第一束、第十巻、第十九巻「人文科学（一）」全十巻に利用したもの

【2類】『岩崎純一全集』第一集第二束、第二十巻、第二十九巻「人文科学（二）」全十巻に利用したもの

【3類】『岩崎純一全集』第一集第三束、第三十巻、第三十九巻「社会科学（一）」全十巻に利用したもの

【4類】『岩崎純一全集』第一集第四束、第四十巻、第四十九巻「社会科学（二）」全十巻に利用したもの

【5類】『岩崎純一全集』第一集第五束、第五十巻、第五十九巻「科学技術、産業（一）」全十巻に利用したもの

【6類】『岩崎純一全集』第一集第六束、第六十巻、第六十九巻「科学技術、産業（二）」全十巻に利用したもの

【7類】『岩崎純一全集』第一集第七束、第七十巻、第七十九巻「芸術、文化、言語、文学（一）」全十巻に利用したもの

【8類】『岩崎純一全集』第一集第八束、第八十巻、第八十九巻「芸

術、文化、言語、文学（二）全十巻に利用したもの

【9類】『岩崎純一全集』第一集第九束、第九十巻〜第九十九巻「芸術、文化、言語、文学（二）」全十巻に利用したもの

【1〜9女性類】女性班が担当する臨時アーカイブ（女性編纂別添資料アーカイブ）

第二次区分のうち、【2系】『全集』の【1群】第一集は、次の通り分類する。

【0類】『岩崎純一全集』第一集第〇束、序巻〜第九巻

「序説、総記」全十巻

【1類】『岩崎純一全集』第一集第一束、第十巻〜第十九巻

「人文科学（一）」

哲学、宗教、歴史、地理 全十巻

【2類】『岩崎純一全集』第一集第二束、第二十巻〜第二十九巻

「人文科学（二）」

心理、精神、身体、生命および倫理、道德、人間学 全十巻

巻

【3類】『岩崎純一全集』第一集第三束、第三十巻〜第三十九巻

「社会科学（一）」

政治、社会、国民生活 全十巻

【4類】『岩崎純一全集』第一集第四束、第四十巻〜第四十九巻

「社会科学（二）」

個人・自然人と国家内人間集団・共同体および超国家集団

全十巻

【5類】『岩崎純一全集』第一集第五束、第五十巻〜第五十九巻

「科学技術、産業（一）」

形式科学、自然科学、応用科学、産業 全十巻

【6類】『岩崎純一全集』第一集第六束、第六十巻〜第六十九巻

「科学技術、産業（二）」

人間生活と科学技術、家政学、生活科学 全十巻

【7類】『岩崎純一全集』第一集第七束、第七十巻〜第七十九巻

「芸術、文化、言語、文学（一）」

芸術、文化 全十巻

【8類】『岩崎純一全集』第一集第八束、第八十巻〜第八十九巻

「芸術、文化、言語、文学（二）」

言語、言語学 全十巻

【9類】『岩崎純一全集』第一集第九束、第九十巻〜第九十九巻

「芸術、文化、言語、文学（三）」

文学 全十巻

【1〜9女性類】女性班が担当する臨時アーカイブ（女性編纂別添資料アーカイブ）

第三部 解説

● 第三次区分「類」は、『全集』第一集に利用したものと、これらを利用した『全集』第一集自体の、整合性のある対応で成り立

っている。

● 第三次区分の基本主系名称「類」に対応する『全集』主系名称を「束（そく）」という。このほか、表の通り、副系名称が存在する。

● 「類」の語は、NDC から借用したものであり、NDC と同様に「類目」とも呼ばれる。第三次区分は、『全集』第一集のみならず、あらゆる「群」が常置区分として有する区分であることから、「束」よりも「類」が多用される傾向にある。

● 第三次区分における「利用」とは、文中での紹介や解説、または、著作権法に定められる「引用」である。

● IJCA において、『全集』以外のものが全て『全集』に「利用したもの」と位置付けられているのは、このアーカイブが【2系】『全集』第一集中心主義（とりわけ【2系1群】中心主義）を採っているからであり、なおかつ、アーカイブに含まれる岩崎純一及び他の者による全ての製作物及び著作物は、第一集で実際に引用等により言及されているか、元より言及する可能性の高いもののみをアーカイブに収録しているからである。

● 今後、アーカイブに収録したものは、原則としてその全てについて『全集』で言及するものとする。

● 第一次区分でも述べた通り、【0系】の文書は【2系1群0類】の文書そのものであり、これに利用した著作物等も各系各群の【0類】（有体物または『岩崎純一全集』第一集「序説、総記」全十巻または第一集以外の無体物に利用したもの）に含まれる。

● 主に「引用」の形で利用されるものは、【1群】、【4群】、【6群】、【7群】の静止画、【8群】、【9群】の文字列などである。

● その利用が言語の著作物の引用である場合は、引用した側の著作物（主に第一集）に引用されたその著作物の当該引用部分に注または脚注を付し、注の場合は引用した側の著作物の末尾に、脚注の場合は引用した側の著作物内の当該引用部分のあるページの末尾に、その引用部分のメタ情報を記載する。また、これらの引用部分を有する引用された著作物は、引用文献として参考文献の一部に位置付け、可能な限り、引用・参考文献内として末尾に再記載する。

● その利用が言語の著作物の参考である場合は、参考した側の著作物（主に第一集）の最後に、参考された文献を参考文献として、そのメタ情報を記載する。

● その利用が画像等の引用である場合は、原則として、引用した側の著作物に引用されたその画像等の横や下に、その画像等のメタ情報を記載し、画像等の名称部分を二重山括弧《 》で括る。

● 岩崎自身の著作物を利用する場合は、メタ情報を付さないことがある。

● 複数箇所を利用した被引用作成物は、この利用回数が最多である利用側の作成物に対応するアーカイブ（例：第一集の人文科学（一）への引用回数が最多ならば、「人文科学（一）」に利用したもの）に分類する。

● 本文（言語部分）と画像等とをセットで制作した著作物で、本

文と画像等とを分ちがたく、本文中に組み込むほかない画像等は、本文にまとめて言語の著作物に分類する。

● なお、日本図書コード（日本十進分類法が借用されている）など、学問・図書の純粹分類の研究よりも書籍販売を目的とした分類については、JDC の思想とこれらの思想との齟齬が大きく、あくまでも参考にとどめた。

● 日本図書コードの場合、第一桁目に販売対象による分類、第二桁目に形態による分類を置いている。読者の高い教養と品位を前提として要望し、学術分野別分類を最重視している JDC とは思想が逆転しているため、JDC には取り入れなかった。

● 【女性類】については、【女性系】の解説を見よ。

第四部 JDC 第二次区分と既存の図書分類法の比較表

分類法	利用状況	種類	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
岩崎式十進分類法 (JDC,2018)	IJCAのみ	十進法。学問、図書、アーカイブの総合分類。	序説、総記	人文科学（一）	人文科学（二）	社会科学（一）	社会科学（二）	科学技術、産業（一）	科学技術、産業（二）	芸術、文化、言語、文学（一）	芸術、文化、言語、文学（二）	芸術、文化、言語、文学（三）
日本十進分類法 新訂十版 (NDC,2014)	日本で広く普及	十進法。図書分類。	総記	哲学・宗教	歴史・地理	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学
国際十進分類法 日本語中間版第三版 (UDC,1994)	世界で広く普及	十進法。図書分類。	序説（総記）	哲学、心理学	宗教、神学	社会科学	（未定義）	自然科学、数学	応用科学、医学、工学	芸術	言語、文学	地理、伝記、歴史
デューイ十進分類法 (DDC,2012)	世界で広く普及	十進法。図書分類。	総記	哲学	宗教	社会科学	言語	純粋科学	技術	芸術	文学	地理、歴史
展開分類法 (EC,1911)	衰退したがNDCが模倣	アルファベット式。図書分類。	A 総記	B・D 哲学、宗教	E・G 歴史諸科学	H・K 社会科学	L・Q 自然科学	R・U 技術	V・W 芸術	X 言語	Y 文学	Z 図書学
国立国会図書館分類表 (NDLC,2017)	大学図書館も採用	アルファベット式。図書分類。	A 政治・法律・行政	B・C 議会・法令資料	D 経済・産業	E 社会・労働	F 教育	G 歴史・地理	H 哲学・宗教	K 芸術・言語・文学	M・S 科学技術	U・Z その他形態分類

第七編 第四次区分

二〇一八年三月二十六日 起筆
二〇一八年三月三十一日 公開
二〇一八年十一月二十二日 更新
二〇一九年十二月十六日 最終更新

第一部 分類の思想

JIDCの第四次区分の分類の基本思想は、第三次区分の分類の思想に記した通りである。第四次区分は、【2系1群】のみが有する。

第二部 区分内分類

【2系1群0類】序説、総記

（横線部は、研究所のウェブサイトの総合案内【0系】としてのメニューのタイトルである。）

【0網】岩崎純一総合アーカイブ・『岩崎純一全集』・岩崎純一学術研究所・岩崎式十進分類法に関する序説、学問及び図書の種類、個人の知的作業の図書館情報学・資料組織論に基づく体系化・組織化の追究

【0系0群】岩崎純一総合アーカイブ（JICA）、『岩崎純一全集』

JICW、岩崎純一学術研究所（JIAI）、岩崎式十進分類法（JIDC）について

…序巻

【1網】岩崎純一の略歴、年譜、活動総覧及びその学術の大観

【0系1群】岩崎純一について、メール宛先

…第一巻

【2網】岩崎純一（著者、総合編纂者）、岩崎純一学術研究所及び『岩崎純一全集』編纂局に関する序説

【0系2群】研究所の仕組み

…第二巻

【3網】岩崎純一の活動に関わる協力者、参加者に関する序説

【0系3群】岩崎への協力者の皆様へ（『全集』へのご協力など）

…第三巻

【4網】岩崎純一の活動に関わる協力要請者、研究者、実験実施者、出版者に関する序説

【0系4群】岩崎への協力要請者の皆様へ（大学等の講義、実験協力、『全集』の一部刊行のご依頼など）

…第四巻

【5網】岩崎純一の著作物の利用者及び岩崎への情報提供者、相談者に関する序説

【0系5群】岩崎の著作物の利用者の皆様へ（引用・頒布方法など）

…第五巻
【6網】岩崎純一総合アーカイブ及び『岩崎純一全集』の編纂方針と

提供方法

【0系6群】アーカイブの編纂方針及び提供方法

…第六巻

【7網】電磁氣的技術・情報通信技術による岩崎純一総合アーカイブの管理と提供活動、個人アーカイブ・個人の知的作業（知的財産・著作物）の体系化・組織化への計算機科学・情報科学・情報アーキテクチャの応用

【0系7群】アーカイブの提供システムの仕組み

…第七巻

【8網】アーカイブ・『全集』編纂開始以前の岩崎純一の活動総覧とその知的作業の基本構造、人間の知識・学問・文明・文化の基礎

【0系8群】アーカイブ以前の歴史

…第八巻

【9網】アーカイブ・『全集』編纂開始以後の岩崎純一の活動総覧と知的作業の組織化の方法論、個人アーカイブの可能性、個人の神格化と宗教、人間の私情と社会通念・遵法精神、特殊知性への畏敬

【0系9群】アーカイブ以後の歴史

…第九巻

【1～9女性網】女性係が担当する臨時アーカイブ（女性編纂別添資料アーカイブ）

…序巻～第九巻内

【2系1群1類】人文科学（一）

【0網】哲学、宗教、歴史、地理の序説、総記

…第十巻

【1網】西洋哲学、アブラハムの宗教および西洋史、西洋の地理

…第十一巻

【2網】東洋思想、非西洋思想、インド宗教、東アジア宗教、非西洋宗教および東洋史、非西洋史、東洋および非西洋の地理

…第十二巻

【3網】日本思想、日本の仏教、日本神話・神道および日本史、日本の地理（一）

…第十三巻

【4網】日本思想、日本の仏教、日本神話・神道および日本史、日本の地理（二）

…第十四巻

【5網】日本思想、日本の仏教、日本神話・神道および日本史、日本の地理（三）

…第十五巻

【6網】世界および日本の新宗教、神秘思想、超心理学、神道靈学、秘教神道（一）

【第十六巻

- 【7 網】世界および日本の新宗教、神秘思想、超心理学、神道靈学、
秘教神道（二）
.. 第十七巻
- 【8 網】民俗学、民族学、文化人類学、文明・宗教の発祥・展開と人
間の発達（二）
.. 第十八巻
- 【9 網】民俗学、民族学、文化人類学、文明・宗教の発祥・展開と人
間の発達（二）
.. 第十九巻
- 【10 網】女性係が担当する臨時アーカイブ（女性編纂別添
資料アーカイブ）
.. 第十巻～第十九巻内
- 【2 系 1 群 2 類】人文科学（二）
- 【0 網】心理、精神、身体、生命および倫理、道德、人間学の序説、
総記
.. 第二十巻
- 【1 網】心理、精神、身体、生命および倫理、道德、人間学（二）
器質、認知、記憶、見当識
.. 第二十一巻
- 【2 網】心理、精神、身体、生命および倫理、道德、人間学（二）
- 化学物質と精神
.. 第二十二巻
- 【3 網】心理、精神、身体、生命および倫理、道德、人間学（三）
精神の統合と失調
.. 第二十三巻
- 【4 網】心理、精神、身体、生命および倫理、道德、人間学（四）
気分、情緒、不安、恐怖、観念、身体化、自我、転換、社
会適応
.. 第二十四巻
- 【5 網】心理、精神、身体、生命および倫理、道德、人間学（五）
衣食住、睡眠・夢と覚醒
.. 第二十五巻
- 【6 網】心理、精神、身体、生命および倫理、道德、人間学（六）
人格、人間性、犯罪心理
.. 第二十六巻
- 【7 網】心理、精神、身体、生命および倫理、道德、人間学（七）
性、性別、性機能、リビドー、性愛、性倫理
.. 第二十七巻
- 【8 網】心理、精神、身体、生命および倫理、道德、人間学（八）
知性、知能、発達、学習、小児期、青年期
.. 第二十八巻
- 【9 網】心理、精神、身体、生命および倫理、道德、人間学（九）
心理および精神に関わる身体症状・障害、神経系疾患、先

天奇形

●第二十九巻

【1～9 女性網】女性係が担当する臨時アーカイブ（女性編纂別添

資料アーカイブ）

●第二十巻～第二十九巻内

【2系1群3類】社会科学（二）

【0 網】政治、社会、国民生活の序説、総記

●第三十巻

【1 網】世界の国家形態と地政学および日本の国体（憲法、天皇、主権者たる日本国民）と地政学（日本列島、日本海）、国体論

●第三十一巻

【2 網】各国および日本の国情（系譜、家史、民族、人口、世代、性別、格差、統計）

●第三十二巻

【3 網】政治、法律、国家公安組織、汚職、国家犯罪、社会体制、保守と革新

●第三十三巻

【4 網】国防、軍事、安全保障、戦争、テロリズム、戦史、外交、条約、国際問題、国難

●第三十四巻

【5 網】社会、国民生活（二）

犯罪、事件

●第三十五巻

【6 網】社会、国民生活（二）

自然災害、人災、交通事故、原発事故、医療事故

●第三十六巻

【7 網】社会、国民生活（三）

労働、納税、社会保障、労働災害、ハラスメント、過労死・自殺

●第三十七巻

【8 網】社会、国民生活（四）

教育、社会規範、人権意識、差別、虐待、いじめ

●第三十八巻

【9 網】社会、国民生活（五）

風俗習慣、冠婚葬祭、年中行事、風潮、流行、国民性、都道府県民性

●第三十九巻

【1～9 女性網】女性係が担当する臨時アーカイブ（女性編纂別添資料アーカイブ）

●第三十巻～第三十九巻

【2系1群4類】社会科学（二）

【0 綱】個人・自然人と国家内人間集団・共同体および超国家集団の
序説、総記

.. 第四十巻

【1 綱】個人・自然人と国家内人間集団・共同体（結社、民法上の組
合、任意団体、法人および権利能力）

.. 第四十一巻

【2 綱】個人・自然人・人間個体・細胞組織、社会契約説と国家有機
体説、資本主義と社会・共産主義

.. 第四十二巻

【3 綱】個人・自然人と国家内生殖的結束人間集団・共同体（恋愛、
性愛、男女、家族のうちの夫婦）

.. 第四十三巻

【4 綱】個人・自然人と国家内血縁人間集団・共同体（家族のうちの
親子、兄弟姉妹、親類、家系、一族）

.. 第四十四巻

【5 綱】個人・自然人と国家内地縁人間集団・共同体（村落、町内会、
地域社会、友人、学級、学年、部族、民族、外国人街、国民）

.. 第四十五巻

【6 綱】個人・自然人と国家内思想的結束人間集団・共同体（営利企
業・会社、宗教団体、思想団体、政党、政治団体、暴力団、
人権団体、女性団体、LGBT 団体、人工言語共同体）

.. 第四十六巻

【7 綱】個人・自然人と国家内の国家破壊・転覆または新国家樹立画
策人間集団・共同体（破壊活動団体、国内テロリズム、原始
共産・無政府・農本主義団体）

.. 第四十七巻

【8 綱】個人・自然人と超国家集団・広域共同体および宇宙進出（国
際機関、国連、オリンピック、軍事同盟、世界テロリズム、
世界政府、国際言語共同体、超地球共同体、宇宙都市）

.. 第四十八巻

【9 綱】個人・自然人と財産集合体（財団、資産、私有財産、公有財
産、国庫、国有財産、動産、不動産、知的財産、遺産）

.. 第四十九巻

【10 女性綱】女性係が担当する臨時アーカイブ（女性編纂別添
資料アーカイブ）

.. 第四十巻、第四十九巻

【2系1群5類】科学技術、産業（一）

【0 綱】形式科学、自然科学、応用科学、産業の序説、総記

.. 第五十巻

【1 綱】形式科学および自然科学（数学、物理学、化学、宇宙科学、
地球科学、生物学）

.. 第五十一巻

【2 綱】農林水産学および第一次産業（農林水産業）

…第五十二巻

【3 綱】工学および第二次産業（工業、建設、製造、公害）

…第五十三巻

【4 綱】商学・経済学および第三次産業（商業、運輸、交通、観光事業）

…第五十四巻

【5 綱】医学・生理学・薬学および医療、保健、薬物

…第五十五巻

【6 綱】コンピューター、情報技術、電気通信産業、情報産業、バーチャルリアリティ、メタバース

…第五十六巻

【7 綱】経済、財政、通貨、貿易、土地、資源、企業経営

…第五十七巻

【8 綱】人間の欲望と科学技術（二）国土計画、宇宙開発、国家プロジェクト、世界プロジェクト、電子国土、仮想共同体、仮想通貨

…第五十八巻

【9 綱】人間の欲望と科学技術（二）人間工学、人類学、ヒルベルト計画、遺伝子操作、ニューサイエンス、神への侵犯、科学の捏造、科学の矛盾、直観主義

…第五十九巻

【10 女性綱】女性係が担当する臨時アーカイブ（女性編纂別添

資料アーカイブ）

…第五十巻～第五十九巻

【2系1群6類】科学技術、産業（二）

【0 綱】人間生活と科学技術、家政学、生活科学の序説、総記

…第六十巻

【1 綱】人間生活と科学技術、家政学、生活科学（一）

算数、物品の使用と整理、生活リズムと時計時間、暦法、天体観測

…第六十一巻

【2 綱】人間生活と科学技術、家政学、生活科学（二）

食生活、栄養、飢餓、家庭菜園、農園

…第六十二巻

【3 綱】人間生活と科学技術、家政学、生活科学（三）家具調度、日曜大工・DIY、住居、家屋、集合住宅、インフラ設備

…第六十三巻

【4 綱】人間生活と科学技術、家政学、生活科学（四）サービス利用、インフラ利用、旅客交通、旅行、観光

…第六十四巻

【5 綱】人間生活と科学技術、家政学、生活科学（五）

通院、入退院、家庭衛生、生理現象、健康、理容、美容

…第六十五卷

【6 綱】人間生活と科学技術、家政学、生活科学（六）

パソコン、ウェブサイト運営、インターネット、クラウド・
コンピューティング、イントラネット、プライベートネッ
トワーク

…第六十六卷

【7 綱】人間生活と科学技術、家政学、生活科学（七）

家庭経済、家計、家事、貧困、父子・母子家庭、養子・里
子・孤児

…第六十七卷

【8 綱】人間生活と科学技術、家政学、生活科学（八）科学技術と社

会問題・生活トラブル（二）
科学の利便性、人間生活の変化、少子・高齢・晩婚・非婚
化

…第六十八卷

【9 綱】人間生活と科学技術、家政学、生活科学（九）科学技術と社

会問題・生活トラブル（二）
科学と常識、疑似科学、オカルト、魔術、運勢、風水、バ
イオリズム

…第六十九卷

【1～9 女性綱】女性係が担当する臨時アーカイブ（女性編纂別添
資料アーカイブ）

…第六十巻～第六十九巻

【2系1群7類】芸術、文化、言語、文学（一）

【0 綱】芸術、文化の序説、総記

…第七十巻

【1 綱】芸術学、文化論、美学、感覚、知覚（一）

…第七十一巻

【2 綱】芸術学、文化論、美学、感覚、知覚（二）

…第七十二巻

【3 綱】二次元有形静的芸術（絵画、書、書道、版画、写真、印刷、
漫画）

…第七十三巻

【4 綱】三次元有形静的芸術（建築、彫刻、工芸、手芸、服飾、着物、
日本刀、能面）

…第七十四巻

【5 綱】二次元有形・無形動的芸術（映画、映像、動画）

…第七十五巻

【6 綱】三次元無形動的芸術（音楽、歌謡、雅楽、歌垣）

…第七十六巻

【7 綱】三次元無形動的芸術の身体芸術（舞踊、バレエ、演劇、大衆
演芸、舞楽、巫女舞）

…第七十七巻

【8 綱】現代芸術（グラフィックデザイン、インスタレーション、パフォーマンスアート、環境芸術）

…第七十八巻

【9 綱】スポーツ、体育、諸芸、娯楽

…第七十九巻

【1～9 女性綱】女性係が担当する臨時アーカイブ（女性編纂別添資料アーカイブ）

…第七十巻～第七十九巻

【2系1群8類】芸術、文化、言語、文学（二）

【0 綱】言語、言語学の序説、総記

…第八十巻

【1 綱】言語学、言語と人類、言語の起源、語族、語派

…第八十一巻

【2 綱】言語学、語学、日本語、諸言語

…第八十二巻

【3 綱】言語と精神、身体（一）

器質、認知、記憶、見当識、知性に関わる言語障害

…第八十三巻

【4 綱】言語と精神、身体（二）

気分、不安、身体化、性、人格に関わる言語障害

…第八十四巻

【5 綱】人工言語、国際言語、国家内共同体言語の現状とその危険性
および有用性

…第八十五巻

【6 綱】人工言語、国家内共同体言語の制作と社会実験（言語使用者、巫女・神道関係者、言語障害者、精神・身体障害者）

…第八十六巻

【7 綱】人工言語、国家内共同体言語の制作と社会実験（第一期～第三期岩崎式言語体系、岩崎式日本語）

…第八十七巻

【8 綱】人工言語、国家内共同体言語の制作と社会実験（第四期～第五期岩崎式言語体系、岩崎式日本語）

…第八十八巻

【9 綱】人工文明、国家内文明の制作と社会実験（岩崎式文明論、寿羅穂里阿文明）

…第八十九巻

【1～9 女性綱】女性係が担当する臨時アーカイブ（女性編纂別添資料アーカイブ）

…第八十巻～第八十九巻

【2系1群9類】芸術、文化、言語、文学（三）

- 【0 綱】文学の序説、総記
.. 第九十巻
- 【1 綱】日本文学、諸言語文学（一）
和歌（一）、漢詩
.. 第九十一巻
- 【2 綱】日本文学、諸言語文学（二）
和歌（二）
.. 第九十二巻
- 【3 綱】日本文学、諸言語文学（三）
和歌（三）
.. 第九十三巻
- 【4 綱】日本文学、諸言語文学（四）
小説、物語
.. 第九十四巻
- 【5 綱】日本文学、諸言語文学（五）
評論、エッセイ、随筆（文学の評論）
.. 第九十五巻
- 【6 綱】日記、手記（一）
.. 第九十六巻
- 【7 綱】日記、手記（二）
.. 第九十七巻
- 【8 綱】第一期～第三期岩崎式日本語による日記、手記（一）

- .. 第九十八巻
- 【9 綱】第四期～第五期岩崎式日本語による日記、手記（二）
.. 第九十九巻
- 【1～9 女性綱】女性係が担当する臨時アーカイブ（女性編纂別添資料アーカイブ）
.. 第九十巻～第九十九巻

第三部 解説

第三次区分「類」および第四次区分「綱」は、『全集』第一集をそのまま書籍媒体として制作した場合の「巻」（全百巻）として利用できるように構築している。

巻数は、【第〇束第〇巻】～【第九束第九巻】のように数えることもできるが、通常は、「類」を十の位、「綱」を一の位として、通し番号で【第〇巻（通常は序巻という）】～【第九十九巻】と数える（通し番号規則）。従って、「類」に対応する『全集』名称である「束」は、第一集を大きな学問・図書分類（「類」）ごとに十巻単位で扱う場合を除き、あまり使用されない傾向にある。

元より、第三次区分は、『全集』第一集のみならず、あらゆる「群」が常置区分として有する区分であることから、「束」よりも「類」が多用される傾向にある。また、「綱」以下の JCA の区分の細分類は、必要に応じて臨時設置される流動的な分類で、

通常は『全集』第一集にしかないものである。

こうして、第三次・第四次区分は、そのまま『全集』全百巻の図書目録として使用することができる。

● 「綱」の語は、基本的にはNDCから借用したものであり、NDCと同様に「綱目」とも呼ばれる。但し前述の通り、JIDCの考案にあたり、生物分類学（ここではリンネ式階級分類）における同階級・タクソン名をも念頭に置いている。元よりこのように、NDCに使用されている用語は必ずしも図書専用の用語とは限らないことから、むしろこの用語をJIDC基本名称に借用し、広範な学術分野を背負うJIDCの安定を図ることとした。

一方、第四次区分以下の区分は、ほぼ『全集』第一集のみが有する区分であることから、通常は基本名称ではなく、『全集』名称（つまりは、より図書・文章資料らしい名称）が使われる。すなわち、第四次および第五次区分では、それぞれ「綱」、「目」ではなく、「巻」、「編」が使われ、第六次区分「部」以下の区分では、基本名称の利用の場が更に限られる（一部の資料の分類にのみ使われる区分である）ことから、文章資料では専ら『全集』名称の「部」、「章」、「節」、「項」、「号」が使われる。

● 第四次以下の区分は、各巻の目次そのものであると言える。

● 第五次区分以降の解説も参照せよ。

● JIDCは、JICA全体の分類法ではあるが、主に【2系1群】たる『全集』、中でもその第三次、第四次分類を主眼とし、アーカイブ全体を大規模な図書と見なし、図書分類法を参考にして構

築された分類法である。また、書誌分類とも書架分類とも捉えうる総合的分類法を目指すものである。

● 先の表に掲げたNDLC以外の分類法は全て、フランス・ベークンの学問・図書分類をウィリアム・ハリスが逆順に入れ替えた十分類を基盤としたものである。JIDCは、この十分類を大まかに踏襲する。但し、次から述べる通り、JIDCは既存の縦断的な学問・図書分類を第四次区分で横断的・学際的に再編しており、個人アーカイブ用の分類法であると同時に、新たな学術分類の可能性をも追求する分類法である。

● JIDCでは、JICWのみならず、JICA全体の大要の解説を、総記に分類する。

● NDCでは、情報関連分野の分類の混乱が長期的に問題となってきた。とりわけ、コンピューター、データ処理関連書籍が、少なくとも007「情報科学」、547「電気通信」、548「情報工学」に分散保存され、未整理のままである。JIDCでは、情報処理関連分野（コンピューター技術の利用を問わず、学問・図書分類全般）は「総記」に、コンピューターの構造・技術、ウェブサイト運営・技術等は「科学技術、産業」に分類した。

● 第一次区分でも述べた通り、【2系1群0類】の文書は【0系】の文書を兼ねる。いわば、これらが【0系】の第二次区分である。

● 【0類】の解説は、ほとんどを【0類】自体（序巻～第九巻）に掲載した。

● IJDC では、既存の分類法の人文科学系学問（哲学、心理学、宗教、歴史、地理）を「人文科学」として取りまとめ、前述の通り二つに再編・分類する。

【1類】は人文科学系学問の客観的、純粹学術的、先験的（ア・プリオリ）、形而上学的、理性主義的、合理主義的、全人類・国民的側面を示し、【2類】は人文科学系学問の主観的、実用学術的、後驗的（ア・ポステリオリ）、唯物論的、経験主義的、感覚主義的、個人的側面を示す。具体的には、人文科学系学問から心理学、生命学、人間学の諸側面を取り出して【2類】に分類し、それ以外を【1類】にとどめる手法を採る。

● UDC 及び DDC では、哲学と宗教とを分離し、かつ地理・歴史を人文科学から遠ざけている（人文科学ではなく歴史科学と見なす傾向にあり、EC においても歴史科学と呼称している）が、これは西洋的、キリスト教的な観点からの学問・図書分類であり、IJDC は NDC の日本独自の学問観を踏襲する。

● NDC は、独立した宗教の分類を廃して日本の実状に合わせたはよいが、元来の歴史的発生過程からして兄弟宗教たるユダヤ教、キリスト教、イスラム教だけを見ても、分類場所、前後関係、分類の大きさが全く整合性を成していないどころか、不正確である。また、哲学と宗教とを融合した利点が生かされていない。

IJDC では、西洋、東洋、日本の三つの地球上区分において、それぞれ哲学・思想、宗教、歴史、地理の分野を不可分のものとしてユニット化して区分し、縦横に整合性を持たせた。

● さらに【2類】の第四次区分（綱）は、世界保健機関（WHO）の『疾病及び関連保健問題の国際統計分類』第十版（ICD-10）の第五章「精神および行動の障害」とアメリカ精神医学会の『精神障害の診断と統計マニュアル』第五版（DSM-5）に基づく分類となっており、これは岩崎純一による精神障害者、身体障害者らとの長年に亘る交流の軌跡を反映したものである。

● IJDC では、既存の分類法の社会科学系学問（政治、法律、社会、労働、教育）を「社会科学」として取りまとめ、前述の通り二つに再編・分類する。

【3類】は社会科学系学問の客観的、純粹学術的、先験的（ア・プリオリ）、形而上学的、理性主義的、合理主義的、全人類・国民的側面を示し、【4類】は社会科学系学問の主観的、実用学術的、後驗的（ア・ポステリオリ）、唯物論的、経験主義的、感覚主義的、個人的側面を示す。具体的には、社会科学系学問から個人・自然人と人間集団との関係の諸側面を取り出して【4類】に分類し、それ以外を【3類】にとどめる手法を採る。

● また、他の分類法では人文・社会科学系学問が三分類に集約されているのに対し、IJDC では四分類に拡充しているが、これは岩崎純一の学術活動の分野別の規模を反映したものである。但し、NDLC のように、社会科学を人文科学よりも重視する（国会図書館の使命として、社会科学を重視することを元来の目的として分類法を構築する）ことはしない。

● 【3類】では、国難、犯罪、労働問題、教育問題、虐待など、

国家の存亡と国民の生死に関わる危機的側面を重視し、日本の現状を浮き彫りにした。

●【4類】は、自然人として生まれ出た個人が人間集団（社群）や共同体とどう関わっていくか、人間集団・共同体はいかに拡大していくかに着目し、その過程をそのまま区分に反映させた。

●NDICでは、経済が社会科学、産業が別の独立類目に分類されているため、互いに関連のある両分野の乖離が長期的に問題となってきた。また、この乖離を解消しているNDICにおいても、経済と産業の両方を社会科学として扱うことで解消しており、また、農林水産業（産業に分類）と農林水産学（科学技術に分類）とが乖離するなど、NDICは、国益に利する分野と純粋学問研究分野との間の横断に乏しい分類法である。

●IJDCでは、他の分類法のほとんどで社会科学に分類されている経済、財政、産業分野を「科学技術、産業」に再編・分類して、人間心理に関わる労働問題や教育問題を社会科学に残した。

●IJDCでは、既存の分類法の形式科学、自然科学、応用科学系学問と、それらに基づき、人間の欲望を動力として展開される生産・分配活動（産業）を「科学技術、産業」として取りまとめ、前述の通り二つに再編・分類する。

●【5類】は科学技術及び産業分野の客観的、純粋学術的、先験的（アприオリ）、形而上学的、理性主義的、合理主義的、全人類の・国民的側面を示し、【6類】は科学技術及び産業分野の主観的、実用学術的、後驗的（アポステリオリ）、唯物論的、経験

主義的、感覚主義的、個人的側面を示す。具体的には、科学技術及び産業分野から個人・家庭・日常の生活と行動に関係する諸側面を取り出して【6類】に分類し、それ以外を【5類】にとどめる手法を採る。

●NDICにおいては、自然科学の中に自然科学でない医学を便宜上分類したことは致し方ないとして、他の図書分類法では計四分類を占める人文・社会科学分野を三分類に押し込め、代わりに、他の十進分類法では分離されない応用科学分野を「技術」と「産業」に分離し、特に工学分野（第二次産業の設備的・技術的側面）を肥大化させて「技術」としており、これはIJDCの設計にあたって、NDICの最大の問題点として取り上げられた。

●「技術」なる用語は、NDICにおいては専ら「工学技術」、UDCやDDCにおいては「応用科学、産業全般」として用いられている。NDICにおいては、「科学技術」の用語が用いられ、これは心理学から医学までをも含む広範な「人間科学」を指す。日本の図書分類法は、「純粋技術の発明」と「国益・実利に叶う技術」とが分離され、後者を「産業」に分類するきらいがある。

●IJDCでは、用語はNDICの「科学技術」を踏襲しつつ、NDICの「科学技術」から心理学の全部と人類学の一部を除いて人文科学に分類し、一方で、経済・産業のほぼ全分野（NDICにおける「社会科学」としての「経済」及び独立の「産業」、NDICにおける「経済・産業」）を「科学技術、産業」に分類した。

●右の観点により、IJDCにおいては、「技術」と「産業」を分

離するのではなく、「科学技術（人間のわざ・すべ）」と「産業（技術を用い、人間の欲動に駆られて行われる、実利的行動）」の或るセットが人間文明としていかに進展してきたかに着目した。この観点は、表に掲げた図書分類法のうち、NDCに最も欠けているものである。

こうして、IJDCの【5類】と【6類】の第四次分類は、日本社会の現状にも比較的よく当てはまるコーリン・クラークの産業の三分類（第一次産業、第二次産業、第三次産業）やペティ＝クラークの法則、コントの三状態の法則（Loi des trois états）を批判的に見直しつつ、これらに基づいて構築したものである。

但し、日本標準産業分類では、「電気・ガス・熱供給・水道業」（大分類F）を第三次産業とするなど、クラークやコントの産業観と異なっており、このような場合、IJDCでは、インフラの設備・構造・工業の側面は第二次産業、インフラの提供・サービスの側面は第三次産業として扱っている。

● これら【5類】と【6類】の第四次分類は、同じ「綱」記号どうしが、前述の合理主義的、世界的観点と経験主義的、個別的観点との関係性において、極めて高い整合性を保つよう設計しており、特に独立させたコンピューター技術・コンピューター産業分野や医学・医療分野などにおいても、それは同様である。

IJDCは、例えば、「医」の技術（医学）と産業（医療、保健）とをNDCやNDICのように分離することを嫌い、代わって、これらが表裏一体のユニットとしていかに進展してきたかを観

察し、そのまま各区分に反映しているのであり、日本的な社会進化論の構築を目指しているとも見ることが出来る。

● 元来「科学（Science）」が「学問」それ自体を指すことを踏まえれば、【1類】から【6類】までは、次のように捉え直すことができる。

すなわち、「科学」の形式主義的分野を「形式科学」（数学、論理学など）、「科学」の経験主義的分野を「経験科学」（先の人文科学、先の社会科学、物理学や化学などの自然科学、工学や医学などの応用科学）と解釈することができる。また、「科学」の純粹学術的、形而上学的分野を「虚学」（人文科学、歴史科学、自然科学、数学、論理学）、「科学」の実用的、応用的分野を「実学」（社会科学、応用科学）と解釈することができる。

IJDCの第三次・第四次区分も「科学」と「学問」全般の捉え直しであり、【1類】と、【2類】、【3類】と【4類】、【5類】と【6類】の間にそれぞれ前述の関係があるほか、【1類】と【3類】と【5類】、【2類】と【4類】と【6類】との間には、学問の分類と人間文明の進行について高い共通観念を維持するものである。

● IJDCでは、既存の分類法の芸術、文化、言語、文学を「芸術・文化、言語、文学」として取りまとめ、前述の通り三つに再編・分類する。

合理主義的分野と経験主義的分野の二分野ずつに抜本的に再編した「人文科学」、「社会科学」、「科学技術、産業」とは異なり、

「芸術、文化、言語、文学」の三分類は、結局、多くの図書分類法で採られている、独立した三分類（「芸術」、「言語」、「文学」）に元通りに再分類したとも言える。しかし、「言語学的側面の強い芸術」や「文学的側面の強い言語学」などを広く扱う岩崎純一の活動の姿からして、やはりその横断的・学際的な思想を反映したものである。そのため、三分類の全てに、「芸術、文化、言語、文学」の四語を冠したものである。

文学もまた芸術であり、言語と文学は切り離しがたいなど、芸術、言語、文学の三分野が強く連関していることは、UDCの「言語」が「文学」に統合されたことや、NDLCにおいては他のどの分類法よりも未整理で煩雑なきらいのあることを見ても、明らかである。

まず、【7類】「芸術」については、芸術を生み出す人間の感覚世界を筆頭に、芸術を有形・無形の差（文化庁による文化財の規定に従う）や空間占有の仕方によって分類した。

【8類】「言語、言語学」については、やはり言語を生み出す人間の精神分野を筆頭に、岩崎純一の主な活動の一つである人工言語の分野の分類を豊富に設けた。

【9類】「文学」については、やはり岩崎純一の主な活動の一つである和歌の分野の分類を豊富に設け、人工言語による文学の分類も設けた。

● 【女性綱】については、【女性系】の解説を見よ。

第四部 IJDC 第二次、第四次区分の特徴の比較表

特徴	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	序説、総記	人文科学（一）	人文科学（二）	社会科学（一）	社会科学（二）	科学技術、産業（一）	科学技術、産業（二）	芸術、文化、言語、文学（一）	芸術、文化、言語、文学（二）	芸術、文化、言語、文学（三）
客観的、純粋学術的、先験的（アプリオリ）、形而上学的、理性主義的、合理主義的、全人類・国民的側面	主観的、実用学術的、後験的（アポステリオリ）、唯物論的、経験主義的、感覚主義的、個人的側面	その他の特徴	● 西洋、東洋、日本の三つの地球上区分において、それぞれ哲学・思想、宗教、歴史、地理の分野を不可分のものとしてユニット化。	● ICD、DSM の分類、及び精神障害者、身体障害者らとの長年に亘る交流の軌跡を反映。	● 国家の存亡と国民の生死に関わる危機的側面を重視し、日本の現状を浮き彫りにした。	● 自然人として生まれ出た個人が人間集団（社会）や共同体とどう関わっていくか、人間集団・共同体はいかに拡大していくかに着目	● 「科学技術（人間のわざ・すべ）」と「産業（技術を用い、人間の欲動に駆られて行われる、実利的行動）」の或るセットが人間文明としていかに進展してきたかに着目。コーリン・クラークの産業の三分類、ペティリク・ラークの法則コントの三状態の法則を批判的に採用	● 【5 類 x 綱】と【6 類 x 綱】が対応。	● 芸術を生み出す人間の感覚世界を筆頭に、芸術を有形・無形の差（文化庁による文化財の規定に従う）や空間占有の仕方によって分類。	● 言語を生み出す人間の精神分野を筆頭に、人工言語を豊富に扱う。
● 全般的解説。										
● 和歌及び人工言語による文学を豊富に扱う。										

第五部 NDC 側から見た JDC における変更点

(↑)で示す分類項目に分類するものを示す。

● JDC は、岩崎純一の学術活動を主軸とした構成と内容に抜本的に再編、変更されている。

● 丸括弧 () は、九版には存在していたが、十版では削除されたことを示す。

● これを NDC 側から見た場合の各分野の移動を、大まかに第三次区分レベルで観察する。大学図書館、公立図書館などで NDC の利用に慣れている読者に分かりやすくすることを心がけた。

● NDC の「000」～「999」のうち、一桁目が JDC の第三次区分、二桁目が第四次区分、三桁目が第五次区分に該当する。

● 第四次区分における再編については、各巻総記を参照されたい。

● 矢印 (→) は、NDC において参照を示す。NDC が二者択一項目において通常使用する分類記号を示す。

● 角括弧 ([]) は、項目名に付与したものは、NDC において同義語を示す。分類番号に付与したものは、通常は矢印

000	総記	018	専門図書館
001	知識・学問・学術	019	読書・読書法
002	知識・学問・学術	020	図書・書誌学
003	知識・学問・学術	021	著作・編集
004	知識・学問・学術	022	写本・刊本・造本
005	知識・学問・学術	023	出版
006	情報学・情報科学	024	図書の販売
007	情報学・情報科学	025	一般書誌・全国書誌
008	情報学・情報科学	026	稀書目録・善本目録
009	情報学・情報科学	027	特種目録
010	図書館・図書館情報学	028	選定図書目録・参考図書目録
011	図書館政策・図書館行財政	029	蔵書目録・総合目録
012	図書館建築・図書館設備	030	百科事典
013	図書館経営・管理	031	日本語
014	情報資料の収集・組織化・保存	032	中国語
015	図書館サービス・図書館活動	033	英語
016	各種の図書館	034	ドイツ語
017	学校図書館	035	フランス語
		036	スペイン語
		037	イタリア語
		038	ロシア語
		039	用語索引
		040	一般論文集・一般講演集

041	日本語	064		087	イタリア語
042	中国語	065	親睦団体・その他の団体	088	ロシア語
043	英語	066		089	その他の諸言語
044	ドイツ語	067		090	貴重書・郷土資料・その他の特別 コレクション
045	フランス語	068	博物館	091	
046	スペイン語	069		092	
047	イタリア語	070	ジャーナリズム・新聞	093	
048	ロシア語	071	日本	094	
049	雑著	072	アジア	095	
050	逐次刊行物	073	ヨーロッパ	096	
051	日本の雑誌	074	アフリカ	097	
052	中国語	075	北アメリカ	098	
053	英語	076	南アメリカ	099	
054	ドイツ語	077	オセアニア・両極地方		
055	フランス語	078			
056	スペイン語	079			
057	イタリア語	080	叢書・全集 選集		
058	ロシア語	081	日本語		
059	一般年鑑	082	中国語		
060	団体	083	英語		
061	学術・研究機関	084	ドイツ語		
062		085	フランス語		
063	文化交流機関	086	スペイン語		

↑ JDCでは「人文科学（一）」に分類

100	哲学
101	哲学理論
102	哲学史
103	参考図書「レファレンスブック」
104	論文集・評論集・講演集
105	逐次刊行物
106	団体

[illegible]

163	原始宗教, 宗教民族学	186	仏会	205	逐次刊行物
164	神話, 神話学	187	布教, 伝道	206	団体
165	比較宗教	188	各宗	207	研究法, 指導法, 歴史教育
166	道教	189		208	叢書, 全集, 選集
167	イスラム	190	キリスト教	209	世界史, 文化史
168	ヒンズー教, ジャイナ教	191	教義, キリスト教神学	210	日本史
169	その他の宗教, 新興宗教	192	キリスト教史, 迫害史	211	北海道地方
170	神道	193	聖書	212	東北地方
171	神道思想, 神道説	194	信仰録, 説教集	213	関東地方
172	神祇・神道史	195	教会, 聖職	214	北陸地方
173	神典	196	典札, 祭式, 礼拝	215	中部地方
174	信仰録, 説教集	197	布教, 伝道	216	近畿地方
175	神社, 神職	198	各教派, 教会史	217	中国地方
176	祭祀	199	ユダヤ教	218	九州地方
177	布教, 伝道			219	アジア史, 東洋史
178	各教派, 教派神道			220	朝鮮
179				221	中国
180	仏教			222	東南アジア
181	仏教教理, 仏教哲学			223	インドネシア
182	仏教史			224	インド
183	経典			225	
184	法話・説教集				
185	寺院, 僧職				

↑ JDC では歴史学的側面を「人文科学
(一)」に、政治史・戦史的側面を「社会科学
学(一)」に分類

200	歴史	226	→227 西南アジア, 中東[中近東]
201	歴史学	227	西南アジア, 中東[中近東]
202	歴史補助学		
203	参考図書「レファレンスブック」		
204	論文集, 評論集, 講演集		

[228]	→227 アラブ諸国	251	カナダ	274	ミクロネシア
229	アジアロシア	252		275	ポリネシア
230	ヨーロッパ史、西洋史	253	アメリカ合衆国	276	ハワイ
231	古代ギリシア	254		277	両極地方
232	古代ローマ	255	ラテンアメリカ「中南米」	278	北極、北極地方
233	イギリス、英国	256	メキシコ	279	南極、南極地方
234	ドイツ、中欧	257	中央アメリカ「中米諸国」	280	伝記
235	フランス	258		281	日本
236	スペイン「イスパニア」	259	西インド諸島	282	アジア
237	イタリア	260	南アメリカ史	283	ヨーロッパ
238	ロシア	261	北部諸国「カリブ沿海諸国」	284	アフリカ
239	バルカン諸国	262	ブラジル	285	北アメリカ
240	アフリカ史	263	パラグアイ	286	南アメリカ
241	北アフリカ	264	ウルグアイ	287	オセアニア、両極地方
242	エジプト	265	アルゼンチン	288	系譜、家史、皇室
243	マグレブ諸国	266	チリ	289	個人伝記
244	西アフリカ	267	ボリビア		
245	東アフリカ	268	ペルー		
246		269			
247		270	オセアニア史、両極地方史		
248	南アフリカ	271	オーストラリア	290	地理、地誌、紀行
249	インド洋のアフリカ諸島	272	ニュージーランド	291	日本
250	北アメリカ史	273	メラネシア	292	アジア

↑ JDC では地理学的側面を「人文科学」

(一)に、地政学的側面を「社会科学(一)」

に分類

293	ヨーロッパ	314	議会	334	人口、土地、資源
294	アフリカ	315	政党、政治結社	335	企業、経営
295	北アメリカ	316	国家と個人・宗教・民族	336	経営管理
296	南アメリカ	317	行政	337	貨幣、通貨
297	オセアニア、両極地方	318	地方自治、地方行政	338	金融、銀行、信託
298		319	外交、国際問題	339	保険
299	海洋	320	法律	340	財政
		321	法学	341	財政学、財政思想
↓ JIDCでは「社会科学（一）」に分類				342	財政史・事情
300	社会科学	322	法制史	343	財政政策、財務行政
		323	憲法	344	予算、決算
301	理論、方法論	324	民法、民事法		
302	政治・経済・社会・文化事情	325	商法、商事法	↓ JIDCでは「社会科学（一）」に分類	
303	参考図書「レファレンスブック」	326	刑法、刑事法	345	租税
304	論文集、評論集、講演集	327	司法、訴訟手続法	346	
305	逐次刊行物	[328]	諸法		
306	団体	329	国際法	↓ JIDCでは「科学技術、産業（一）」に分類	
307	研究法、指導法、社会科学教育	↓ JIDCでは「科学技術、産業（一）」に分類			
308	叢書、全集、選集	↓ JIDCでは「科学技術、産業（一）」に分類			
309	社会思想	↓ JIDCでは「科学技術、産業（一）」に分類			
310	政治	330	経済	347	公債、国債
311	政治学、政治思想	331	経済学、経済思想	348	専売、国有財産
312	政治史・事情	332	経済史・事情、経済体制	349	地方財政
313	国家の形態、政治体制	333	経済政策、国際経済	350	統計
				351	日本

352	アジア	374	学校経営・管理, 学校保健	391	戦争・戦略・戦術
353	ヨーロッパ	375	教育課程, 学習指導, 教科別教育	392	国防史・事情, 軍事史・事情
354	アフリカ	376	幼児・初等・中等教育	393	国防政策・行政・法令
355	北アメリカ	377	大学, 高等・専門教育, 学術行政	394	軍事医学, 兵食
356	南アメリカ	378	障害児教育〔特別支援教育〕	395	軍事施設, 軍需品
357	オセアニア, 両極地方	379	社会教育	396	陸軍
358	人口統計, 国勢調査			397	海軍
[359]	各種の統計書			398	空軍
360	社会	↓ JUDCでは国政に関わる側面を「社会科学(1)」に分類		399	古代兵法, 軍学
361	社会学				
362	社会史, 社会体制	380	風俗習慣, 民俗学, 民族学	↓ JUDCでは大規模技術、産業を「科学技術、産業(1)」に、国民生活に関わる側面を「科学技術、産業(1)」に分類	
363		381	風俗史, 民俗誌, 民族誌		
364	社会保障	382	衣食住の習俗	400	自然科学
365	生活・消費者問題	383	社会・家庭生活の習俗	401	科学理論, 科学哲学
366	労働経済, 労働問題	384	通過儀礼, 冠婚葬祭	402	科学史・事情
367	家族問題, 男性・女性問題, 老人問題	385	年中行事, 祭礼	403	参考図書〔レファレンスブック〕
368	社会病理	386	民間信仰, 迷信〔俗信〕	404	論文集, 評論集, 講演集
369	社会福祉	387	伝説, 民話〔昔話〕	405	逐次刊行物
370	教育	388	民族学, 文化人類学	406	団体
371	教育学, 教育思想			407	研究法, 指導法, 科学教育
372	教育史・事情	↓ JUDCでは「社会科学(1)」に分類		408	叢書, 全集, 選集
373	教育政策, 教育制度, 教育行財政	390	国防, 軍事	409	科学技術政策, 科学技術行政

410	数学	433	分析化学 [化学分析]	456	地史学, 層位学
411	代数学	434	合成化学 [化学合成]	457	古生物学, 化石
412	数論 [整数論]	435	無機化学	458	岩石学
413	解析学	436	金属元素とその化合物	459	鉱物学
414	幾何学	437	有機化学	460	生物学, 一般生物学
415	位相数学	438	環式化合物の化学	461	理論生物学, 生命論
416		439	天然物質の化学	462	生物地理, 生物誌
417	確率論, 数理統計学	440	天文学, 宇宙科学	463	細胞学
418	計算法	441	理論天文学, 数理天文学	464	生化学
419	和算, 中国算法	442	実地天文学, 天体観測法	465	微生物学
420	物理学	443	恒星, 恒星天文学	466	
421	理論物理学	444	太陽, 太陽物理学	467	遺伝学
422		445	惑星, 衛星	468	生態学
423	力学	446	月	469	人類学
424	振動学, 音響学	447	彗星, 流星	470	植物学
425	光学	448	地球, 天文地理学	471	一般植物学
426	熱学	449	時法, 暦学	472	植物地理, 植物誌
427	電磁気学	450	地球科学, 地学	473	葉状植物
428	物性物理学	451	気象学	474	藻類, 菌類
429	原子物理学	452	海洋学	475	コケ植物 [蘚苔類]
430	化学	453	地震学	476	シダ植物
431	物理化学, 理論化学	454	地形学	477	種子植物
432	実験化学 [化学実験法]	455	地質学	478	裸子植物

479	被子植物	術、産業（一）」に、国民生活に関わる側面	↓ JIDCでは大規模技術、産業を「科学技
480	動物学	を「科学技術、産業（二）」に分類	
481	一般動物学	500 技術、工学	
482	動物地理、動物誌	501 工業基礎学	
483	無脊椎動物	502 技術史、工学史	
484	軟体動物、貝類学	503 参考図書「レファレンスブック」	
485	節足動物	504 論文集、評論集、講演集	
486	昆虫類	505 逐次刊行物	
487	脊椎動物	506 団体	
488	鳥類	507 研究法、指導法、技術教育	
489	哺乳類	508 叢書、全集、選集	
490	医学	509 工業、工業経済	
491	基礎医学	510 建設工学、土木工学	
492	臨床医学、診断・治療	511 土木力学、建設材料	
493	内科学	512 測量	
494	外科学	513 土木設計・施工法	
495	婦人科学、産科学	514 道路工学	
496	眼科学、耳鼻咽喉科学	515 橋梁工学	
497	歯科学	516 鉄道工学	
498	衛生学、公衆衛生、予防医学	517 河海工学、河川工学	
499	薬学	518 衛生工学、都市工学	
		519 環境工学、公害	
↓ JIDCでは大規模技術、産業を「科学技			
術、産業（一）」に、国民生活に関わる側面			
↓ JIDCでは大規模技術、産業を「科学技			
術、産業（一）」に、国民生活に関わる側面			
を「科学技術、産業（二）」に、芸術的側面			
を「芸術、文化、言語、文学（一）」に分類			
520	建築学	520 建築学	
521	日本の建築	521 日本の建築	
522	東洋の建築、アジアの建築	522 東洋の建築、アジアの建築	
523	西洋の建築、その他の様式の建築	523 西洋の建築、その他の様式の建築	
524	建築構造	524 建築構造	
525	建築計画・施工	525 建築計画・施工	
526	各種の建築	526 各種の建築	
527	住宅建築	527 住宅建築	
528	建築設備、設備工学	528 建築設備、設備工学	
529	建築意匠・装飾	529 建築意匠・装飾	
↓ JIDCでは大規模技術、産業を「科学技			
術、産業（一）」に、国民生活に関わる側面			
を「科学技術、産業（二）」に分類			
530	機械工学	530 機械工学	
531	機械力学・材料・設計	531 機械力学・材料・設計	
532	機械工作、工作機械	532 機械工作、工作機械	
533	熱機関、熱工学	533 熱機関、熱工学	
534	流体機械、流体工学	534 流体機械、流体工学	

535	精密機器・光学機器	558	海洋開発	580	製造工業
536	運輸工学・車両・運搬機械	559	兵器・軍事工学	581	金属製品
537	自動車工学	560	金属工学・鉱山工学	582	事務機器・家庭機器・楽器
538	航空工学・宇宙工学	561	採鉱・選鉱	583	木工業・木製品
539	原子力工学	562	各種の金属鉱床・採掘	584	皮革工業・皮革製品
540	電気工学	563	冶金・合金	585	パルプ・製紙工業
541	電気回路・計測・材料	564	鉄鋼	586	繊維工学
542	電気機器	565	非鉄金属	587	染色加工・染色業
543	発電	566	金属加工・製造冶金	588	食品工業
544	送電・変電・配電	567	石炭	589	その他の雑工業
545	電灯・照明・電熱	568	石油	590	家政学・生活科学
(546)	電気鉄道	569	非金属鉱物・土石採取業	591	家庭経済・経営
547	通信工学・電気通信	570	化学工業	592	家庭理工学
548	情報工学	571	化学工学・化学機器	593	衣服・裁縫
549	電子工学	572	電気化学工業	594	手芸
550	海洋工学・船舶工学	573	セラミックス・窯業・珪酸塩化学	595	理容・美容
551	理論造船学	工業		596	食品・料理
552	船体構造・材料・施工	574	化学薬品	597	住居・家具調度
553	船体艤装・船舶設備	575	燃料・爆発物	598	家庭衛生
554	船用機関〔造機〕	576	油脂類	599	育児
555	船舶修理・保守	577	染料		
556	各種の船舶・艦艇	578	高分子化学工業		
557	航海・航海学	579	その他の化学工業		

↑ JDOCでは大規模技術、産業を「科学技術、産業（一）」に、国民生活に関わる側面

を「科学技術、産業（二）」に分類		
600	産業	622 園芸史・事情
601	産業政策・行政、総合開発	623 園芸植物学、病虫害
602	産業史・事情、物産誌	624 温室、温床、園芸用具
603	参考図書「レファレンスブック」	625 果樹園芸
604	論文集、評論集、講演集	626 蔬菜園芸
605	逐次刊行物	627 花卉園芸「草花」
606	団体	628 園芸利用
607	研究法、指導法、産業教育	629 造園
608	叢書、全集、選集	630 蚕糸業
609	度量衡、計量法	631 蚕糸経済・行政・経営
610	農業	632 蚕糸業史・事情
611	農業経済・行政・経営	633 蚕学、蚕業基礎学
612	農業史・事情	634 蚕種
613	農業基礎学	635 飼育法
614	農業工学	636 くわ、栽桑
615	作物栽培、作物学	637 蚕室、蚕具
616	食用作物	638 まゆ
617	工芸作物	639 製糸、生糸、蚕糸利用
618	繊維作物	640 畜産業
619	農産物製造・加工	641 畜産経済・行政・経営
620	園芸	642 畜産史・事情
621	園芸経済・行政・経営	643 家畜の繁殖、家畜飼料
		644 家畜の管理、畜舎、用具
		645 家畜、畜産動物、愛玩動物
		646 家禽
		〔647〕→646) みづばち、昆虫
		648 畜産製造、畜産物
		649 獣医学
		650 林業
		651 林業経済・行政・経営
		652 森林史、林業史・事情
		653 森林立地、造林
		654 森林保護
		655 森林施業
		656 森林工学
		657 森林利用、林産物、木材学
		658 林産製造
		659 狩猟
		660 水産業
		661 水産経済・行政・経営
		662 水産業および漁業史・事情
		663 水産基礎学
		664 漁労、漁業各論
		665 漁船、漁具
		666 水産増殖、養殖業
		667 水産製造、水産食品

668	水産物利用、水産利用工業	691	通信政策・行政・法令	711	彫塑材料・技法
669	製塩、塩業	692	通信事業史・事情	712	彫刻史、各国の彫刻
670	商業	693	郵便、郵政事業	713	木彫
671	商業政策・行政	694	電気通信事業	714	石彫
672	商業史・事情	695		715	金属彫刻、鋳造
673	商業経営、商店	696		716	
674	広告、宣伝	697		717	粘土彫刻、塑造
675	マーケティング	698		718	仏像
676	取引所	699	放送事業	719	オブジェ
677				720	絵画
678	貿易			721	日本画
679				722	東洋画
680	運輸、交通	700	芸術、美術	723	洋画
681	交通政策・行政・経営	701	芸術理論、美学	724	絵画材料・技法
682	交通史・事情	702	芸術史、美術史	725	素描、描画
683	海運	703	参考図書「レファレンスブック」	726	漫画、挿絵、児童画
684	内陸水運、運河交通	704	論文集、評論集、講演集	727	グラフィックデザイン、図案
685	陸運、道路運輸	705	逐次刊行物	728	書、書道
686	鉄道運輸	706	団体	729	
687	航空運輸	707	研究法、指導法、芸術教育	730	版画
688	倉庫業	708	叢書、全集、選集	731	版画材料・技法
689	観光事業	709	芸術政策、文化財	732	版画史、各国の版画
690	通信事業	710	彫刻	733	木版画

↑ JDCでは「芸術、文化、言語、文学（一）」
に分類

734	石版画「リトグラフ」	757	デザイン・装飾美術	780	スポーツ・体育
735	銅版画・銅版画	758	美術家具	781	体操・遊戯
736	リノリウム版画・ゴム版画	759	人形・玩具	782	陸上競技
737	写真版画・孔版画	760	音楽	783	球技
738		761	音楽の一般理論・音楽学	784	冬季競技
739	印章・篆刻・印譜	762	音楽史・各国の音楽	785	水上競技
740	写真	763	楽器・器楽	786	戸外レクリエーション
741		764	器楽合奏	787	釣魚・遊猟
742	写真器械・材料	765	宗教音楽・聖楽	788	相撲・拳闘・競馬
743	撮影技術	766	劇音楽	789	武術
744	現像・印画	767	声楽	790	諸芸・娯楽
745	複写技術	768	邦楽	791	茶道
746	特殊写真	769	舞踊・バレエ	792	香道
747	写真の応用	770	演劇	793	花道〔華道〕
748	写真集	771	劇場・演出・演技	794	ビリヤード
749	印刷	772	演劇史・各国の演劇	795	囲碁
750	工芸	773	能楽・狂言	796	将棋
751	陶磁工芸	774	歌舞伎	797	射倅ゲーム
752	漆工芸	775	各種の演劇	798	室内娯楽
753	染織工芸	776		799	ダンス
754	木竹工芸	777	人形劇		
755	宝石・牙角・皮革工芸	778	映画		
756	金工芸	779	大衆演芸		

↑ JDCでは「芸術、文化、言語、文学（Ⅰ）」
に分類

800	言語	823	辞典	846	文章・文体・作文
801	言語学	824	語彙	847	読本・解釈・会話
802	言語史・事情・言語政策	825	文法・語法	848	方言・訛語
803	参考図書「レファレンスブック」	826	文章・文体・作文	849	その他のゲルマン諸語
804	論文集・評論集・講演集	827	読本・解釈・会話	850	フランス語
805	逐次刊行物	828	方言・訛語	851	音声・音韻・文字
806	団体	829	その他の東洋の諸言語	852	語源・意味〔語義〕
807	研究法・指導法・言語教育	830	英語	853	辞典
808	叢書・全集・選集	831	音声・音韻・文字	854	語彙
809	言語生活	832	語源・意味〔語義〕	855	文法・語法
810	日本語	833	辞典	856	文章・文体・作文
811	音声・音韻・文字	834	語彙	857	読本・解釈・会話
812	語源・意味〔語義〕	835	文法・語法	858	方言・訛語
813	辞典	836	文章・文体・作文	859	プロバンス語
814	語彙	837	読本・解釈・会話	860	スペイン語
815	文法・語法	838	方言・訛語	861	音声・音韻・文字
816	文章・文体・作文	839		862	語源・意味〔語義〕
817	読本・解釈・会話	840	ドイツ語	863	辞典
818	方言・訛語	841	音声・音韻・文字	864	語彙
819		842	語源・意味〔語義〕	865	文法・語法
820	中国語	843	辞典	866	文章・文体・作文
821	音声・音韻・文字	844	語彙	867	読本・解釈・会話
822	語源・意味〔語義〕	845	文法・語法	868	方言・訛語

869	ポルトガル語	892	ラテン語	912	戯曲
870	イタリア語	893	その他のヨーロッパの諸言語	913	小説・物語
871	音声・音韻・文字	894	アフリカの諸言語	914	評論・エッセイ・随筆
872	語源・意味〔語義〕	895	アメリカの諸言語	915	日記・書簡・紀行
873	辞典	896		916	記録・手記・ルポルタージュ
874	語彙	897	オーストラリアの諸言語	917	箴言・アフォリズム・寸言
875	文法・語法	898		918	作品集
876	文章・文体・作文	899	国際語「人工語」	919	漢詩文・日本漢文学
877	読本・解釈・会話			920	中国文学
878	方言・訛語			921	詩歌・韻文・詩文
879	その他のロマンス諸語			922	戯曲
880	ロシア語			923	小説・物語
881	音声・音韻・文字			924	評論・エッセイ・随筆
882	語源・意味〔語義〕			925	日記・書簡・紀行
883	辞典			926	記録・手記・ルポルタージュ
884	語彙			927	箴言・アフォリズム・寸言
885	文法・語法			928	作品集
886	文章・文体・作文			929	その他の東洋文学
887	読本・解釈・会話			930	英米文学
888	方言・訛語			931	詩
889	その他のスラブ諸語			932	戯曲
890	その他の諸言語			933	小説・物語
891	ギリシア語			934	評論・エッセイ・随筆

↑ JDCとは「芸術、文化、言語、文学(II)」
に分類

935	日記・書簡・紀行	958	作品集	981	詩
936	記録・手記・ルポルタージュ	959	プロバンス文学	982	戯曲
937	箴言・アフォリズム・寸言	960	スペイン文学	983	小説・物語
938	作品集	961	詩	984	評論・エッセイ・随筆
[939]	→930/938アメリカ文学	962	戯曲	985	日記・書簡・紀行
940	ドイツ文学	963	小説・物語	986	記録・手記・ルポルタージュ
941	詩	964	評論・エッセイ・随筆	987	箴言・アフォリズム・寸言
942	戯曲	965	日記・書簡・紀行	988	作品集
943	小説・物語	966	記録・手記・ルポルタージュ	989	その他のスラブ文学
944	評論・エッセイ・随筆	967	箴言・アフォリズム・寸言	990	その他の諸文学
945	日記・書簡・紀行	968	作品集	991	ギリシア文学
946	記録・手記・ルポルタージュ	969	ポルトガル文学	992	ラテン文学
947	箴言・アフォリズム・寸言	970	イタリア文学	993	その他のヨーロッパ文学
948	作品集	971	詩	994	アフリカ文学
949	その他のゲルマン文学	972	戯曲	995	アメリカ先住民語の文学
950	フランス文学	973	小説・物語	996	
951	詩	974	評論・エッセイ・随筆	997	オーストラリア先住民語の文学
952	戯曲	975	日記・書簡・紀行	998	
953	小説・物語	976	記録・手記・ルポルタージュ	999	国際語（人工語）による文学
954	評論・エッセイ・随筆	977	箴言・アフォリズム・寸言		
955	日記・書簡・紀行	978	作品集		
956	記録・手記・ルポルタージュ	979	その他のロマンス文学		
957	箴言・アフォリズム・寸言	980	ロシア・ソビエト文学		

第八編 第五次区分

二〇一八年四月二日 起筆
二〇一八年四月五日 公開
二〇一八年十一月二十二日 最終更新

第一部 分類の思想

IJDCの第五次区分は、【2系1群】のみが有する。

第五次区分のうち、【0類】の【0綱】から【9綱】までのそれは、IJCA・IJCW・IJAIの総合案内を目的とする独自の分類である。

第五次区分のうち、【0類】以外の各類の【0綱】から【9綱】までのそれは、岩崎純一の言語の著作物の著作年月日順に従って分類した年代分類である。

但し、岩崎との共同著作物に加え、他の著作者による著作物も含まれる。【0類】以外の各類においては、他の著作者による著作物は【8目】と【9目】にまとめる。

第二部 区分内分類

【0類】の【0綱】は、本巻自体の目次を参照せよ。

【0類】の【1綱】から【9綱】までは、概ね次の通り分類する。
巻ごとに適宜見出しを変えるが、巻どうしで整合性を保つ。

【0目】 巻頭言、目次

【1目】 岩崎純一及びIJAIとあらゆる関係者についての解説

【2目】 岩崎純一及びIJAIとあらゆる関係者についての特記事項

【3目】 IJCA・IJCWの編纂、管理についての解説

【4目】 IJAIの運営についての解説

【5目】 IJDCの管理についての解説

【6目】 IJCA・IJCWの提供活動についての解説

【7目】 岩崎純一の外部活動についての解説

【8目】 法令に基づく表示

【9目】 個別の活動についての解説

【1類】から【9類】までの【0綱】から【9綱】までは、次の通り分類する。

【0目】 巻頭言、目次

【1目】 〇歳～十九歳

（一九八二年四月二十四日～二〇〇二年四月二十三日）

【2目】 二十歳～二十九歳

（二〇〇二年四月二十四日～二〇一二年四月二十三日）

【3目】 三十歳～三十九歳

（二〇一二年四月二十四日～二〇二二年四月二十三日）

【4目】 四十歳～四十九歳

（二〇三二年四月二十四日～二〇三三年四月二十二日）

【5目】五十歳～五十九歳

（二〇三三年四月二十四日～二〇四二年四月二十二日）

【6目】六十歳～六十九歳

（二〇四二年四月二十四日～二〇五二年四月二十二日）

【7目】七十歳以降

（二〇五二年四月二十四日～）

【8目】著作者の一部および著作権者が岩崎純一であるもの

【9目】著作権者が岩崎純一であるもの

第三部 解説

● 第五次区分「目」は、学術分野別の分類である「類」及び「綱」と異なり、著作者の満年齢に基づく分類である。

● 第五次区分「目」は、『全集』第一集をそのまま書籍媒体として制作した場合の「巻」（全百巻）ごとの「編」として利用できるように構築している。

● 「目」の語は、基本的にはNDCから借用したものであり、NDCと同様に「要目」とも呼ばれる。但し前述の通り、JIDCの考案にあたり、生物分類学（ここではリンネ式階級分類）における同階級・タクソン名をも念頭に置いている。元よりこのように、NDCに使用されている用語は必ずしも図書専用の用語とは限らないことから、むしろこの用語をJIDC基本名称に借用し、広範

な学術分野を背負うJIDCの安定を図ることとした。

一方、第五次区分は、ほぼ『全集』第一集のみが有する区分であることから、文章資料では通常は基本名称の「目」ではなく、『全集』名称（つまりは、より図書・文章資料らしい名称）の「編」が使われる。

第四次区分の解説も参照せよ。

● 各言語の著作物には、「起筆年月日」、「擱筆年月日」、「公開年月日」が付されているが、「目」は原則として「起筆年月日」順とする。但し、内容により前後する場合がある。

● NDCは、「類」、「綱」、「目」共に学問・図書分野別の分類である。JIDCでは、岩崎純一の学術活動が極めて横断的・学際的で、十の三乗（千）通りに分類することは現実的でないことから、分野別分類は十の二乗（百）通りにとどめた。

また、NDC自体が横断的 분류を不得手とする分類法であり（前述の通り。「経済」と「産業」の乖離など）、これもJIDCの分野別分類を百にとどめた理由である。

● 「目」はJIDCの十進法分類の最終部であり、次の「部」以降は十分類でなく、自由分類である。

● 【0目】～【7目】は、次の七つのいずれかの著作物で構成される。「OA」は「オープンアクセス」（インターネット上での無料提供）を表す。

※ 著作者および著作権者が岩崎純一であるもの（二）

二〇〇四年一月一日から二〇一八年十二月三十一日まで

はメインサイト内の特設サイトに HTML テキストや PDF として掲載していたもの（閲覧無料・OA）

※ 著作者および著作権者が岩崎純一であるもの（二）

二〇一〇年十二月三十一日に廃止したメインブログから

（一）の形式に移行していたもの（閲覧無料・OA）

※ 著作者および著作権者が岩崎純一であるもの（三）

二〇一七年十二月三十一日に廃止したメイン（第二）・第

二・第三ブログから（一）の形式に移行していたもの（閲覧無料・OA）

※ 著作者および著作権者が岩崎純一であるもの（四）

初出場所が『全集』（二〇一九年一月一日以降）である書

き下ろしのもの（閲覧無料・OA）

※ 著作者および著作権者が岩崎純一であるもの（五）

限定的な閲覧者用のログインページおよび施設の図書室にて開示していたが、二〇一九年一月一日以降に制限を解除し全集に収録したもの（閲覧無料・OA）

※ 著作者および著作権者が岩崎純一であるもの（六）

限定的な閲覧者用のログインページおよび施設の図書室にて開示していたもので、女性のメールなど、引き続き正當な閲覧申込があれば開示するもの（閲覧は無料・有料の両方あり）

※ 著作者が岩崎純一で著作権の一部を譲渡したものの（二）

複製、公衆送信等を行った者が岩崎純一以外の者（他の著

作者）であって、全集への収録が他の著作権者（出版者等）

によって許可されたか、岩崎が収録を調整中であるもの（有料書籍・論文・記事、複製権等を譲渡した無料書籍・論文・記事）

● 【8目】は、次の著作物で構成される。

※ 他の著作者との共同の著作物で著作権者が岩崎純一であるもの（一）

『全集』への収録を当該著作物の全ての著作者が要望し、譲渡可能な権利（著作権法第六一条第二項において、譲渡の目的として特掲されていないときに留保されたものと推定することが規定されている同法第二十七条又は第二十八条に規定される権利を含む）の全部について、本人から岩崎への譲渡が完了したもの（閲覧は無料・有料の両方あり。）

● 【9目】は、次の著作物で構成される。

※ 他の著作者の著作物で著作権者が岩崎純一であるもの（二）『全集』への収録を当該著作物の全ての著作者が要望し、譲渡可能な権利（著作権法第六一条第二項において、譲渡の目的として特掲されていないときに留保されたものと推定することが規定されている同法第二十七条又は第二十八条に規定される権利を含む）の全部について、本人から岩崎への譲渡が完了したもの（閲覧は無料・有料の両方あり。）

第九編 第六次、第七次、第八次、第九次、第十次区分

二〇一八年四月二日 起筆

二〇一八年四月五日 公開

二〇一八年十一月二十二日 最終更新

第一部 分類の思想

JDCの第六次、第七次、第八次区分は、岩崎純一の言語の著作物の見出し分類であり、【2系1群】のみが有する。

但し、【8目】には岩崎との共同著作物、【9目】には他の著作者による著作物が含まれる。

第二部 区分内分類

【○部】(第六次区分)

【○章】(第七次区分)

【○節】(第八次区分)

【○項】(第九次区分)

【○号】(第十次区分)

第三部 解説

● 第六次区分「部」以下の区分は、『全集』第一集をそのまま書籍媒体として制作した場合の『全集』名称、見出しとして利用できるように構築している。

● 第六次以下の区分は、ほぼ『全集』第一集のみが有する区分であり、第四次・第五次区分と比較しても基本名称の利用の場が更に限られる（一部の資料の分類にのみ使われる区分である）ことから、文章資料では専ら『全集』名称（つまりは、より図書・文章資料らしい名称）の「部」、「章」、「節」、「項」、「号」が使われる。

第四次・第五次区分の解説も改めて参照せよ。

● 「部」、「章」、「節」、「項」、「号」は十分類でなく、自由分類である。

● NDCでは、「類」（類目）、「綱」（綱目）、「目」（要目）以下の分類については、小数点扱いとして細目表を設けているが、JDCではここでNDCなどの図書分類法を離れ、自由な見出し設定、執筆方式とする。

● JDCにおける「部」の概念は二種類あり、JAIの「部」は第二次区分、JICWの「部」は第六次区分であるので、留意されたい。

引用・参考文献

※ ウェブサイトの最終閲覧年月日は二〇一八年十一月二十五日である。

〈書籍、論文〉

- 一般社団法人日本地質学会 編 『地質系統・年代の日本語記述ガイドライン』 二〇一八年七月改訂版
- 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会 編 『図書館情報学用語辞典』 丸善出版、二〇一三年、第四版
- フランシス・ベーコン 著、服部英次郎・多田英次 訳 『学問の進歩』 岩波文庫、一九七四年
- フランシス・ベーコン 著、桂寿一 訳 『ノヴム・オルガヌム、新機関』 岩波文庫、一九七八年
- コリン・クラーク 著、金融経済研究会 訳 『経済的進歩の諸条件』 日本評論社、一九四五年
- オーギュスト・コント 著、田辺寿利 訳 『実証的精神論』 岩波文庫、一九三八年
- Ian Ridpath 編集、岡村定矩 翻訳 『オックスフォード天文学辞典』 朝倉書店、初版第一刷
- Kevin A. Pimblet, "Pulling Out Threads from the Cosmic Tapestry: Defining Filaments of Galaxies", arXiv, 14 March 2005.

〈日本法〉

- 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）
施行日… 施行日… 平成二十九年四月一日
最終更新… 平成三十年六月一日公布（平成三十年法律第三十九号）改正
- 教育基本法（平成十八年法律第二十号）
施行日… 基準日時点
最終更新… 基準日
- 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）
施行日… 平成二十九年四月一日
最終更新… 平成二十七年七月十七日公布（平成二十七年法律第五十九号）改正
- 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
施行日… 平成二十九年五月三十日
最終更新… 平成三十年七月二十七日公布（平成三十年法律第八十号）改正
- 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）
施行日… 平成二十八年四月一日
最終更新… 平成二十七年七月十日公布（平成二十七年法律第五十五号）改正
- 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）

施行日… 平成三十年四月一日

最終更新… 平成三十年三月三十一日公布（平成三十年法律第七号）改正

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）

施行日… 平成三十年五月二十五日

最終更新… 平成三十年六月一日公布（平成三十年法律第三十九号）改正

特許法（昭和三十四年四月十三日法律第二百一十一号）

施行日… 平成三十年六月九日

最終更新… 平成三十年五月三十日公布（平成三十年法律第三十三号）改正

民法（明治二十九年法律第八十九号）

施行日… 平成三十年四月一日

最終更新… 平成三十年七月十三日公布（平成三十年法律第七十二号）改正

〈産学官民連携事業等〉

国立国会図書館主導

<http://www.ndl.go.jp/>

国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）

<http://warp.da.ndl.go.jp/>

国立国会図書館デジタルコレクション

<http://dl.ndl.go.jp/>

近代デジタルライブラリー

<http://kindai.ndl.go.jp/>

…二〇一六年五月三十一日に終了、デジタルコレクションへ統合
カレントアウェアネス・ポータル

<http://current.ndl.go.jp/>

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構（ROIS）

国立情報学研究所（NII）主導

<https://www.nii.ac.jp/>

学術機関リポジトリデータベース（IRDB）

<https://dev.irdb.nii.ac.jp/>

学術機関リポジトリポータル（JAIRO）

<http://jairo.nii.ac.jp/>

…二〇一九年三月末に閉鎖、IRDBへ移行

学術機関リポジトリ構築連携支援事業

<https://www.nii.ac.jp/irp/>

国内の機関リポジトリ一覧

<https://www.nii.ac.jp/irp/list/>

CiNii Articles

<http://ci.nii.ac.jp/>

CiNii Books

<http://ci.nii.ac.jp/books/?l=ja>

科学研究費助成事業データベース（KAKEN）

<https://kaken.nii.ac.jp/>

オープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）

<https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/>

国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）主導

<http://www.jst.go.jp/>

科学技術情報発信・流通総合システム（J-STAGE）

<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/char/ja>

科学技術総合リンクセンター

<https://jglobal.jst.go.jp/>

総務省主導

日本標準産業分類

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/

文部科学省、独立行政法人日本学術振興会主導

科学研究費助成事業（データベースはNIIが運営）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm

文部科学省主導

研究大学強化促進事業

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/sokushinhi/

文化庁主導

文化財の紹介

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/index.html>

一般社団法人 日本書籍出版協会、一般社団法人 日本出版インフラセンター 日本図書コード管理センター主導

日本図書コード

<http://www.jbpa.or.jp/>

日本図書コード管理センター

<https://isbn.jpo.or.jp/>

デジタルリポジトリ連合運営委員会、北海道大学図書館主導

デジタルリポジトリ連合

<http://drf.lib.hokudai.ac.jp/drf/>

…二〇一六年三月三十一日に発展的解散、JPCOARへ移行

〈図書分類法〉

日本図書館協会 分類委員会主導

日本十進分類法

<http://www.jla.or.jp/committees/bunrui/tabid/187/Default.aspx>

国立国会図書館主導

国立国会図書館分類表

http://www.ndl.go.jp/jp/data/catstandards/classification_subject/ndlc.html

UDC

UDC コンソーシアム（UDCC）主導

国際十進分類法

<http://www.udcsummary.info/php/index.php>

メルヴィル・デューイ、Project Gutenberg 主導
デューイ十進分類法

<http://www.gutenberg.org/ebooks/12513>

チャールズ・エイミー・カッター主導

展開分類法

The Boston Athenaeum's Guide to the classification system developed by Cutter for their collection

<http://catalog.bostonathenaeum.org/cutterguide.html>

〈国際規約等〉

国際原核生物分類命名委員会主導

国際細菌命名規約 (International Code of Nomenclature of Bacteria, ICNB)

国際原核生物命名規約 (International Code of Nomenclature of Prokaryotes, ICNP)

国際植物学会議主導

国際藻類・菌類・植物命名規約 (International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants, ICN)

動物命名法国際審議会主導

国際動物命名規約 (International Code of Zoological Nomenclature, ICZN)

世界保健機関 (WHO) 主導

疾病及び関連保健問題の国際統計分類 (*International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems 10th*

Revision, ICD-10, 1990

<http://apps.who.int/classifications/icd10/browse/2010/en>

アメリカ精神医学会 (APA) 主導

精神障害の診断と統計マニュアル (*Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders the fifth edition, DSM-5*), 2013

<https://www.psychiatry.org/psychiatrists/practice/dsm>

国際著作権法学会主導

文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約

クリエイティブ・コモンズ主導

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (Creative Commons license, CC license)

<https://creativecommons.org/>

クリエイティブ・コモンズ・シャープン

<https://creativecommons.jp/>

〈情報検索エンジン〉

Google <https://www.google.co.jp/>

Google ブックス <https://books.google.co.jp/>

Google Scholar <http://scholar.google.co.jp/>

〈有志・ボランティア団体〉

青空文庫

<https://www.aozora.gr.jp/>

Free ebooks - Project Gutenberg

<http://www.gutenberg.org/>